朝日町地域防災計画

令和５年３月

朝 日 町 防 災 会 議

目　　次

■第１編　総　則

第１章　計画の目的と性格等 …… 1
第２章　朝日町の概況 …… 4
第３章　予想される災害 …… 6
第４章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 10

■第２編　震災対策編

第１章　災害予防計画 …… 25
第１節　地震に関する調査研究体制 …… 25
第２節　地震観測体制の整備計画 …… 28
第３節　防災知識の普及計画 …… 29
第４節　地域防災力強化計画 …… 34
第５節　災害ボランティア受入体制整備計画 …… 39
第６節　防災訓練計画 …… 42
第７節　避難体制整備計画 …… 44
第８節　救助・救急体制整備計画 …… 51
第９節　火災予防計画 …… 53
第10節　医療救護体制整備計画 …… 55
第11節　地震防災施設等整備計画 …… 57
第12節　防災用通信施設災害予防計画 …… 58
第13節　地盤災害予防計画 …… 60
第14節　孤立集落対策計画 …… 62
第15節　建築物災害予防計画 …… 64
第16節　輸送体制整備計画 …… 68
第17節　各種施設災害予防対策関係 …… 71
第１款　交通関係施設災害予防計画 …… 71
第２款　土砂災害防止施設災害予防計画 …… 73
第３款　河川施設災害予防計画 …… 76
第４款　農地・農業用施設災害予防計画 …… 77
第５款　電力供給施設災害予防計画 …… 78
第６款　ガス供給施設災害予防計画 …… 80
第７款　電気通信施設災害予防計画 …… 81
第８款　上水道施設災害予防計画 …… 83
第９款　農業集落排水処理施設災害予防計画 …… 86

第10款　危険物等施設災害予防計画 88
第18節　食料・生活必需品等の確保計画 92
第19節　文教施設における災害予防計画 94
第20節　要配慮者の安全確保計画 97
第21節　積雪期の地震災害予防計画 103
第２章　災害応急計画 105
第１節　災害対策本部 105
第２節　職員の動員配備計画 113
第３節　広域応援・受援体制 115
第４節　広域避難計画 119
第５節　自衛隊災害派遣計画 122
第６節　情報収集伝達関係 126
第１款　通信計画 126
第２款　地震情報等伝達計画 127
第３款　災害情報の収集・伝達計画 129
第４款　広報計画 132
第７節　避難計画 136
第８節　指定避難所運営計画 141
第９節　救助・救急計画 146
第10節　消火活動計画 149
第11節　医療救護計画 151
第12節　遺体対策計画 154
第13節　交通輸送関係 156
第１款　輸送計画 156
第２款　道路交通計画 158
第14節　各種施設災害応急対策関係 160
第１款　土砂災害防止施設災害応急計画 160
第２款　河川施設災害応急計画 162
第３款　農地・農業用施設災害応急計画 164
第４款　電力供給施設災害応急計画 165
第５款　ガス供給施設災害応急計画 167
第６款　電気通信施設災害応急計画 168
第７款　上水道施設災害応急計画 170
第８款　農業集落排水処理施設災害応急計画 172
第９款　家庭用小型合併処理浄化槽災害応急計画 174
第10款　危険物等施設災害応急計画 175
第15節　農林水産業災害応急計画 177
第16節　生活支援計画 179

第１款　食料供給計画 ・・・

第６款　ガス供給施設災害予防計画……261
第７款　電気通信施設災害予防計画……262
第８款　上水道施設災害予防計画……264
第９款　農業集落排水処理施設災害予防計画……267
第10款　危険物等施設災害予防計画……269
第15節　食料・生活必需品等の確保計画……273
第16節　文教施設における災害予防計画……274
第17節　要配慮者の安全確保計画……277
第２章　災害応急計画……279
第１節　災害対策本部……279
第２節　職員の動員配備計画……280
第３節　広域応援・受援体制……281
第４節　広域避難計画……282
第５節　自衛隊災害派遣計画……283
第６節　情報収集伝達関係……284
第１款　通信計画……284
第２款　気象情報等伝達計画……285
第３款　災害情報の収集・伝達計画……297
第４款　広報計画……299
第７節　避難計画……301
第８節　指定避難所運営計画……309
第９節　救助・救急計画……310
第10節　消火活動計画……311
第11節　医療救護計画……313
第12節　遺体対策計画……314
第13節　交通輸送関係……315
第１款　輸送計画……315
第２款　道路交通計画……316
第14節　各種施設災害応急対策関係……317
第１款　土砂災害防止施設災害応急計画……317
第２款　河川施設災害応急計画……319
第３款　農地・農業用施設災害応急計画……321
第４款　電力供給施設災害応急計画……322
第５款　ガス供給施設災害応急計画……323
第６款　電気通信施設災害応急計画……324
第７款　上水道施設災害応急計画……325
第８款　農業集落排水処理施設災害応急計画……326
第９款　家庭用小型合併処理浄化槽災害応急計画……327

第10款　危険物等施設災害応急計画・・・

第２節　原子力災害予防計画 ・・・

第１編　総　　則

第１章　計画の目的と性格等

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、朝日町防災会議（以下「町防災会議」という。）が朝日町の地域に係る災害に対処するため、朝日町（以下「町」という。）、町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の出先機関及び町の公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、防災関係機関の全機能を有効に発揮し、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

２　計画の構成

この計画の構成は、次のとおりである。

第１編　総則

第２編　震災対策編

第３編　風水害対策編

第４編　個別災害対策編

資料編

３　計画の内容

この計画は、町域において想定される災害に対して、次の事項を定める。

(1) 災害予防計画

災害の発生を未然に予防し、又は被害を最小限にくい止めるための事前措置について定める。

(2) 災害応急計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の予防措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。

(3) 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての方針について定める。

４　計画の方針

(1) この計画は、地域に係る社会情勢の変化等並びに関連法令の改正及び山形県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災害対策基本法第 42 条の規定により毎年検討を加えるとともに、必要がある場合にはこれを修正する。

この計画の修正については、災害対策基本法第 42 条の規定により、村山総合支庁を経由し、知事に報告し、その要旨を公表する。

(2) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。併せて、いつどこでも起こりうる災害に備え住民一人一人が行う防災活動や、地域の防災力向上のために、町民運動の展開を図り、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。

５　防災の基本理念

山形県では、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的として、平成 29 年３月、山形県防災基本条例（平成 29 年県条例第 18 号）を制定した。町は、本条例に掲げる基本理念にのっとり、防災の取組みを行う。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることで被害の軽減につなげる。

６　地域防災計画において重点を置くべき事項

平成 23 年３月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される大規模災害の発生に備え、以下のとおり、さらなる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練･研修等による人材育成を図ることも必要である。

(1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県と町及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。

また、町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意すること。

(2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

(3) 住民等の円滑かつ安全な避難等に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

(5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

(6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、町は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

(7) 原子力災害対策の充実に関する事項

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。

7　計画の習熟

各防災関係機関は、不断に危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、この計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

また、発災後スムーズな計画運用を図るためのマニュアル、情報システム等を必要に応じて整備する。

8　用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 町防災計画　　朝日町地域防災計画をいう。

(2) 県防災計画　　山形県地域防災計画をいう。

(3) 防災関係機関　　山形県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。

(4) 本部　　朝日町災害対策本部をいう。

(5) 本部長　　朝日町災害対策本部長をいう。

(6) 法　　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。

(7) 救助法　　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。

(8) 県災害救助法施行細則　　山形県災害救助法施行細則（昭和 35 年県規則第４号）をいう。

(9) 避難指示等　　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。

第２章　朝日町の概況

１　自然的条件

(1) 地形

本町は、山形県の中央部に位置し、東西に25㎞、南北に21㎞にわたる総面積196.81k㎡である。町土の76％ほどが、国立公園をはじめとする原生林野で占めている。磐梯朝日国立公園の主峰・大朝日岳の東縁山麓地域にあり、最上川が町域の南北を約21ｋｍにわたって蛇行北流し、南西部は、東北のアルプスといわれる朝日連峰の大朝日岳（1,871m）や小朝日岳（1,648m）などの朝日連峰に、南東部は白鷹山地に囲まれている。

(2) 地質

朝日山地を構成する白亜紀末期～古代三紀初期に浸入し花崗岩類を基盤として新第三系が広く分布している。中新世期の安山岩プロピライトの溶岩流が、白倉南東方、暖日山花崗岩体に沿って分布しており、砂岩、泥岩は一ツ沢、白倉、曲淵西方に、凝灰岩を挟んでいる。

中新世後期の地層は、石田淵付近の泥岩、大沼、長沼、宮宿に分布するシルト岩などがあるが、海底火山の火砕物を含む、軽石凝灰岩、砂質凝灰岩、細粒凝灰岩が厚く、広く分布する。これらの地層から海に棲んでいた貝、ウニ、有孔虫化石を多く産する。

第四系は、下芦沢、水本付近や大船木、今平の西方の山地に分布する白鷹火山の火砕流の地に段丘堆積物がある。高位段丘は、和合平（240m～300m）に、中位段丘は、宮宿を中心とした最上川の蛇行部、能中、常盤付近（180m～230m）に分布する平坦な部分である。低位段丘は、宮宿付近に見られ沖積面は、現河川の両端に広く分布する。

荒砥を経て左沢へ流れる最上川は、先行谷として発達した杉山、松原付近で搾入蛇行をもつ五百川峡谷となっている。

(3) 気象

本町の気象は、内陸性のため夏は蒸し暑い日が多く、冬は寒い日が多い積雪地帯で寒暖の差が大きいのが特徴である。

特に冬は、朝日連峰おろしの季節風が強いため、寒さの厳しい日が続き 11 月から降雪がみられ、山間部の集落は２m前後の豪雪となる年もある、雪質は、湿って重いため、時には果樹の枝折れや建物の損傷などの被害をもたらす。

２　社会的条件

(1) 人口

ア　人口と世帯数の推移　（各年国勢調査による）

年　次	世　帯　数	人　　口		
		総　　数	男	女
平成 12 年	2,420 世帯	9,337 人	4,609 人	4,728 人
平成 17 年	2,383 世帯	8,593 人	4,231 人	4,362 人
平成 22 年	2,312 世帯	7,856 人	3,861 人	3,995 人
平成 27 年	2,242 世帯	7,119 人	3,504 人	3,615 人
令和２年	2,150 世帯	6,366 人	3,150 人	3,216 人

イ　年齢別人口　（令和２年国勢調査による）

年齢区分	不　　詳	０～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	総人口
人　数	１人	561 人	2,976 人	2,828 人	6,366 人
構成比	0.02%	8.81%	46.75%	44.42%	100%

ウ　人口動態　（住民基本台帳による）

年　度	出　　生	死　　亡	転　　入	転　　出
令和３年度	30 人	131 人	92 人	170 人

エ　産業別就業人口　（平成 27 年国勢調査による）

就　　業　　者　　数				構　　成　　比			
第１次	第２次	第３次	総　数	第１次	第２次	第３次	総　数
959 人	1,101 人	1,678 人	3,738 人	25.7%	29.4%	44.9%	100.0%

※注　総数に産業分類不詳を含む。

オ　農家の状況　（各年農林業センサスによる）

年　　次	専業農家	第１種兼業農家	第２種兼業農家	自給的農家	総農家数
平成 12 年	200 戸	235 戸	508 戸	245 戸	1,188 戸
平成 17 年	196 戸	210 戸	379 戸	350 戸	1,135 戸
平成 22 年	150 戸	142 戸	219 戸	449 戸	960 戸
平成 27 年	190 戸	103 戸	183 戸	403 戸	879 戸

第３章　予想される災害

１　地震

地震は、発生の予知が難しく、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、これまでの想定を超える大きな被害がもたされ、このような災害が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

県は、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会に基づき、山形盆地断層帯被害想定調査（平成 14 年度実施）を実施した。

さらに、長井盆地西縁断層帯被害想定調査（平成 17 年度実施）を実施した。

本町における被害想定は、以下のとおりである。

(1) 山形盆地断層帯地震の被害想定（朝日町域分）

区　　分		冬季夕方	冬季早朝	夏季昼間
地震の規模		マグニチュード 7.8		
計測震度		平均 5.4　最大 6.4		
建物被害棟数	全壊	333 棟	333 棟	254 棟
	半壊	578 棟	578 棟	509 棟
出火件数		４件	２件	０件
焼失棟数		４件	２件	０件
死者		20 人	25 人	15 人
負傷者		346 人	395 人	280 人
建物被害罹災者		2,150 人	2,144 人	1,792 人
避難所生活者		971 人	967 人	788 人
断水世帯数		1,843 世帯	1,843 世帯	1,820 世帯
停電世帯数		1,209 世帯	1,209 世帯	1,167 世帯
電話不通世帯数		707 世帯	707 世帯	630 世帯

(2) 長井盆地西縁断層帯地震の被害想定（朝日町域分）

区　　分		冬季夕方	冬季早朝	夏季昼間
地震の規模		マグニチュード7.7		
計測震度		平均6.0　最大6.5		
建物被害棟数	全壊	250棟	250棟	231棟
	半壊	558棟	558棟	516棟
出火件数		0件	0件	0件
焼失棟数		0件	0件	0件
死者		14人	25人	11人
負傷者		270人	398人	230人
避難所生活者		夜間の場合928人	夜間の場合928人	昼間の場合727人
断水世帯数		2,228世帯	2,228世帯	2,228世帯
停電世帯数		392世帯	392世帯	392世帯
電話不通世帯数		210世帯	210世帯	210世帯

(3) 庄内平野東縁断層帯地震の被害想定（朝日町域分）

区　　分		冬季	夏季
地震の規模		マグニチュード7.5	
計測震度		平均4.9　最大5.4	
建物被害棟数	全壊	0棟	0棟
	半壊	3棟	3棟
出火件数		0件	0件
焼失棟数		0件	0件
死者		0人	0人
負傷者		0人	0人
避難所生活者		夜間の場合　42人	昼間の場合　33人
断水世帯数		0世帯	0世帯
停電世帯数		0世帯	0世帯
電話不通世帯数		0世帯	0世帯

(4) 山形県の主要な活断層と想定される震度

山形盆地断層帯

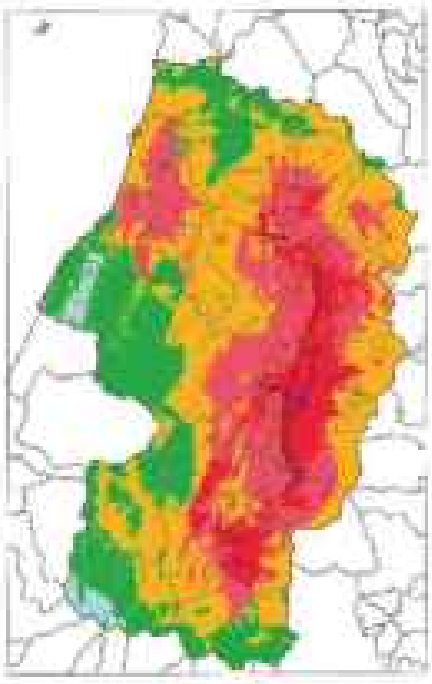

長井盆地西縁断層帯

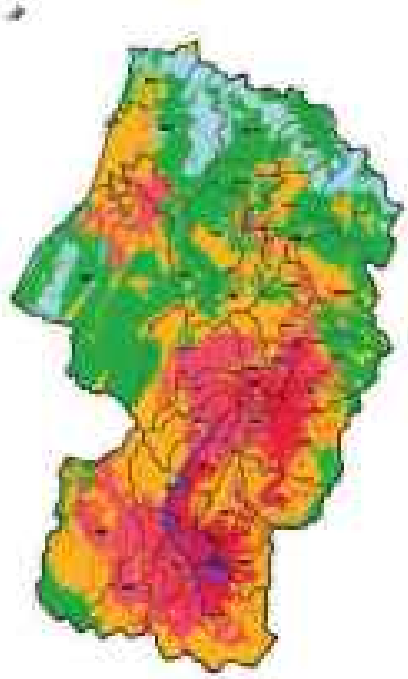

庄内平野東縁断層帯

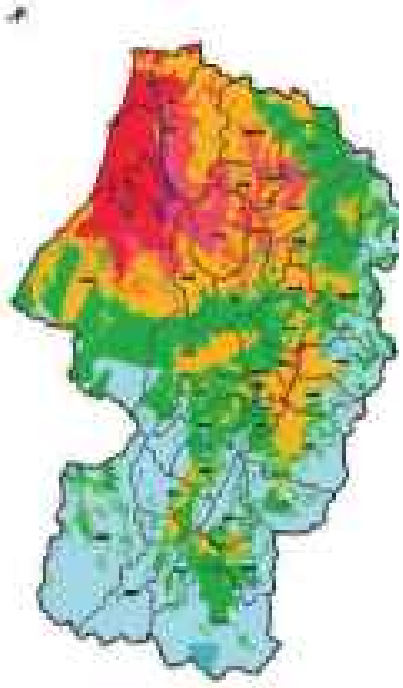

新庄盆地断層帯

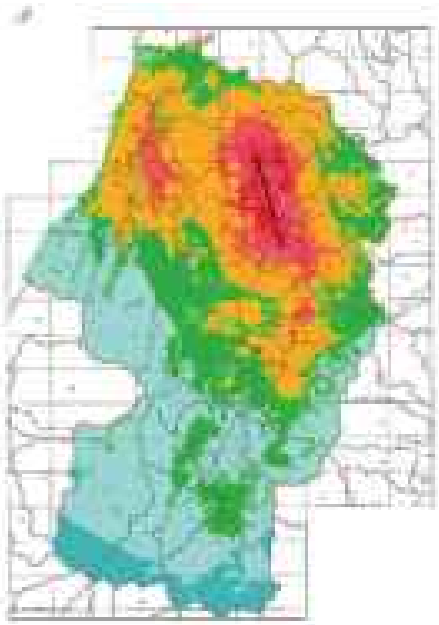

凡　例

■：震度3 以下　■：震度6 弱

■：震度4　■：震度6 強

■：震度5 弱　■：震度7

■：震度5 強

資料：山形県（1998）「山形県地震対策基礎調査」

：山形県（2002）「山形盆地断層帯被害想定調査」

：山形県（2005）「山形県地震被害想定調査」

２　水害

梅雨前線、寒冷前線及び局地的な大雨により、山間部から平地部にかけての沢や水路の溢れによる土砂崩れや増水による家屋への浸水、市街地での大雨時、側溝や水路の内水の増水に十分注意が必要である。

３　台風

台風が太平洋側を通過する場合には大雨の時が多く、日本海側を通過する場合は、暴風雨に見舞われることが多い。農林業施設や農作物、建物への被害、火災などの二次災害に十分注意が必要である。

４　土砂災害

融雪期や豪雨により、地すべり、がけ崩れ等による被害が予想されることから、土砂災害警戒区域等を中心に警戒が必要である。

５　雪害

冬型の気圧配置に伴う季節風による大雪や低気圧が通過する際に大雪となり、積雪による農業用施設及び農作物の被害や雪崩、雪下ろしや排雪に伴う事故の発生、融雪期においては、がけ崩れ、地滑り、道路欠所、落石等が発生しやすくなることから十分な注意が必要である。

６　事故災害

航空災害、道路災害、林野火災及び原子力災害等を想定する。

第４章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　防災関係機関等の責務

(1) 朝日町

町は、防災の第一次的責任者を有する基礎地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 山形県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、朝日町並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

(4) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第 83 条の規定により、知事の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設管理者

公共的団体及び防災上重要な施設管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。

また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

２　住民の役割

「自分の命は自分で守る」（自助）、「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助）ことが防災の基本であり、住民は、その自覚を持ち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。特に、大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されることから、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取組んでいくことが求められる。

３　事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制を充実させるとともに、地域の一員であることを自覚し積極的に地域の防災に寄与するよう努めなければならない。災害発生に備えて、自衛消防組織等の防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全確保に努める。

また、町及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救護等の応急対策に協力する。

４　防災関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 町

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
朝日町	1　町防災会議に関すること 2　町域における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3　災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること 4　防災に係る気象、地象、水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関すること 5　防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること 6　防災に係る教育及び訓練に関すること 7　通信施設及び組織の整備に関すること 8　水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること 9　治山治水その他地域保全に関すること 10　建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること	1　災害対策本部の設置及び運営に関すること 2　指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要求に関すること 3　県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 4　損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること 5　災害情報の収集に関すること 6　災害広報に関すること 7　災害予警報等の情報伝達、並びに避難の勧告、指示及び警戒区域の設定に関すること 8　被災者の救助に関すること 9　消防活動及び浸水対策活動に関すること 10　緊急輸送の確保に関すること 11　ライフラインの確保に関すること 12　公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること	1　被災者のための相談に関すること 2　見舞金等の支給等に関すること 3　雇用の安定に関すること 4　住宅対策に関すること 5　租税の特例措置に関すること 6　農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること 7　公共施設等の災害復旧に関すること

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
朝日町	11　災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること	13　農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14　食料その他の生活必需品の需給計画に関すること 15　災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 16　被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること 17　被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること	
朝日町消防団	1　水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備、並びに物資及び資機材の備蓄に関すること 2　防災に係わる教育及び訓練に関すること	1　消防、水防その他応急措置に関すること 2　被災者の救護、救助その他保護に関すること	

(2) 消防機関

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
西村山広域行政事務組合消防本部	1　災害に対する予防、防ぎょと拡大防止対策に関すること 2　消防機材の整備充実と訓練の実施に関すること	1　災害における人命救助対策に関すること 2　災害時における危険物の災害防止に関すること	

(3) 県

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
山形県	1　山形県防災会議に関すること 2　防災関係機関相互の総合調整に関すること 3　災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること 4　防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること 5　防災思想の普及及び災害安全運動に関すること 6　防災に係る教育及び訓練に関すること 7　通信施設及び組織の整備に関すること 8　水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること 9　治山治水その他の県土の保全に関すること 10　建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること 11　災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること	1　県災害対策本部の設置及び運営に関すること 2　防災関係機関相互の総合調整に関すること 3　市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 4　自衛隊の災害派遣要請に関すること 5　指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること 6　建設機械および技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること 7　損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること 8　応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること 9　市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること 10　災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 11　災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること 12　災害広報に関すること 13　緊急輸送の確保に関すること	1　被災者のための相談に関すること 2　見舞金等の支給等に関すること 3　雇用の安定に関すること 4　生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること 5　住宅対策に関すること 6　租税の特例措置に関すること 7　農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること 8　公共施設等の災害復旧に関すること

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
山形県	12　在宅の災害時要配慮者対策に関すること	14　ライフラインの確保に関すること 15　公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること 16　農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 17　食料その他の生活必需品の需給調整に関すること 18　災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 19　被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること 20　被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 21　その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること	
寒河江警察署	1　災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実関すること 2　災害警備の教養訓練に関すること 3　防災広報に関すること	1　災害情報及び交通情報の収集に関すること 2　被災者の救助及び避難誘導に関すること 3　交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保関すること 4　行方不明者の調査及び死体の検視に関すること 5　犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他の秩序の維持に関すること	

(4) 指定地方行政機関

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
東北財務局 （山形財務事務所）			1　金融機関の業務運営の確保に関すること 2　県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること 3　県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること 4　公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること
東北農政局 山形拠点	1　農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること 2　防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること	1　災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること 2　災害時における食料の供給に関すること	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関すること
東北森林管理局 山形森林管理署	1　治山事業及び地すべり対策事業の実施に　関すること 2　防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること	災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること
東北運輸局 山形運輸支局	緊急輸送、代替輸送の実施体制の整備等に係る関係事業者等への指導・助言及び防災訓練実施並びに交通施設等の安全確保に関する	1　交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2　緊急輸送、代替輸送における関係事業者への指導・調整及び支援に関すること	復旧・復興のための物資等円滑かつ効率的な輸送に係る調整に関すること

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
仙台管区気象台（山形地方気象台）	1　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 2　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果、発表に関すること 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること	気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
東北総合通信局	1　放送・通信設備の耐震性確保の指導に関すること 2　災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること	1　通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信に必要な措置を講ずること 2　非常通信に関すること	有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関すること
山形労働局	1　大規模な爆発、火災等の災害防止に関すること 2　企業における防災の促進に関すること	1　二次災害発生の防止に関すること 2　災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること	1　事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること 2　災害復旧工事等に関する安全衛生に関すること 3　雇用の安定等の支援に関すること
東北地方整備局 山形河川国道事務所	1　防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関すること 2　通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること 3　災害危険個所における河川、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること	1　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること 2　水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること 3　建設機械および技術者の現況把握に関すること	二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
東北地方整備局 山形河川国道事務所	4　重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること 5　官庁施設の災害予防措置に関すること 6　雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること	4　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる災害対策用機械（排水ポンプ車・照明車など）の災害派遣や復旧資材の貸与に関すること 5　災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること 6　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること	
東北地方測量部		地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること	復旧測量等の実施に関すること
東北地方環境事務所		1　所管施設等の避難場所等としての利用に関すること 2　緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること 3　大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること 4　災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること 5　愛玩動物の救助活動状況の把握・関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること	

(5) 自衛隊

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
陸上自衛隊	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に関すること	1　災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること 2　被害状況の把握、避難援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること 3　診察、防疫の支援に関すること 4　人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること 5　危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること	

(6) 指定公共機関

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
東日本旅客鉄道株式会社 左沢線営業所	1　線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること 2　鉄道林の新設、改良、保全及び管理に関すること	1　送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること 2　列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること 3　気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること 4　災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること	線路等鉄道施設の災害復旧に関すること
東日本電信電話株式会社山形支店	高度情報網の確立と既設設備整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	1　気象警報の伝達に関すること 2　災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること	1　避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金減免等の料金の特例に関すること 2　電気通信施設の災害復旧に関する
株式会社ＮＴＴドコモ東北支社 ＫＤＤＩ株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
東北電力株式会社 （最上村山営業所） （天童電力センター）	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良、維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	1　電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること 2　電気供給施設の災害復旧に関すること

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
日本銀行 山形事務所		1　通貨の供給の確保に関すること 2　金融機関による非常金融措置の実施に関すること 3　各種金融措置の広報に関すること	
日本赤十字社 山形県支部		1　災害時の傷病者における医療救援に関すること 2　被災者に対する救援物資の配分に関すること 3　こころのケアに関すること 4　赤十字ボランティア活動の指導に関すること 5　義援金の募集受付に関すること	
日本放送協会 山形放送局	災害予防の放送に関すること	1　気象予報、注意報、警報、災害情報等の放送に関すること 2　救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	放送施設の災害復旧に関すること
日本通運株式会社 山形支店		1　物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2　緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
日本郵便株式会社 （宮宿郵便局）	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること		1　災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関すること 2　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
日本郵便株式会社 （宮宿郵便局）			3　株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること

(7) 指定地方公共機関

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	災害予防の放送に関すること	1　気象予報、注意報、警報、災害情報等の放送に関すること 2　救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	
山交バス株式会社 第一貨物株式会社 公益社団法人山形県トラック協会		災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること	
朝日町土地改良区	水門、水路、ため池、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること	農業用施設の被災状況調査に関すること	農業用施設の災害復旧事業に関すること
一般社団法人寒河江市西村山郡医師会		災害時における医療救護に関すること	

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
朝日町商工会		1　災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること 2　救助用物資の確保についての協力に関すること	復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
さがえ西村山農業協同組合 西村山地方森林組合 農林関係団体		1　町が行う農林関係の被害調査及び応急対策への協力に関すること 2　農作物等の災害応急対策についての指導に関すること 3　共同利用施設の応急対策に関すること 4　肥料、飼料等の応急確保に関すること	1　共同利用施設の復旧に関すること 2　被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること
病院等経営者		1　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2　災害時における負傷者等の医療救護に関すること	
朝日町社会福祉協議会			1　被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること 2　災害ボランティアに関すること
社会福祉施設経営者	防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防対策に関すること	災害時における収容者の避難誘導に関すること	
建設業協会等 建設業者		1　防災対策資機材、人員の確保に関すること 2　障害物の除去等、応急・復旧対策に関すること	
一般運輸事業者		災害時における緊急輸送の確保に関すること	
危険物関係施設の管理者		災害時における危険物の保安措置に関すること	

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災　害　復　旧
一般社団法人山形県ＬＰガス協会西村山支部		1　ＬＰガスの供給及び保安措置に関すること 2　被害施設の調査に関すること	1　被災者のガス料金納期の延伸等料金の特例に関すること 2　被害施設の災害復旧に関すること
自主防災組織	1　地域巡回や安全点検、避難路の点検等に関すること 2　防災意識の普及・啓発、広報に関すること 3　防災訓練の実施に関すること 4　防災資機材の備蓄及び管理に関すること	1　地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の供給、防犯に対する協力に関すること 2　町が実施する応急対策についての協力に関すること	
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		それぞれの職務に関する防災管理、応急対策に関すること	

第２編　震災対策編

第１章　災害予防計画

第１節　地震に関する調査研究体制

１　計画の概要

震災対策を効果的に推進するため、国及び県が実施する地震及び震災に関する調査研究について定める。

２　国の推進体制

阪神・淡路大震災を契機として、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）が施行され、従来の地震予知研究体制について見直しが行われた。この結果、科学技術庁長官（現：文部科学大臣）を本部長として地震調査研究推進本部が設置され、調査研究体制が一元化された。

３　地震調査委員会による海溝型地震及び主要活断層帯の長期評価

地震調査委員会は、活断層で起きる地震について地震発生確率を含む長期評価結果を公表している。本県の主要活断層帯は、下記のとおりである。

名　　称		想定マグニチュード	位　　置	長さ	30年以内発生確率
山形盆地断層帯	全体	M7.8程度	大石田町～上山市	約60km	
	北部	M7.3程度	大石田町～寒河江市	約29km	0.003～８％ Ｓ＊ランク
	南部	M7.3程度	寒河江市～上山市	約31km	１％ Ａランク
新庄盆地断層帯	東部	M7.1程度	新庄市～舟形町	約22km	５％以下 Ｓ＊ランク
	西部	M6.9程度	鮭川村～大蔵村	約17km	0.6％ Ａランク
長井盆地西縁断層帯		M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02％以下 Ｚランク
庄内平野東縁断層帯	全体	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	
	北部	M7.1程度	遊佐町～庄内町	約24km	ほぼ０％ Ｚランク
	南部	M6.9程度	庄内町～旧藤島町	約17km	ほぼ０％～６％ Ｓ＊ランク
日本海東縁部（山形県沖）		M7.7前後	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ０％ Ⅰランク
日本海東縁部（佐渡島北東沖）		M7.8程度	佐渡島北東沖	概ね南北方向に長さ140km程度、幅34km程度の矩形	３～６％ Ⅱランク
日本海東縁部（秋田県沖）		M7.5程度	秋田県沖	概ね南北方向に長さ90km程度、幅24km程度の矩形	３％程度以下 Ⅱランク
日本海東縁部（新潟県北部沖）		M7.5前後	新潟県北部沖	80km程度	ほぼ０％ Ⅰランク

※発生確率の基準日はR5.1.１現在（R5.1.13公表）

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「S ランク」、0.1～３％を「A ランク」、0.1％未満を「Z ランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「X ランク」と表記している。

※地震後経過率（注）が0.7以上である活断層は、ランクに＊を付記している。

注：地震後経過率とは、最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値、最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。

４　県における調査研究

県では、平成７年１月の阪神・淡路大震災を契機に、地震や震災に関する調査研究を継続的に実施してきており、その成果を震災対策に活用するとともに、関係機関に提供している。

(1) 山形県地震対策基礎調査(平成８～９年度実施)

内陸型４ケース(村山・最上・置賜・庄内の各地域)及び海洋型１ケース(本県西方沖)を震源域とした大規模な地震が発生した場合の、それぞれの被害想定と、防災対策上の課題を明らかにするため実施された。

(2) 山形県活断層調査事業(平成９～13 年度実施)

庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯及び山形盆地断層帯並びに長井盆地西縁断層帯を対象に、科学技術庁（現：文部科学省）の地震関係基礎調査交付金を活用して、活断層の分布・位置や活動状況等について調査研究を実施された。

(3) 山形盆地断層帯被害想定調査(平成 14 年度実施)

平成 14 年に国の地震調査委員会より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード 7.8 の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施された。

(4) 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査(平成 17 年度実施)

平成 17 年に国の地震調査委員会より「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、置賜地方においてマグニチュード 7.7、庄内地方においてマグニチュード 7.5 の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、両断層帯の被害想定調査を実施された。

第２節　地震観測体制の整備計画

１　計画の概要

地震に関する研究の推進と地震発生時の迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する地震体制について定める。

２　町の地震観測体制

町は、県が町庁舎に設置した震度計により、大規模地震が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。

３　観測体制の充実

山形地方気象台、県及び町は、震度計等、観測体制の充実・強化及び震度観測の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供するシステムの形成を図る。

第３節　防災知識の普及計画

１　計画の概要

町及び防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

２　防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動が円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、防災教育の普及徹底を図る。

⑴ 町職員に対する防災教育

町は、毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、本計画及び災害時に所管防災業務における個人の具体的役割と行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を熟知し、災害発生時に備える。

また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

⑵ 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

３　一般町民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合は、すべての応急対策について行政が対応することは極めて困難であり、住民自らの「自分の身は自分で守る」という自主防災意識と行動が重要なことから、町は、防災訓練や啓発活動を通し、一般町民に防災知識の普及を図る。

⑴ 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア　地震発生前の準備等についての啓発事項

(ｱ) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ｲ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ｳ) 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

(ｴ) 自動車へのこまめな満タン給油

(ｵ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

(ｶ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握

(ｷ) ペットとの同行避難や指定避難所での飼養についての準備（しつけと健康、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

(ｸ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(ｹ) 県内の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

(ｺ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ　地震発生後の行動等についての啓発事項

(ｱ) 緊急地震速報発表時の行動

(ｲ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

(ｳ) 自らの身を守る安全確保行動

(ｴ) 津波発生時の行動

(ｵ) 自動車運転時の行動

(ｶ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

(ｷ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路

(ｸ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ｹ) 応急救護の方法

(ｺ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(ｻ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(ｼ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(ｽ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(ｾ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

町及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに西村山広域行政事務組合消防本部（以下「西村山消防本部・朝日分署」という。）で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関りを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。

４　事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア　地震発生前の準備等についての啓発事項

(ｱ) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策

(ｲ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ｳ) 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

(ｴ) 自動車へのこまめな満タン給油

(ｵ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(ｶ) 県内の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

(ｷ) 地域住民との協力体制の構築

(ｸ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ　地震発生後の行動等についての啓発事項

(ｱ) 緊急地震速報発表時の行動

(ｲ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

(ｳ) 自らの身を守る安全確保行動

(ｴ) 津波発生時の行動

(ｵ) 自動車運転時の行動

(ｶ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

(ｷ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路

(ｸ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ｹ) 応急救護の方法

(ｺ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(ｻ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(ｼ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(ｽ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

町及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。

５　学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

町及び県は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、県内の災害史等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して指導する。また、町及び県は、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ア　児童生徒の成長段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ　児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導する。

ウ　自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア　町・県教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ　学校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

６ 避難行動要支援者に対する防災知識の普及

避難行動要支援者の安全確保を図るためには、避難行動要支援者及び介護者、保護者が防災知識を持つとともに、災害時においては地域住民の避難行動要支援者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、避難行動要支援者に対する具体的な施策の推進を図るとともに、パンフレット、広報誌等の発行により防災知識の普及に努める。

また、避難支援者及び自主防災組織等へ避難行動要支援者の支援に関する知識の普及を図る。

７　防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等の施設、病院・福祉施設、宿泊施設、小売店等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。

また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。

また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

小売店舗及びレクリェーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう従業員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第４節　地域防災力強化計画

１　計画の概要

大規模災害が発生した場合の被害を軽減するためには、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

２　自主防災組織の育成

⑴ 育成の主体

町は、法第５条第２項の規定により、地域の防災対策が円滑に行えるよう自主防災組織に対する指導・助言を積極的に行い、実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

防災関係機関は、町が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

⑵ 育成の方針

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和 54 年３月 23 日山形県防災会議決定）に基づき、既存の自治組織を自主防災組織として育成する。

⑶ 育成強化対策

ア　自主防災リーダーの育成

(ｱ) 地域の防災組織の活性化のため、率先して住民を指揮、指導するリーダーを養成する。

なお、消防団の幹部等、他の防災組織指導者と自主防災リーダーとの兼務を極力避けるよう留意する。

(ｲ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）についても育成する。

(ｳ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成する。

イ　訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織は、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するように努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

ウ　自主防災組織への助成及び連絡体制の強化

町は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するために必要な助成措置を講ずるとともに、自主防災組織の育成を支援し、災害時における自主防災組織と町災害対策本部との情報収集及び伝達が円滑に行えるよう連絡体制の強化を図る。

エ　防災資機材等の整備等

町は、県が実施する自主防災組織への支援事業や、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、消防水利（耐震性防火水槽等）及び広場（避難路、避難地等）等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動ができるよう努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

オ　自主防災組織連絡協議会の設立

町は、自主防災組織の連携と活動強化に向けて、自主防災組織間の活動交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設立を促進する。

(4) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

ア　平常時の活動

(ｱ) 防災に関する知識の普及

(ｲ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

(ｳ) 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の点検

(ｴ) 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認

(ｵ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動

(ｶ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立

(ｷ) 避難地及び医療救護施設の確認

(ｸ) 火気使用設備・器具等の点検

(ｹ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(ｺ) 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等

(ｻ) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ　災害発生時の活動

(ｱ) 出火防止及び初期消火活動の実施

(ｲ) 地域住民の安否の確認

(ｳ) 負傷者の救出、救護活動の実施及びその協力

(ｴ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達

(ｵ) 地域住民に対する避難指示等の伝達

(ｶ) 避難誘導活動の実施

(ｷ) 要配慮者の避難活動への支援

(ｸ) 避難生活の指導、指定避難所の運営への協力

(ｹ) 給食、給水活動及びその協力

(ｺ) 救助物資等の配布及びその協力

(ｻ) 他地域への応援等

⑸ 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア　自発的な防災活動の推進

町内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

イ　地区防災計画の設定

町は、町地域防災計画に地区計画を位置づけるよう町内の一定の地区の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

３　企業（事業所）等における防災の促進

⑴ 育成の主体

町及び県は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進を図る。

また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）の策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取組む。

⑵ 企業等における自衛消防組織の育成方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

ア　高層建築物、劇場、旅館及び学校等、多数の者が出入りし、又は居住する施設

イ　石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ　多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

⑶ 育成強化対策

ア　消防法に基づく指導

西村山消防本部・朝日分署は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務付けられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ　自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

西村山消防本部・朝日分署は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するため防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(4) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア　平常時の活動

(ｱ) 防災要員の配備

(ｲ) 消防用設備等の維持及び管理

(ｳ) 家具・什器等の落下・転倒防止措置

(ｴ) 各種防災訓練の実施等

イ　災害発生時の活動

(ｱ) 出火防止及び初期消火活動の実施

(ｲ) 避難誘導活動の実施等

(ｳ) 救援、救助活動の実施等

(5) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料・飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、企業における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。

(6) 町等における事業継続力強化支援計画の策定促進

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(7) 企業等における帰宅困難者対策の促進

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

⑻ 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第５節　災害ボランティア受入体制整備計画

１　計画の概要

大規模な災害が発生し、被災者に対する救助活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、自発的に応援活動を行う災害ボランティアの存在が非常に大きな役割を果たすことになるため、災害ボランティアについての受入体制及び活動環境の整備について定める。

２　災害ボランティアの定義と位置付け

災害ボランティアは、自らの意思により、無償でさまざまな活動を行うものであり、災害発生時には、災害ボランティアの意思を尊重し、町の被災状況などの情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、応急活動等が円滑に行われるよう努める。

３　一般ボランティアの役割及び受入体制の整備

⑴ 定義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

⑵ 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は、次のとおりである。

ア　指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動

イ　救援物資、資機材等の配分・輸送

ウ　家財搬出、家屋の片づけ、瓦れきの撤去

エ　災害情報、生活情報等の収集・伝達

オ　被災者の話を聞く傾聴活動

⑶ 受入体制の整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びＮＰＯ等との連携を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

ア　災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備

イ　災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施

ウ　災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録

エ　災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保

オ　地域における防災意識の普及啓発

カ　ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

４　専門ボランティアの役割及び受入体制の整備

⑴ 意義

専門ボランティアとは、関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区　　分	活　動　内　容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等におけ要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要支援者の生活支援	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体（ボランティア）	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動を行う	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定する	被災住宅危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線の有資格者
緊急点検、被災調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物と救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者

(3) 受入体制の整備

町は、社会福祉協議会、県等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

ア　ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ　ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ　ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ　ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

オ　ボランティアの活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。

５　活動環境の整備

町は、平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第６節　防災訓練計画

１　計画の概要

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、町、県、関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

２　防災訓練の実施

町は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、市町村総合防災訓練実施要綱に基づき以下の点に留意して県に準じた各種訓練を実施する。

(1) 学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア団体等など多様な主体と連携した訓練を実施する。

(2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置く。

(3) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施する。

(4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求める。

(5) 総合的な防災訓練を年１回以上開催するように努める。

(6) 図上訓練等を実施するように努める。

(7) 被災時の男女のニーズ違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努める。

(8) ペット同行避難者の受入れを想定した訓練実施に努める。

(9) 緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(10) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討する。

(11) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

(12) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(13) 訓練項目

訓練の項目は、概ね次のとおりである。

- 防災気象情報伝達訓練
- 非常招集訓練
- 災害情報収集訓練
- 通信手段確保訓練
- 非常通信訓練
- 災害対策本部設置運営訓練
- 消火訓練
- 給食給水訓練
- 救援物資輸送訓練
- 自主防災組織による初期対応訓練
- 避難誘導訓練
- 救出訓練
- 救急救護訓練
- 緊急道路確保訓練
- 災害対策本部運営訓練
- 災害対処訓練
- ボランティア受入れ訓練
- 水防訓練

３　防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、町や県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

４　学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

町及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年１回以上防災訓練を実施する。

⑴ 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。

⑵ 児童・生徒の避難誘導を実施すること。

⑶ 季節を考慮した訓練を実施すること。

⑷ できる限り地域との連携に努めること。

５　防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

町は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

６　防災訓練の評価

町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第７節　避難体制整備計画

１　計画の概要

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に町が実施する避難体制の整備について定める。

２　避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠地を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、広場、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下「指定避難所等」という）をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の定義

ア　指定緊急避難場所

災害の危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで間、一時的に集合し滞在するために利用する公園、緑地、広場又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ町防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ　指定避難所

住家の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を体育館、公民館及び学校等の公共的施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ町防災計画で指定した場所をいう。

(2) 指定避難所等の指定

町は、指定避難所等の指定にあたっては、次の事項に留意する。

ア　災害の種類ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にする。

また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用ヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定する。

イ　指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所で、災害発生時に迅速に開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

ウ　指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害援助物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。

エ　発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて収容できる面積を確保すること。

また、観光客の多い地域では、観光客の収容も考慮して指定避難所等を整備する。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で１～２㎡／人程度、避難所で３㎡／人程度が目安とされている。

オ　延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。

カ　都市公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保する。

キ　危険物を取り扱う施設等が周囲にないよう配慮する。

ク　人員・物資の輸送車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努める。

ケ　指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設出来る体制を整備すること。

コ　学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等や地域住民等の関係者と協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

サ　指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

シ　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ス　町及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、指定避難所運営のノウハウを有するＮＰＯ等や医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(3) 避難路の安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア　指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼の防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知する。

イ　その他の道路についても、道路に面している家屋や建造物が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その成果を住民に周知する。

ウ　冬季の積雪期については、道路状態が変化するので、避難路を確保するため、除雪に万全を期する。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法により住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア　避難誘導標識、避難場所等案内板等の設置

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ　広報誌、防災マップ、チラシの配布

ウ　ホームページへの掲載

エ　防災訓練等の実施

なお、以下内容については、特に周知徹底に努める。

ア　指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ　指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ　避難の際には、発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ　指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(6) 公共用地の活用

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

＜指定避難所・指定緊急避難場所一覧＞

No.	施設・場所名	所在地	電話番号 連絡先 (0237)	指　定 避難所	緊急避難場所		
					洪水	土砂 災害	地震
1	朝日町開発センター	大字宮宿 1115	67-2111		●	●	●
2	朝日町民体育館	大字宮宿 1115	67-2118	●	●	●	●
3	西部公民館	大字常盤に 519-7	67-2208	●	●	●	●
4	秋葉山交遊館	大字大谷 1135-1	68-2111	●	●	●	●
5	健康増進センター	大字常盤 518-2	67-2208	●	●	●	●
6	北部体育館	大字大谷 1347	68-2111		●	●	●
7	道の駅あさひまち	大字和合 2724	85-0623		●	●	●
8	宮宿小学校	大字宮宿 1021	67-2306	●	●	●	●
9	西五百川小学校	大字常盤い 181-1	67-2369	●	●	●	●
10	大谷小学校	大字大谷 1147	68-2011	●	●	●	●
11	朝日中学校	大字宮宿 108	67-2123	●	●	●	●
12	和合地域交流センター友和館	大字和合 2728	67-2030	●	●	●	●

３　指定避難所等に係る施設、設備・資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

(1) 指定避難所等及び避難路の耐震化

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通や輻輳時にも使用可能な通信機器等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。

(3) 地域完結型の備蓄設備（既存施設のスペースも含む。）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーテーション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備

(4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備

(5) 要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備や避難施設の空調、洋式トイレ、多目的トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備

(6) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房器具の増設・配備をはじめとする環境の整備

(7) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備

⑻ 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

４　避難行動要支援者の個別避難支援計画

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、民生委員・児童委員、区長等と連携し、避難行動要支援者名簿及び個別計画を継続的に整備する。

５　避難支援等関係者の安全保障

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合ってルールを決め、計画を作り周知する。避難支援はあくまで地域における助け合い・共助の活動であることから、避難支援等関係者には必ず支援しなければならないという義務が課せられるものではない。

また、避難支援中に避難行動要支援者に与えた損害についての責任は原則として問われない。避難支援中に避難支援関係者が事故にあった場合に備え、ボランティア保険に加入するなどの対応を検討する。

６　避難誘導体制の整備

町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難ができるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

７　防災上特に注意を要する施設の避難計画

⑴ 多数の要配慮者が利用する施設

学校、保育園、医療施設及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

また、避難確保計画の作成に際しては、町及び県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア　地域の実情に応じた避難所等、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ　入院患者及び自力非難の困難な要配慮者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ　集団的に避難する場合の指定避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ　災害時における施設利用者の受入れに関する他施設との協定等

オ　保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

大規模小売店舗、興行場、公衆浴場その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止対策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア　施設内外の被災状況等について利用者への的確な伝達

イ　利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ　指定避難所等に係る町との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止対策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア　利用者の施設外への安全な避難誘導

イ　利用者に対する地下空間を有している危険性の周知

８　福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の指定

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として協定を締結している。なお、次の事項に留意し、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

ア　相談等に当たる介助員等の配置（概ね 10 人の対象者に１人）

イ　高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備

ウ　日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

(2) 他市町村での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の避難行動要支援者や、被災した施設の利用者等を市町村の域を超えて受入れる拠点の整備に努める。

(3) 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において要配慮者の介護・医療ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できるよう要員の確保に努める。

＜協定締結先＞

	福祉避難施設名称	福祉避難施設住所	協定締結日
1	特別養護老人ホームふれあい荘	朝日町大字四ノ沢 870 番地	平成 25 年４月１日
2	グループホームあさひ	朝日町大字 320 番地６	平成 25 年 10 月１日
3	ぬくひデイサービスセンター	朝日町大字宮宿 1182 番地 17	平成 25 年 10 月１日
4	盲特別養護老人ホーム和合荘	朝日町大字和合 422 番地１	平成 26 年 10 月１日
5	養護老人ホーム明鏡荘	朝日町大字大谷 1063 番地	平成 27 年 11 月１日

９　広域避難の対策

町は、大規模な災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第８節　救助・救急体制整備計画

１　計画の概要

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

２　自主防災組織の対策

⑴ 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに町又は西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察機署に通報するとともに、これらの防災関係機関の避難指示等を速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

⑵ 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動や応急手当を展開することが極めて重要であることから、平時において、応急手当や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

⑶ 防災用資機材等の整備

救助活動に必要となる資機材を地域の防災拠点等に整備するよう努める。

３　町及び消防機関の対策

⑴ 住民に対する防災意識の啓発

町、西村山消防本部・朝日分署は、救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時に要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう啓発に努める。

⑵ 民間等による救急・救助支援体制の確保

町は、同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結するなどの体制を整備する。

⑶ 消防機関の救助・救急体制の整備

町は消防団に対して、地域における初動対応組織となることから、災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団における、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、無線機器等及び自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の救助・救急用資機材の整備に努める。

西村山消防本部・朝日分署は、救助隊員、救急隊員の安全確保を図りつつ効率的な救助･救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。

また、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急資機材の整備を図る。

(4) 連携体制の整備

ア　防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町、消防団及び西村山消防本部・朝日分署は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、寒河江警察署及び県等は適切に情報交換できる体制を整備するなど、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努める。

また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、相互の連携・役割を常に確認しておく。

イ　民間組織の協力

公衆通信網が途断した場合、アマチュア無線を活用した通信について協力が得られるよう、アマチュア無線クラブと協議し、その方法や体制の整備を図る。

また、町内のタクシー会社とも通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制の整備を図る。

(5) 救急・救助活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、西村山消防本部・朝日分署等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策について、寒河江警察署や道路管理者と協議し定めておく。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応急受入体制の確立

同時多発災害が発生し、本町の組織のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく県、他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等についてあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆けつける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第９節　火災予防計画

１　計画の概要

地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、町及び西村山消防本部・朝日分署が実施する火災予防体制の整備等について定める。

２　出火防止

⑴ 一般対策

ア　町及び西村山消防本部・朝日分署は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に努める。

イ　町及び西村山消防本部・朝日分署は、火災の発生を防止するため、耐震自動消火装置付石油暖房器具等の普及、建築物の内装材料等の不燃化を啓発に努める。

ウ　西村山消防本部・朝日分署は、飲食店等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多量の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

⑵ 家庭に対する指導

町及び西村山消防本部・朝日分署は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火の重要性を周知徹底する。

ア　地震発生時の対策

(ｱ) 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。

(ｲ) ガスにあっては、元栓を締める。

(ｳ) 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

イ 平常時の対策

(ｱ) 消火器、消火バケツ等の消火用器材の普及

(ｲ) 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理

(ｳ) 危険物及び可燃物（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

⑶ 防火対象物に対する指導

西村山消防本部・朝日分署は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

⑷ 防火対象物点検報告制度の実施指導

西村山消防本部・朝日分署は、特定防火対象物（飲食店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの又は３階以上の建物で、直通階段が１つしかないものについては、防火対象物点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

３　消防用設備等の適正な維持管理指導

⑴ 定期点検報告制度等の実施指導

西村山消防本部・朝日分署は、病院、社会福祉施設等避難行動要支援者が利用する防火対象物にスプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

⑵ 西村山消防本部・朝日分署は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

４　初期消火体制の強化

⑴ 自主防災組織の対策

ア　自主防災組織は、火災の発生状況を速やかに西村山消防本部・朝日分署に通報する体制を確立する。

イ　自主防災組織は、消火栓、消火器等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じて、使用方法を習得しておく。

⑵ 消火訓練の実施

西村山消防本部・朝日分署は、防火管理者を置く事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、パンフレット等の配布により、初期消火の重要性を周知する。

５　消防施設等の整備

⑴ 町による消防施設等の整備

ア　町は、消防計画の定めるところに従い、消防力の基準を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

イ　町は、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性貯水槽や消火栓、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

ウ　町は、県と協議し、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）に基づく地震防災緊急事業５箇年計画対策等により、耐震性貯水槽等の整備の推進を図るものとする。

⑵ 防火管理者による消防施設等の整備

消防法第８条に定める防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

⑶ 自主防災組織における消防施設等の整備

町は、自主防災組織の活動に必要な防火関連資機材及び施設等の整備を促進するために必要な財政措置を講ずる。

第 10 節　医療救護体制整備計画

１　計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、町及び医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

２　医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急措置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設（下表参照）は、次の業務を行う。

災害時の医療関係施設	
被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。または被災地へ医療救護班及びDMATを派遣するとともに、災害拠点精神科病院にＤＰＡＴを派遣する。
①　町が設置する医療救護所 ②　一般医療機関 ③　災害拠点病院等 ④　DMAT指定病院 ⑤　ＤＰＡＴ指定病院 ⑥　その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	①　DMAT指定病院 ②　ＤＰＡＴ指定病院 ③　災害拠点病院等 ④　災害拠点精神病院 ⑤　救急告示病院

※DMAT：災害派遣医療チーム　Disaster Medical Assistance Team

※ＤＰＡＴ：災害派遣精神医療チーム　Disaster Psychiatric Assistance Team

(1) 医療救護所

医療救護所は、町が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。町での設置が困難な場合は、県に協力を要請する。後方医療への搬送については、西村山消防本部・朝日分署が行う。

(2) 一般医療機関

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会など関係機関と連携・協力を図りながら、医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院等は、重傷傷病者等の受入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、急性期の精神障がい者の優先受入れやトリアージ対応、患者の広域搬送の調整、ＤＰＡＴ活動を指揮・統括する拠点本部の設置及び他機関との連絡調整を行う。

⑹ DMAT指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

⑺ DPAT指定病院

DPAT指定病院は、県の要請により、DPATを被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。派遣されたDPATは、県の要請等により県外から派遣されたDPATとともに、精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援等を行う。

3　医療関係施設の整備等

⑴ 医療関係施設等の整備

町は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備等の整備を図る。

⑵ 医療救護所設置場所の確保

町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域医療機関や一般社団法人寒河江市西村山郡医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア　設置場所の要件

(ｱ) 二次災害の危険のない場所である。

(ｲ) 傷病者搬送のための道路にアクセスできる場所である。

(ｳ) 住民等に比較的知られている場所である。

(ｴ) ヘリコプター緊急離着陸が可能な場所に近接している。

イ　設置スペース

冬期間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

ウ　設置予定場所

基本的には、指定避難所等に設置する。細部、設置場所等については、当時の状況に応じて決定する。

⑶ ＩＴを活用した災害時の情報収集体制の整備

ア　山形県医療機関情報ネットワーク

町は、災害時に医療施設の診察状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

イ　非常用通信手段の確保

町は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

4　医療資器材供給等体制の整備

町は、災害時に医療救護所等において必要となる医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を確保するよう努めるとともに、調達にあたっては、優先的な供給について業者に協力を依頼する。

第 11 節　地震防災施設等整備計画

１　計画の概要

町が、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

２　整備対象施設等

⑴ 消防施設の整備

町は、地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消防活動に支障をきたす事態の発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

⑵ 防災資機材の整備

町は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

ア　自主防災組織等が使用する資機材

町は、消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ　町における防災資機材の整備

町は、災害発生時の応急活動に必要となる次の資機材の整備に努める、

(ｱ) 防災拠点へ配置する資機材

(ｲ) 消防団等が使用する救助用資機材

(ｳ) 水防用資機材

⑶ 防災活動拠点施設の整備

町は、耐震性構造の防災センター等を検討し、災害発生時の防災活動の拠点として、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材の整備を進める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

３　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第２条第１項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

⑴ 計画期間

第６次地震防災緊急事業五箇年計画　令和３度年～７年度

⑵ 対象事業

県地域防災計画に定められた事項のうち、主務大臣の定める基準に適合するもの

第 12 節　防災用通信施設災害予防計画

１　計画の概要

町及び防災関係機関は、災害発生時の通信手段確保のために実施する通信施設の災害予防対策について定める。

２　防災用通信施設の整備状況

(1) 山形県防災行政通信ネットワーク及び山形県防災情報システム

山形県防災行政通信ネットワーク及び山形県防災情報システムは、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関を地震に強いとされている衛星無線と降雨衰退の影響を受けない有線（IP-VPH）で結ぶことでネットワークの二重化を図り、停電時に備えて全局に非常用電源を備えている。

また、マスコミから住民に迅速かつ正確に伝えるための災害情報共有システム（L-ALERT）が連携されている。

(2) 朝日町防災行政無線

朝日町防災行政無線は、同報系無線及び移動系無線の設備を備えている。

ア　同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的とした屋外拡声器と戸別受信機が整備されている。屋外拡声器には停電時に備え全局に非常電源を備えている。

また、緊急地震速報等の住民への伝達のため、全国瞬時警報システム（J- ALERT）と同報系無線が連携されており自動放送が可能となっている。

イ　移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とし、町庁舎と災害現場等の間、又は災害現場等相互の間の通信を行う車載型及び携帯型が整備されている。

３　通信設備の災害予防措置

(1) 町は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(2) 町の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等にあたっては、次の点に十分配慮する。

ア　災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ　既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行う耐震性を強化する。

ウ　災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置二重化の推進に努める。

特に耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県等を通じた一体的な整備を図る。

エ　非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

オ　移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このためあらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

カ　通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的訓練を定期的に実施する。

キ　情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 通信手段の多様化

町は、様々な環境下にある住民、要配慮者施設等及び町の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J- ALERT）、災害情報共有システム（L-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

４ 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために、必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。

また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

５　電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

町は、災害時に有効な衛星携帯電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。

(3) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板のサービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第 13 節　地盤災害予防計画

１　計画の概要

地震により発生するがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、町及び県等が実施する災害予防対策について定める。

２　土砂災害警戒区域の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を町に通知するとともに、警戒区域等に相当する区域を明示して公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・通知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ県民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、町とともに関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

町は、これらの土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに警戒避難体制の整備等に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

３　山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査の実施

県は、山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その結果を町に提供する。

(2) 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

町は、これらの危険性等について地域住民等に周知徹底を図る。

４　地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定

県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限する。

(2) 地盤沈下の予防

町及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(3) 災害防止対策工事の推進

国、県及び町は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

県は、町と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(5) 緊急連絡体制の確立

町及び県は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(6) 緊急用資機材の確保

町及び県は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

５　軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

町及び県は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

県及び町は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

６　災害防止に配慮した土地利用の誘導

町及び県は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

７　被災宅地危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

第 14 節　孤立集落対策計画

１　計画の概要

中山間地域など、地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備について定める。

２　孤立するおそれのある集落の状況

地区名	戸数	人口	15歳未満	65歳以上	避難行動 要支援者数
白倉	8	12	0	9	7
立木	26	59	2	34	5
石須部	9	16	0	13	4
大船木	15	29	0	20	0
今平	10	19	1	9	0
杉山	21	50	7	27	7
古槇	24	79	3	34	5
送橋	30	79	8	43	4
下芦沢	15	29	1	20	6
水本	20	44	1	30	6
和合平	15	35	0	18	1
川通	13	37	0	18	0
大沼	25	53	0	35	2
大暮山	24	51	4	29	11

（令和４年９月１日現在）

３　防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

町は、集落が孤立し一般的な公衆回線も不通となった際、連絡手段が確保できるよう、同報系防災行政無線の使用方法の徹底及び衛星携帯電話などの通信設備又は連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

(2) 食料等の備蓄

町は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料・飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに、住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

町は、孤立時に住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

町は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材等の確保に努める。

(5) ヘリコプターの着陸可能な場所の確保

町は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難などの緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保する。ただし、当時の状況によりヘリポートが使用できない場合は、地区内の地形形状等を考慮しつつ、区長と協議しながら田畑等を発着場所として確保する。

４　孤立予防対策の推進

町及び県は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

５　防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成

大規模災害により同時多発的に救急・救助事案が発生するとともに、集落が孤立した場合、防災関係機関が現場に到着するまで相当な時間が必要になると予想されることから、地域における自主防災活動の重要性や活動要領について、防災訓練等を通し指導・育成し、活動資機材の整備充実を図る。

また、住民に対して自主防災活動に対する理解を深め、地域の避難訓練等に積極的に参加するよう啓発活動を行う。

(2) 応援体制の整備

町及び防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第15節　建築物災害予防計画

１　計画の概要

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、医療機関及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するための災害予防対策について定める。

２　建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

町は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

ア　災害対策本部が設置される施設（町庁舎等）

イ　医療救護活動に従事する機関の施設（医療機関等）

ウ　応急対策活動に従事する機関の施設（町等の出先機関等）

エ　避難施設（学校、体育館、公民館等）

オ　社会福祉施設等

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

町は、「山形県建築物耐震改修促進計画」（平成19年１月策定、平成28年２月改定、以下「県促進計画」という。）に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物を中心に、町内全域において耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次、改修等を行うよう促進する。実施する場合は「住宅・建築物安全ストック形成事業」の活用を図り耐震化を推進する。

また、老朽化の兆候が認められる指定避難所についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

ア　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

(ｱ) 配管設備類の耐震性の強化

(ｲ) 非常用電源の基本能力の確保

(ｳ) 飲料水の基本水量の確保

(ｴ) 消防防災用設備等の充実

(ｵ) 情報・通信システム等の耐震性能の向上等

イ　維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

３　公共建築物の耐震化の推進

町は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針」（平成 17 年３月策定）及び「県促進計画」に基づき、所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修）を計画的かつ効果的に推進する。

特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部を設置する施設、医療機関、指定避難所等となる施設、学校、社会福祉施設などの災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するにあたり、拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(2) 広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く住民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

４　一般建築物等の耐震化の推進

一般建築物についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の推進を図る。

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、耐震診断・改修に努める。

(2) 住宅・建築物の耐震化

ア　特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

(ｱ) 町は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」（耐震改修促進法第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

(ｲ) 耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格特定建築物についても、県耐震改修促進計画及び県耐震改修実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

(ｳ) 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震改修促進法第７条の要安全確認計画記載建築物に指定することで、耐震化を促進する。

(ｴ) 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

イ　耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

町は、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

(ｱ) 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及・啓発を図る。

(ｲ) 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。

(3) ブロック塀、石塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、指定避難所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(4) 窓ガラス等二次部材の落下防止

町は、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、住宅密集地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(5) 家具、電気製品等の転倒・落下防止

町は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

５　耐震診断等推進体制の整備

(1) 耐震診断技術者の育成・登録

町は、県と連携し既存木造住宅の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、耐震診断の講習会を開催し、受講した技術者を耐震診断士として認定登録する。講習会の講師は県が派遣する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、町は、次により被災建築物の応急危険度判定体制の確立に努める。

ア　応急危険度判定士の把握

町は、県が開催する講習会により、応急危険度判定士として認定された建築士等を記載した認定台帳の配布を受け、保管する。

イ　判定コーディネーターの把握

町は、県が判定コーディネーターの登録台帳の配布を受け、保管する。

ウ　判定資機材等の整備

町は、県と協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

エ　関係機関における協力体制の確立

町は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

６　建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、町は県と連携し、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

⑵ 防火対象物に係る表示制度による指導

西村山消防本部・朝日分署が実施する「防火対象物に係る制度」による表示マーク交付に際し、建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

7　地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。

また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないので、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、町は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

8　空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、町が平常時より状況の確認に努める。

また、町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第 16 節　輸送体制整備計画

１　計画の概要

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、町及び県等が実施する輸送体制の整備について定める。

２　輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握・点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

３　緊急輸送道路ネットワークの設定

町は、緊急輸送道路ネットワークとの整合性を図りながら、町域内の緊急輸送道路ネックワークの形成を図る。

なお、町及び県は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点、病院、輸送施設（臨時ヘリポート）、輸送拠点（道の駅、主要な工業団地等）、救助物資等の備蓄拠点又は物資拠点（倉庫、体育館等）等を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

(2) ネットワークに指定する道路の基準

ア　高速道路にアクセスする国道、県道及び町道

イ　隣接生活圏を連結する道路

ウ　病院、指定避難所等とアの道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで連接される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

緊急輸送を行う関係機関は、資源エネルギー庁等の関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

(4) 道路施設の安全化

幅員の狭小な路線や地震で損傷を受ける可能性の高い路線については、必要な整備を順次行い、避難路及び緊急活動用道路の確保に努める。

橋梁については、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕に努める。

４　物資拠点の環境整備等

⑴　町は、物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、国と連携して以下の環境整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を物資拠点にすることも検討する。

ア　物資の調達・輸送に必要となる項目・単位の整理による発注方法の標準化

イ　物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進

ウ　緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

⑵　町は県と連携し、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、指定避難所の配置状況等を考慮し、被災地への物資の輸送を円滑に実施するための物資拠点の候補となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。

⑶　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理、輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、町は民間事業者との間で協定を締結する等、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

５　臨時ヘリポートの指定

町は、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポート候補地を選定する。なお、選定にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

６　緊急輸送用車両等の確保・整備

町は、車両等の所有数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。この際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

７　緊急通行車両確保のための事前対策

町は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するため、緊急通行車両であることの確認について、次により県公安委員会に対して事前届出を行い、確認に係る事務の迅速化を図る。

⑴　事前届出対象車両

ア　災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき災害対策基本法第50条第１項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

(ｱ) 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

(ｲ) 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの

(ｳ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの

(ｴ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの

(ｵ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

(ｶ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

(ｷ) 緊急輸送の確保に関するもの

(ｸ) 上記のほか、災害発生防止又は拡大防止のための措置に関するもの

イ　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行 機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動のために専用に使用される車両、又は災害発生時の他の関係機関、団体から調達する車両であること。

(2) 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、寒河江警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

(3) 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、寒河江警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。

災害時における円滑な応急対策活動の実施を図るため、緊急通行車両に該当する町有車両について、県公安委員会に事前に届出を行うものである。

(4) 運送業者等と協定締結の推進

緊急輸送時に備え運送業者等と「災害時協定」を締結する。そのうえで、調達可能な車両の種類や台数について把握し、災害時の車両、資機材の確保と体制の整備を図る。

また、集積配分拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、国と連携して以下の環境整備を図る。

ア　物資の調達・輸送に必要となる情報項目･単位の整理による発注方法の標準化

イ　物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進

ウ　緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

(5) 自動車運転者のとるべき措置

町及び警察機関は、平素から連携して、自動車運転者に対し、地震発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

ア　走行中の場合

(ｱ) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

(ｲ) 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ｳ) やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ　避難する場合

車両を使用しないこと。

ウ　災害対策基本法による交通規制が行われる場合

(ｱ) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

(ｲ) 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(ｳ) 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第17節　各種施設災害予防対策計画
第１款　交通関係施設災害予防計画

１　計画の概要

地震による道路施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これらの交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

２　各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

⑴ 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理ができるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

⑵ 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査等を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

⑶ 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

⑷ 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結し、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

３　道路の災害予防対策

⑴ 町道の災害予防

町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策に努める。

⑵ 防災体制の整備

町は、次により防災体制の整備を推進する。

ア　道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器（地震計、雨量計、ＩＴＶ）、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

イ　応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

ウ　道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合には、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ　道路利用者への広報

地震発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平常時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

オ　再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、町は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(3) 相互連携体制の整備

ア　連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

イ　相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、町は、協議会の設置等による相互の連携を図る。

ウ　合同防災訓練の実施

町、寒河江警察署、西村山消防本部・朝日分署は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(4) 資機材等の整備

ア　防除活動用資機材の整備

町及び西村山消防本部・朝日分署は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

イ　施設構造図等資料の整備

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

(5) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

ア　信号機等の整備

寒河江警察署は、信号機、交通情報提供装置等交通管制施設について、耐震性に配慮しながら整備を推進する。

イ　非常用電源付加装置等の整備

町は、県公安委員会に対して主要交差点に非常用電源付加装置の設置促進について要請を行う。

第２款　土砂災害防止施設災害予防計画

１　計画の概要

地震に伴うがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするために、国や県等が実施する災害予防対策について定める。

２　各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

⑴ 防災体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

⑵ 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

⑶ 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

⑷ 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

⑸ 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

⑹ 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について町を通じ住民へ周知する。

３　治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

⑴ 保安林の指定及び整備

ア　森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

イ　地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

⑵ 治山施設の整備

ア　危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治山施設及び地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ　施設の耐震性の確保

新設する治山施設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度を維持する。

ウ　流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(3) 林道施設の整備

森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を整備する。

また、避難広場等の防災安全施設の設置についても併せて検討する。

(4) 山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査並びに災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実を図るため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質向上に努める。

４　砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じる。

(1) 砂防関係法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内の砂防設備等について、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成のうえ、定期点検や地すべり急傾斜地等巡視員による監視等を行って現地状況を正確に把握し、老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定めて計画的に補修・補強を行う等適切な維持管理に努める。

また、標識の設置等により、砂防関係法指定地区域内における制限行為の周知徹底を図る。

(2) 砂防設備の整備

ア　砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

イ　昭和51年以降施工された高さ15メートル以上の堰堤については、国の河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準により、地震時慣性力を考慮し設計・施工されているが、老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防堰堤については、堤体腹付補強、グラウト補強等を実施する。

ウ　土砂・流木による被害の危険性が高い箇所においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備を実施する。

(3) 地すべり防止施設の整備

ア　地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じ修繕等を行う。

イ　再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

(5) 砂防ボランティア活動との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、山形県砂防ボランティア協会との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

第３款　河川施設災害予防計画

１　計画の概要

地震による被害の発生を防止し、又は、発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を可能にするために町等が実施する災害予防対策について定める。

２　各施設に共通する災害予防対策

河川施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

⑴ 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

⑵ 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

⑶ 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険個所の整備等に努める。

⑷ 耐震性の確保

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

⑸ 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

３　河川構造物の災害予防対策

町は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

⑴ 堤防等河川構造物の点検、耐震性の確保の推進

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施するとともに、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

さらに、橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を要請するとともに、国等へ内水排除用ポンプ車等の確保についても早めの要請を行う。

⑵ 占用施設における管理体制整備

排水機場等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

第４款　農地・農業用施設災害予防計画

１　計画の概要

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、災害予防対策を行う。

２　各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

⑴ 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

⑵ 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

⑶ 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

⑷ 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するために、耐震基準に基づく施設の整備を図る。

⑸ 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

３　農道施設の災害予防対策

農道施設の管理者は、基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置の整備に努める。

４　用排水路施設の災害予防対策

用排水路施設の管理者は、主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不充分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

５　ため池施設の災害予防対策

町及び県は、地震による破壊等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点農業用ため池という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届け出を行うとともに、適正な管理に努める。

第５款　電力供給施設災害予防計画

１　計画の概要

地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ラインの確保のため、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害予防対策について定める。

２　防災体制の整備

⑴ 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、社員の防災意識の高揚に努める。

⑵ 防災訓練

ア　防災対策を円滑に推進するため、年１回以上防災訓練を実施し、災害発生時に計画が有効に機能することを確認する。

イ　国、県及び町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

⑶ 防災業務施設等の整備

ア　必要に応じ、気象観測や災害情報の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

イ　関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

３　防災関係機関との連携

⑴ 町防災会議等との協調

町防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

⑵ 他電力会社等との協調

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社以外の電力会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

４　広報体制の確立

地震による断線や電柱の崩壊・折損等による公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止のため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

５　電力設備の災害予防対策

⑴ 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については補強等により災害予防対策を講じる。

⑵ 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

⑶ 重要施設への供給体制の強化

特に、医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

⑷ 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、町及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。

６　災害対策用資機材等の整備

⑴ 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

⑵ 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟舶及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

⑶ 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。

また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通対体制を整えておく。

⑷ 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

第６款　ガス供給施設災害予防計画

１　計画の概要

災害によるＬＰガス施設の被害を最小限に止めるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかな復旧措置を行うために、ガス供給事業者が実施する災害予防対策について定める。

２　防災体制の整備

⑴ 連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署、町及び県等の防災関係機関と相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡体制や窓口を確認しておく。

また、報道機関に対しても災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確立しておくとともに、ＬＰガスの保安確保等に対する需要家の理解と協力についての報道を依頼しておく。

⑵ 要員の確保

災害発生時の職員の出動基準、出動方法、出動場所及び出動途上における情報収集方法を定めておく。

⑶ 災害対策本部の設置

災害対策本部の組織・規模について、被害状況等に応じてあらかじめ具体的に定めておくとともに、構成員の役割を明確にしておく。

また、災害対策本部の設置場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう適切な箇所を選定しておくとともに、非常通信設備、同報機能を備えたファクシミリ、複写機等の備品や関係図書、帳票類を整備しておく。

⑷ 応急協力体制の整備

緊急措置や復旧作業に必要な人員、機材等を確保するため、近隣のＬＰガス事業者や協会組織から救援を受ける場合の手続き等を確認しておくとともに、その救援隊の復旧基地や宿泊施設確保等の受入体制を事前調査しておく。

また、関連工事会社の動員についても、その基準や方法、場所を定めておく

第７款　電気通信施設災害予防計画

１　計画の概要

電気通信事業の公共性に鑑み、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者が実施する災害予防対策について定める。

２　防災体制の整備

(1) 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

(2) 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じてあらかじめ定めておく。

(3) 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、次により全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

ア　全社体制による応急復旧要員の非常招集

イ　関連会社による応援

ウ　工事請負会社の応援

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

ア　社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速にかつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を充実する。

イ　防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。

ウ　町及び県が実施する防災訓練に積極的に参加する。

３　広報活動

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合に、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

４　電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。

また、次により信頼性の向上を図るとともに、人命に関わる医療機関等の施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その乗用性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

(1) 電気通信設備の耐震性等

ア　地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

イ　耐火機能の改善

電気通信設備等については、必要に応じて耐火機能を改善する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア　主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　通信ケーブルの地中化を推進する。

エ　主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

(3) 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ、次に掲げる機器及び車両等を配備する。

ア　非常用衛星通信装置

イ　非常用無線通信装置

ウ　非常用電源装置

エ　応急ケーブル

オ　その他の応急復旧用諸装置

(4) 電気通信施設の巡視点検

電気通信工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、町及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、地震又は火災による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

５　災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的に実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第８款　上水道施設災害予防計画

１　計画の概要

大規模な地震が発生した場合の水道の漏水・断水等を最小限にとどめるため、町が実施する災害予防対策について定める。

２　防災体制の整備

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア　研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ　緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部署及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管略図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難者数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察署と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の確立

町は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

町は、自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

３　防災広報活動の推進

町は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

(1) 住民等に対する広報、啓発活動

住民等に対し、広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 自主防災組織等への防災活動の研修

自主防災組織等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における自主防災組織等の支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

４　上水道施設の災害予防措置

町は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

ア　浄水場等の構造物の耐震整備及び液状化対策

イ　軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策

ウ　指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

エ　配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置

オ　耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備

カ　老朽管路の計画的な更新、基幹管路並びに医療施設及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

キ　各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築等

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア　重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ　非常用電源の整備（２回線受電、自家発電設備）

ウ　隣接水道事業者施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築

エ　制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

オ　各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(4) 機械設備や薬品管理における予防対策

ア　機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

イ　震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

ウ　水道用薬品の適正な量の備蓄

(5) 二次災害の防止

二次災害を防止するための体制の整備に努める。

５　災害対策用資機材等の整備

(1) 応急給水用資機材の整備

町は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材の整備

町は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

ア　削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備

イ　直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄

ウ　広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

エ　復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

オ　作業員の安全装備等の常備

６　生活用水水源の確保

町は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第９款　農業集落排水処理施設災害予防計画

１ 計画の概要

地震による農業集落排水施設（以下「農集排施設」という。）の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるようにするために、町が実施する災害予防対策について定める。

２　防災体制の整備

町は、農集排施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

⑴ 組織体制の確立

ア　町は、災害発生時に農集排施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

イ　町は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資器材を確保しておく。

また、独自に確保できない資材等については、一般社団法人山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び下水道事業団等の協力を得るなど広域的な支援体制の確立を図る。

⑵ 応急対策マニュアルの策定

緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。

また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

⑶ 職員に対する教育及び訓練

町は、研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。

また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

３　農集排施設の災害予防対策

町は、次により農集排施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

⑴ 耐震性の確保

ア　耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル２、その他の幹線についてはレベル１の地震動に対応する構造とする。

レベル１地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル２地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

イ　耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

ウ　耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

⑺ 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

(ｲ) 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

エ　液状化対策

農集排施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、殆ど全ての被害形態が複合して発生する傾向があることから、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる。

(2) 安全性の確保

ア　施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

イ　維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

ウ　維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食の恐れの大きい箇所は、定量的な基準として５年に１回以上の点検を実施する。

また、腐食の恐れの大きい箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

(3) 長時間停電対策

ア　非常用電源の確保

農集排施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

イ　燃料の確保

非常用発電機用及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。なお、非常用電源の燃料は 72 時間分の備蓄を目標とする。

４　広報活動

町は、農集排施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

５　設備台帳及び図面等の整備

町は、災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

６　管渠及び処理場施設の系統の多重化

町は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第 10 款　危険物等施設災害予防計画

１　計画の概要

地震発生時における危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による被害の発生又は拡大を防止するために、危険物を取り扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

２　危険物施設等の安全対策

(1) 施設構造基準等の維持

ア　危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう努める。

イ　県及び西村山消防本部・朝日分署は、危険物取扱事業所に対して定期的あるいは必要に応じて立入検査を行い、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

(2) 保安教育の実施

県及び西村山消防本部・朝日分署は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

(3) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業者との連携も考慮した実践的な防災訓練を実施する。

また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(4) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

３　各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

４　火薬類製造施設等の安全対策

(1) 施設構造基準等の遵守

ア　火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検し、施設の適切な維持に努める。

イ　火薬類取扱事業所は、必要に応じ、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

ウ　県は、火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費等に係る施設について、保安検査及び立入検査を実施し、火薬取締法の基準に適合するように指導する。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

ア　県は、火薬類関係事業者に対し、従業員への保安教育の実施を徹底させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

イ　火薬類関係事業者は、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

ア　火薬類関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

イ　県は、火薬類関係事業者の自主保安体制の充実・強化を図るため、防災対策技術について指導する。

(4) 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

５　高圧ガス製造施設等の安全対策

(1) 法令上の基準等の遵守

ア　高圧ガス製造施設、貯蔵等

(ｱ) 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努める。

(ｲ) 県は、高圧ガス関係事業所の保安検査及び立入検査を強化し、施設の位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるとともに、定期自主検査の徹底、高圧ガス取扱等の適性化及び危害予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導する。

イ　液化石油ガス販売事業者、一般消費者等

(ｱ) 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。

(ｲ) 県は、液化石油ガス販売事業者等の立入検査を強化し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める供給設備等点検等の励行等の自主保安体制の確立を指導する。

(2) 耐震対策の強化

ア　高圧ガス製造施設、貯蔵所等

(ｱ) 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス保安法に定める高圧ガス設備等耐震設計基準に基づき、設備を適正に維持するよう努めるとともに、当該基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行う。

(ｲ) 県は、設備の耐震性強化に関する情報を収集し、必要に応じて提供する。

イ　液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、供給設備等について、容器の転倒防止措置を徹底するとともに、耐震基準に適合する安全機器の設置を推進する。

(3) 保安教育の実施

ア　高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。

イ　県は、一般社団法人山形県ＬＰガス協会、山形県高圧ガス地域防災協議会、山形県高圧ガス協議会、山形県冷凍協会及び山形県冷凍空調設備工業会（以下「高圧ガス関係団体」という。）の協力を得て、高圧ガス関係事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会を開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立について指導、啓発に努める。

ウ　県は、一般消費者の保安意識の高揚を図るため、一般社団法人山形県ＬＰガス協会に対して、一般消費者に対する保安教室を開催するよう指導する。

(4) 防災訓練の実施

県は、高圧ガス関係団体に対し、具体的な災害想定に基づき、一般消費者も含めたより実践的な防災訓練を計画的に実施するとともに、県又は町が実施する防災訓練に参加するよう指導する。

(5) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備に努める。

(6) 連絡、応援体制の確立

ア　高圧ガス関係事業者は、災害発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立しておく。

イ　高圧ガス関係団体は、災害発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援、協力できる体制の整備・充実に努める。

６　毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策

(1) 危害防止規程の充実

毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者は、毒物劇物危害防止規程を整備して必要な措置を講じる。

県は、これらの事業者に対して監視指導を行う際、毒物劇物の貯蔵状況、毒物劇物危害防止規程等を調査し、必要な場合はこれらの改善又は充実等を指示する。

(2) 大量取扱者の指導

県は、毒物劇物を大量に取扱う者の実態把握に努め、事故発生時の危害防止の対応について必要な場合はこれらの改善又は充実等を指示する。

７　有害物質取扱施設等の安全対策

県は、水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に規定する特定事業場等に対して、これらの法に基づく監視を行い、有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止対策、その他事故時における関係機関への連絡体制の整備等について指導する。

また、水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に対しては、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 耐震対策の強化

水質汚濁防止法施行規則に定める構造基準に基づき、施設及び設備を適正に維持管理し、点検を定期的に行う。

(2) 非常時の対応マニュアルの整備

有害物質の受入れ、飛散流出防止方法及び事故時の措置を明確に定めた管理要領を整備しておく。

８　放射線使用施設の安全対策

国は、放射線使用事業所に対し、地震等による災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導することとされている。

県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に対し、空間放射線量の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 放射線施設の対策

ア　放射線施設については、放射性同位元素による汚染拡大防止や室外漏出防止のため、開口部、配管及び配線に被害防止措置を施す。

また、放射線源収納部については、耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下防止措置をとるとともに、治療用線源又はＣＴ（コンピューター断層撮影法）等による治療中、診断中の過度の照射防止措置をとる。

イ　放射性同位元素保管容器及び廃棄物収納容器類については、接触、転倒、落下又は破損を防止する措置をとる。

ウ　放射線施設の建物について耐震性の確保を図るとともに、非常用機材の作動点検及び有効期間の確認並びに廃液貯留槽についての液量・濃度点検及び漏水検査を定期的に行う。

(2) 非常用機器材の整備

放射線による汚染事故等非常時に備え、放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類及び非常用電源類等を整備する。

また、放射性同位元素を緊急に収納・運搬できる鉛容器等も併せて備えておく。

(3) 連絡体制の確立

放射線による汚染事故等、非常時における消防等関係機関との連絡体制を確立する。

(4) 非常時活動マニュアルの整備

放射線による汚染事故等非常時における対応として、放射線施設の使用禁止又は立入禁止区域の設定及び消火方法等を定めたマニュアルを整備しておく。

(5) 防災教育及び防災訓練の実施

放射線施設従事者等に対し、防災計画の概要並びに非常用機材の種類、作動原理及び使用目的とその効果を周知する。

また、避難訓練、通報訓練及び点検訓練等を規模、形態に応じて定期的に実施する。

第 18 節　食料・生活必需品等の確保計画

１　計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、町が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達等について定める。

２　基本的な考え方

(1) 町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(2) 町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。

(3) 町は、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。

(4) 町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能数を把握するよう努める。

３　食料等の確保品目及び方法

(1) 食料品目

食料の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

ア　炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳幼児用粉ミルク・液体ミルク等の主食

イ　即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

(2) 生活必需品の品目

高齢者や乳幼児等、性別、身体のサイズ等のきめ細やかなニーズに配慮し、次の品目を中心に確保を行う。

区　　分	品目名(特に重要な品目)
寝具	毛布、ダンボール等
外衣・肌着	下着　ほか
身の回り品	タオル　ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器　ほか
医薬品	常備薬、救急箱　ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング　ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋　ほか
トイレ	簡易トイレ　ほか
季節品	（冬季）防寒着、カイロ、ストーブ、灯油　ほか （夏季）扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤　ほか

(3) 確保方法

町は、広域的な災害が発生した場合、復旧体制が整うには約３日かかることを想定し、山形盆地断層帯での避難所生活者人数971人を基に、当面1,000人分の食料を３日×３食分備蓄することとする。

また、公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行うなど、供給体制の確立に努める。

４　飲料水の確保

町は、１人１日３リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率を考慮し、浄水場等からの給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

また、飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

５　燃料の確保

町は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

第 19 節　文教施設における災害予防計画

１　計画の概要

地震発生時において、学校の児童生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、町教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

２　学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア　策定

学校長は、町教育委員会の指導により、「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成 22 年 11 月山形県教育委員会作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるよう、学校保健安全法第 27 条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

イ　内容

(ｱ) 安全教育に関する事項

a　学年別・月別の関連教科、時間等における安全に関する指導事項

b　学年別・月別の指導事項

(a) 特別活動における指導事項

○学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

○学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

○児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する事項

(b) 課外における指導事項

(c) 個別指導に関する事項

c　その他必要な事項

(ｲ) 安全管理に関する事項

a　対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

b　対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

(ｳ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。

ア　学校防災組織の編成

地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。

また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

イ　教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

ウ　家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童生徒の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

エ　施設、設備等の点検・整備

(ｱ) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。

また、防火扉、屋内消火栓等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

(ｲ) 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

オ　防災用具等の整備

(ｱ) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン、及びロープ等の必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(ｲ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握ができるようにしておく。

(5) 防災教育

学校長は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していくものとする。また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行うものとする。

なお、学校教育における具体的な防災教育は本編災害予防計画第６節「防災知識の普及計画」による。

(6) 防災訓練

ア　校長は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても防災に関する研修等を行う。

イ　町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が１日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には、地域住民の指定避難所等の役割を果たすため、学校設置者は、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題のある建物については、十分な耐震強度の確保に努めるものとする。

また、地震に伴う電気、水道の供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する。

３　学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館、文化施設及び体育施設等学校施設以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。

また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これらの施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて内容等を職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に的確に状況等を伝達し、迅速かつ安全に施設外に避難させるため、館内放送設備等の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。

また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。

また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア　文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所に十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ　収蔵物を火災、浸水及び転倒から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第 20 節　要配慮者の安全確保計画

１　計画の概要

災害発生時において、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、町や防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

２　在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

ア　地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが重要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、町は、地域の町内会組織、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及びＮＰＯ・ボランティア等による在宅の避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互支援活動に対する支援に努める。

イ　避難行動要支援者情報の把握・共有

(ｱ) 町は、関係部局の協力とともに、民生委員・児童委員、ケアマネージャー等からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び区長等と十分連絡を取るとともに本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

(ｲ) 町は、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ｳ) 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(ｴ) 町は、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署、民生委員・児童委員、区長、社会福祉協議会等など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意又は町の個人情報保護条例等にのっとり、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ｵ) 町は、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署、民生委員・児童委員、区長、社会福祉協議会など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は町の個人情報保護条例等にのっとり、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ｶ) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(ｷ) 法に基づき、避難行動要支援者の避難行動支援に関して定める重要事項は、次のとおりとする。

a　避難支援等関係者

(a) 寒河江警察署

(b) 西村山消防本部・朝日分署

(c) 民生委員・児童委員

(d) 区長

(e) 社会福祉協議会

b　避難行動要支援者名簿掲載範囲

(a) 一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯

(b) 65 歳以上の者のみで構成される世帯

(c) 介護保険法における要介護度３以上の認定者

(d) 重度身体障がい者　身体障害者手帳１級から２級所持者

(e) 重度知的障がい者　療育手帳A所持者

(f) 重度精神障がい者　精神障害者保健福祉手帳１級所持者

(g) 特別児童扶養手当１級に相当する児童

(h) 上記以外で避難支援を希望する者

c　必要な個人情報

(a) 氏名

(b) 生年月日

(c) 性別

(d) 住所（居所）

(e) 電話番号及び緊急連絡先

(f) 避難支援を必要とする事由（介護や障害等の程度）

d　個人情報の入手方法

町関係課、県、関係団体等より情報を受けるとともに、登録を必要とする者からの申告に基づく。

e　更新時期

名簿は、年１回定期的に更新を行い、適宜追加修正を行う。

f　情報漏えい防止措置

(a) 町の個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。

(b) 避難支援者等関係者が名簿を受領した際、「受領書兼誓約書」を町に提出する。その際、前年度に配布した名簿については回収する。

なお、原本を複製した名簿については、その管理と廃棄の徹底を求める。

g　避難行動要支援者の円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

災害が発生又は発生するおそれがあり高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、同報系防災行政無線、広報車、緊急速報メールなど複数の情報伝達手段を組み合わせて伝達する。

また、常日頃、避難行動要支援者が使用している情報取得手段等についても可能な限り伝達手段として活用を検討する。

h　避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難行動要支援者の避難を支援するが、避難支援にあってはルール等を決めておく等により避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

ウ　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

(ｱ) 防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地区防災計画や立地適正化計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

(ｲ) 避難行動要支援者名簿及び個別計画について、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

(ｳ) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 情報伝達、避難誘導体制の整備

ア　情報伝達体制の整備

町は、避難行動要支援者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

イ　避難支援者の明確化

町は、区長、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

ウ　情報伝達機器の整備、標識の整備等

町、福祉関係者等は、避難行動要支援者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の避難行動要支援者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定緊急避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

エ　近隣住民等の役割

町は、避難支援者、区長、自主防災組織、民生委員・児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(3) 避難行動要支援者に適した指定避難所等の確保

町は、指定避難所を指定する際には、避難行動要支援者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、町は避難行動要支援者の中には指定避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、避難行動要支援者の特性等に配慮した福祉避難所を指定する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア　避難行動要支支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ　広報紙等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等

ウ　避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

町は、災害発生時における避難行動要支援者の利用を考慮し、その安全性を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

町は、実情に応じて、避難行動要支援者の家庭、自主防災組織等において、移動の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備に努める。

(7) 町の体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者避に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、健康福祉課を中心とした横断的な組織として要配慮者支援班を設ける。

3　社会福祉施設等における避難行動要支援者対策

(1) 社会福祉施設等の避難行動要支援者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

ア　防災体制の整備

(ｱ) 自衛防災組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(ｲ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ｳ) 情報連絡、応援体制の確立

西村山消防本部・朝日分署等との非常通信装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、ＮＰＯ・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ　社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能なスペースの確認に努める。

ウ　防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救助訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ　施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行(昭和 56 年)以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

また、日頃から、備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うなど、施設、設備の安全性の強化・維持に努めるものとする。

オ　食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて耐震貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

カ　避難行動要支援者の受入体制の整備

災害時に避難行動要支援者を緊急に受入れられる体制の整備に努める。

(2) 町は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア　社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ　防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ　避難行動要支援者の受入体制の整備

社会福祉施設等が避難行動要支援者を緊急に受入れた場合に支援する体制の整備を図る。

４　外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導体制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。町は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難体制の構築に努める。

⑵ 防災教育、防災訓練の実施

町は、国際交流関係団体、ＮＰＯ・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等の作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

⑶ 案内表示板等の整備

町は、指定緊急避難場所や避難経路の表示等、災害に関する案内板等について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努めるものとする。

⑷ 災害ボランティアの養成

町は、外国人を対象とした専門のボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第 21 節　積雪期の地震災害予防計画

１　計画の概要

他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、町及び防災関係機関が実施する雪対策について定める。

２　克雪対策

⑴ 道路の雪対策

ア　道路の除排雪体制の強化

(ｱ) 一般国道、県道、町道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

(ｲ) 町は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を図る。

イ　積雪寒冷地に適した道路整備

(ｱ) 町は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路等の整備に努める。

(ｲ) 町は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設及び防雪柵等の道路防雪施設の整備を推進する。

⑵ 除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を推進する。

⑶ 雪崩防止対策の推進

町及び国、県は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する。

⑷ 住宅除雪体制の整備

ア　克雪住宅の普及等

町は、屋根雪荷重による地震発生時の屋根倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。

また、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ　要配慮者世帯に対する助成等

町は、自力での屋根雪処理が困難な要援護世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

町は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

⑸ 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保が困難となるので、町は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備に努める。

３　緊急活動対策

(1) 緊急道輸送道路の確保

町及び県の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初期活動に必要な冬期緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進する。

また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、町は、雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

(4) 避難所体制の整備

ア　集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、町は、公民館等の施設の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材等の整備に努める。

イ　指定避難所の寒冷対策

町は、寒冷積雪期の指定避難所運営に関し、特に被災者の寒冷対策に留意し、暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(5) 積雪期用資機材の備蓄

町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボード等）の整備に努めるものとする。

４　スキー客対策の推進

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト及びロッジ等の損壊並びに雪崩の発生等により、多くのスキー客が被災することが懸念される。

このため、スキー場施設管理者は、大規模地震が発生した場合のリフトの利用者等の安全確保やスキー客の一時避難対策等が的確に行えるよう、夜間営業時も考慮した体制を整備する。町は、スキー客の救助や避難所への誘導等についての対応を確立する。

５　総合的雪対策

県は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、町及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第２章　災害応急計画

第１節　災害対策本部

１　計画の概要

地震により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される町災害対策本部（以下、「本部」という。）の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

２　災害対策本部組織図

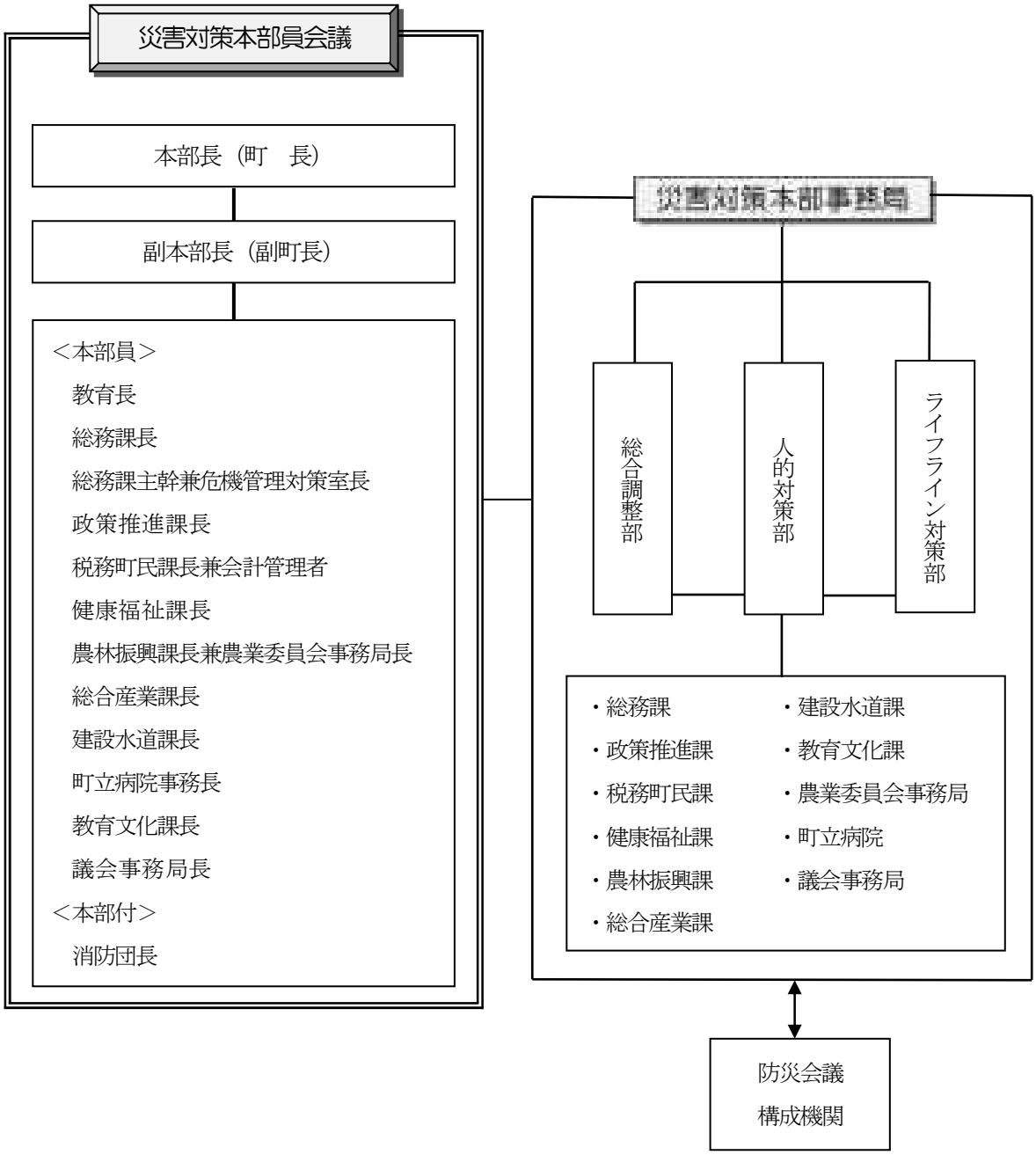

３　町災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア　町長は、次の基準の一つ以上に該当する場合は、本部を設置又は廃止する。

設置基準	1　町内で震度５弱以上の地震が観測されたとき 2　特別警報※発表時 （※大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報） 3　町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 4　町長が特に必要と認めたとき
廃止基準	1　災害応急対策が概ね完了したとき 2　その他必要がなくなったと認められたとき

イ　町長に事故がある時は副町長が、町長、副町長ともに事故がある時は、教育長が本部を設置する。

(2) 本部（本部室）設置場所

ア　本部（本部室）は、役場庁舎総務課事務室に設置する。本部員会議は、副町長室で行う。万が一、庁舎が被災し、使用不能となった場合には次の場所に設置する。

第１予定場所　　朝日町エコミュージアムコアセンター「創遊館」

第２予定場所　　朝日町放課後児童クラブ

(3) 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

本部が設置された場合又は廃止された場合は、次に掲げる機関に直ちにその旨を連絡する。

通知及び公表先	連絡方法	連絡責任者
本部員	庁内放送又は電話	総合調整部長
県、村山総合支庁	県防災行政無線又は電話等	総合調整部長
町防災会議委員	電話又は文書	総合調整部長
寒河江警察署	電話、ファクシミリ又は文書	総合調整部長
西村山広域行政事務組合消防本部	電話、ファクシミリ又は文書	総合調整部長
町議会議員	電話、ファクシミリ又は電子メール	総合調整部長
区長	電話又は文書	総合調整部長
報道機関	電話、ファクシミリ又は口頭等	総合調整部長
一般住民	同報系防災行政無線・広報車・区長	総合調整部長

４　町災害対策本部の組織、運営等

(1) 本部の組織

本部は、本部員会議及び本部事務局をもって構成する。

(2) 本部員会議

ア　組織

(ｱ) 本部長　　町長

(ｲ) 副本部長　　副町長

(ｳ) 本 部 員　　教育長、総務課長、総務課主幹兼危機管理対策室長、政策推進課長、税務町民課長兼会計管理者、健康福祉課長、農林振興課長兼農業委員会事務局長、総合産業課長、建設水道課長、町立病院事務長、教育文化課長、議会事務局長

(ｴ) 本 部 付　　消防団長

イ　招集

本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、本部員会議を招集する。本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、事務局長にその旨を申し出る。

なお、本部長は意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じ関係機関や外部の専門家等の出席を求める。

ウ　所掌事務等

(ｱ) 災害情報の総括に関すること。

(ｲ) 町の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること。

(ｳ) 町が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

(ｴ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る県及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること。

(ｵ) その他災害対策上重要な事項に関すること。

エ　防災関係機関との合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり、他の防災関係機関との連携の強化及び調整を図るため、必要に応じ、本部員会議と防災関係機関との合同会議を開催する。

オ　防災関係機関等への情報提供協力要請

本部長は、必要に応じ、防災関係機関や関係団体に対して資料・情報の提供等の協力を求める。

(3) 本部事務局

ア　事務局長

総務課主幹兼危機管理対策室長

イ　事務局次長

総務課長

ウ　事務局

災害対策本部の事務局機能を強化するため、総合調整部、人的対策部、ライフライン対策部を設ける。各部の部長及び副部長は課長級職員とし、各部には班を設け、班長は課長補佐級職員、又は主査及び係長職員とし、それぞれの班には、あらかじめ指定した関係課等の職員を班員として適宜配置し構成する。

各部に所属する職員は、本部長の命により応急対策に従事する事務局スタッフであり、平時において所属する組織の支援を受けながら、本部長の命による応急対策活動に従事する。

エ　応援職員の確保

各部の部長は、必要に応じ事務局長と調整のうえ、自班の担当課及び応援課以外の庁内関係課から職員の応援を求めることができる。

また、総合調整部では、防災・消防事務等の経験者が相当数求められることから、防災担当経験者の応援を求めることとし、適任者をあらかじめ指名しておく。

オ　部の区分

次に示す応急対策部は、基本となる３つの部であり、災害の態様により必要と認める場合は、事務局長の判断により増減することができる。

応急対策部	担当課等
総合調整部	総務課、政策推進課、議会事務局
人的対策部	税務町民課、健康福祉課、教育文化課、町立病院
ライフライン対策部	農林振興課、総合産業課、建設水道課、農業委員会事務局

カ　各部及び各班の任務

各部及び各班は、災害の緊急状況に応じ、次のとおり応急対策活動を行う。

＜総合調整部＞

部　長：総務課主幹兼危機管理対策室長

副部長：総務課長、政策推進課長、議会事務局長

班　名	対　策　事　項	担　当
【総合調整班】 班　長:危機管理環境係長	1　本部設置、運営及び廃止に関すること 2　本部員会議に関すること 3　本部員会議運営の総合調整に関すること 4　気象予警報、災害情報の伝達に関すること 5　災害報告に関すること 6　避難指示等に関すること 7　関係機関への派遣要請に関すこと 8　受援に関すること 9　応急対策全般の総合調整に関すること 10　消防団の派遣に関すること 11　他部・班に属さない事項に関すること	危機管理環境係 議会事務局
【体制整備班】 班長：総務課主査	1　職員の登庁人数の確認等に関すること 2　各部等の人員調整に関すること 3　現場に派遣された職員の全体把握に関すること 4　職員の健康管理に関すること 5　職員の食料･飲料水等必要物資の確保に関すること 6　り災職員の公務災害補償及び福利厚生に関すること 7　その他本部長の命ずる事項に関すること	総務係
【応急対策班】 班長:総務課主査兼財務係長	1　停電対策、通信の確保に関すること 2　応急対策用公用車の確保に関すること 3　庁舎被害状況の把握と応急復旧に関すること 4　災害対策費の予算措置に関すること 5　その他本部長の命ずる事項に関すること	財務係

班　名	対　策　事　項	担　当
【情報管理班】 班長：政策推進課長補佐兼広報ブランド係長	1　各部から報告された被害状況の集約に関すること 2　災害記録及び災害広報に関すること 3　報道機関等の対応・記者発表資料の作成に関すること 4　住民の被害状況調査に関すること 5　その他本部長の命ずる事項に関すること	広報ブランド係 総合政策係
【ボランティア支援班】 班長：政策推進課主査兼地域振興係長	1　ボランティア支援本部の設置に関すること 2　ボランティアの連絡調整に関すること 3　その他本部長の命ずる事項に関すること	地域振興係

＜人的対策部＞

部　長：税務町民課長兼会計管理者

副部長：健康福祉課長、教育文化課長、町立病院事務長

班　名	対　策　事　項	担　当
【衛生班１】 班　長：税務町民課主査兼住民生活係長	1　遺体安置所の確保、検視検案の依頼、身元確認 2　その他本部長の命ずる事項に関すること	住民生活係
【衛生班２】 班　長：危機管理環境係長	1　廃棄物の収集及び処理に関すること 2　し尿処理業者との連絡調整に関すること 3　災害時の愛玩動物（ペット）対策に関すること 4　その他本部長の命ずる事項に関すること	危機管理環境係
【被災者支援班】 班長：税務町民課長補佐	1　住家の被害調査及び被災者台帳に関すること 2　罹災証明に関すること 3　罹災者・被災者の被害状況調査 4　罹災者名簿・被災者台帳の作成 5　災害に伴う諸税の減免および納期延長 6　その他本部長の命ずる事項に関すること	税務係 住民生活係 出納係
【避難対策班】 班長：健康福祉課長補佐	1　指定避難所の被害確認に関すること 2　指定避難所の選定に関すること 3　指定避難所への職員派遣に関すること 4　指定避難所の運営に関すること 5　自然発生した避難所の把握 6　その他本部長の命ずる事項に関すること	保健医療係 子育て支援係 生涯学習係 学校教育係 西部公民館 北部公民館

班　名	対　策　事　項	担　当
【要配慮者支援班】 班長：健康福祉課長補佐兼福祉係長	1　民生委員・避難支援者への協力要請に関すること 2　福祉施設の被害状況調査に関すること 3　福祉避難所の開設・運営に関すること 4　避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、輸送に関すること 5　その他本部長の命ずる事項に関すること	福祉係 地域包括支援センター
【救護班】 班長：健康福祉課主査兼保健医療係長	1　災害拠点病院、救急指定病院等の受入れ確認に関すること 2　医療救護所の設置に関すること 3　医療救護班、ＤＭＡＴの派遣要請に関すること 4　感染症の予防に関すること 5　日赤県支部との連絡調整に関すること 6　他の医療機関との調整に関すること 7　その他本部長の命ずる事項に関すること	町立病院 保健医療係

＜ライフライン対策部＞

部　長：建設水道課長

副部長：総合産業課長、農林振興課長兼農業委員会事務局長

班　名	対　策　事　項	担　当
【物資対策班】 班長:総合産業課長補佐	1　仮設トイレの確保に関すること 2　備蓄食料の放出、生活物資の供給要請に関すること 3　救援物資受け入れ窓口の開設に関すること 4　地域内輸送拠点の対応に関すること 5　生活物資の配分計画に関すること 6　商工観光に係る被害調査及び災害対策 7　その他本部長の命ずる事項に関すること	商工観光係
【土木対策班】 班長：建設水道課整備係長	1　土木施設の被害の状況把握及び応急措置に関すること 2　建築物の被害調査に関すること 3　緊急輸送道路の確保に関すること 4　町道の応急復旧、国・県道の応急復旧の要請、迂回路の選定に関すること 5　災害応急復旧工事業者の確保に関すること 6　建設資機材の調達及び輸送に関すること 7　その他本部長の命ずる事項に関すること	整備係
【上下水道対策班】 班長:建設水道課長補佐兼上下水道係長	1　断水地区への飲料水の供給及び給水車の配車計画に関すること 2　水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3　その他本部長の命ずる事項に関すること	上下水道係

班　名	対　策　事　項	担 当
【農林対策班】 班長:農林振興課主査兼 農政係長	1　罹災農家の被害調査に関すること 2　農業施設等の被害調査及び災害対策に関すること 3　その他本部長の命ずる事項に関すること	農林係 事業係 農業委員会事務局

5　現地災害対策本部の設置

(1) 設置基準

本部長は、地震災害により、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

(2) 設置期間

現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(3) 設置場所

災害現場又は本部長の指定する被災地の町有施設に設置する。

(4) 現地本部の組織

ア　現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。

イ　現地本部長は、本部の副本部長（副町長）又は本部員のうちから本部長（町長）が指名する。

ウ　現地本部員は、本部事務局職員、各課等の職員のうちから本部長が指名する。

6　業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

7　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

県及び町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

8　複合災害への対応

(1) 町、防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。

(2) 複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

(3) 町、防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。

(4) 町、防災関係機関は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第２節　職員の動員配備計画

１　計画の概要

地震による災害発生時に、応急対策を迅速に推進するために、町の職員の動員体制について定める。

２　初動対応の基本的な考え方

発災当初の 72 時間は、救命・救助活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的、物的資源を優先的に配分する。

３　職員の動員配備体制

(1) 配備体制の基準

町の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次の通りとする。

なお、地震の場合は町内で観測された震度によって自主的に参集することとし、地震以外の災害の場合は、総務課主幹兼危機管理対策室長から各所属長への連絡により参集する。

区分	災害対策組織配備基準	配備・活動内容	配備体制	備　考
災害対策警戒班	１　町内で震度３の地震が観測されたとき ２　大雨、洪水、大雪、暴風雪警報のいずれかが発表された時 ３　台風接近時等の大雨、洪水注意報のいずれかが発表された時 ４　竜巻注意情報発表時	被害情報等の災害関連情報の収集、伝達等を実施する。	・総務課危機管理対策室職員	状況により関係各課の配備が円滑にとれるように準備する。
災害対策特別警戒班	１　町内で震度４の地震が観測されたとき ２　台風接近時等の大雨、洪水警報のいずれかが発表された時 ３　町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	１　被害情報等の災害関連情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 ２　関係各課においても必要に応じ情報の収集、伝達等を行うほか、所管施設等の被害状況等の確認を実施する。	・総務課主幹兼危機管理対策室長 ・総務課危機管理対策室職員 ・総務課各係長職員 ・政策推進課広報ブランド係職員 ・建設水道課各係長職員 ・農林振興課各係長職員	状況により災害対策本部の設置に移行できる体制をとる。
災害対策本部	１　町内で震度５弱以上の地震が観測されたとき ２　特別警報発表時 ３　町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ４　町長が特に必要と認めたとき	１　町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 ２　ラジオ、周囲の状況から被害甚大と判断され、通信途絶により連絡が取れない場合は、全職員が所定の配置場所に集合する。	・全職員配置	所定の配置場所へ参集出来ない場合は、最寄りの公共施設等へ参集連し連絡をとる。

(2) 勤務時間内における対応

ア　職員の動員の指示

職員の動員は、配備体制に関する基準に従い、総務課主幹兼危機管理対策室長が行う。ただし、本部が

設置されたときは、対策各部における非常配置体制の開始及び解除は本部長が指示する。

イ　動員の伝達方法

配備決定に基づく動員の伝達は、次の方法で行う。

(ｱ) 庁内放送

(ｲ) 口頭連絡

(ｳ) 防災行政無線

(ｴ) 一般加入電話（携帯電話を含む）

(ｵ) 防災メール

(3) 勤務時間外（夜間・休日等）における職員の招集

ア　指定登庁職員は、勤務時間外（夜間・休日等）における災害の発生、気象予警報情報の伝達があったとき若しくは、テレビ、ラジオ等により情報を知ったときは、速やかに登庁又は配置につく。この場合、自ら又は家族が被災した（被災のおそれがある）職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

イ　交通の混乱・途絶等により通常の勤務地へ登庁又は配置につけない職員は、徒歩又は自転車により最寄りの公共施設等に登庁するとともに、電話等で所属長へ連絡し、その後の指示を受ける。

(4) 指定登庁職員等による応急対策の実施

指定登庁職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。

主な業務としては、

ア　指定避難所の開設、避難誘導等

イ　災害等に関する情報収集及び連絡

ウ　気象情報の収集及び連絡

エ　災害対策本部設置業務、関係防災機関に対する要請

この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を権限を有する者に報告する。

(5) 職員の自主参集

ア　職員は、指定の有無にかかわらず、テレビ、ラジオ、インターネット等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

イ　職員は、震度５弱以上の地震が発生した場合、若しくは大規模な災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、自主的に徒歩、バイク又は自転車等を利用し、途中の被災状況を見ながら参集する。この場合、自ら又は家族が被災した職員は、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

ウ　交通機関や通信の途絶等、火災等により参集することが困難な職員は、連絡して指示を受けるか、最寄りの公共施設等に参集し指示を待つ。

エ　出先機関の職員の参集場所は、各所属部署又は施設を原則とする。

(6) 職員の応援

各対策部における災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、総合調整部長（総務課主幹兼危機管理対策室長）に応援作業の内容、就労場所、職種別並びに人員、携帯品、その他必要な事項について示し、要請する。　また、要請を受けた総合調整部は、余裕のある対策部から当該対策部と協議して動員派遣する。

第３節　広域応援・受援体制

１　計画の概要

地震による大規模災害発生時に、県、被災していない市町村及び民間団体等の協力を得て、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

２　県に対する要請

(1) 県に対する要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は被災状況により町長が応援要請をできないと判断した場合、要請を待つことなく応援する。

ア　連絡先及び方法

防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む。）又は文書（ファクシミリを含む。）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

イ　応援要請事項

(ｱ) 応援を必要とする理由

(ｲ) 応援を必要とする場所

(ｳ) 応援を必要とする期間

(ｴ) その他応援に関し必要な事項

ウ　応急措置要請事項

(ｱ) 応援措置の内容

(ｲ) 応援措置の実施場所

(ｳ) その他応援措置の実施に関し必要な事項

(2) 指定地方行政機関又は指定公共機関からの職員派遣のあっせん要請

町長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る。）からの職員派遣のあっせんを要請する。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　その他職員の派遣について必要な事項

３　市町村に対する要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告する。

４　民間団体等に対する要請

町長は、災害応急対策が的確かつ円滑に実施できるようにするため、必要があると認める場合は、民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

ア　協力要請事項

(ｱ) 応援を必要とする作業内容

(ｲ) 応援を必要とする人員、車両、資機材及び物資等

(ｳ) 応援を必要とする場所及び集合場所

(ｴ) 応援を必要とする期間

(ｵ) その他応援に関し必要な事項

イ　応援を要請する主な民間団体等

(ｱ) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体及び運送業団体等の産業別団体

(ｲ) 医師会、歯科医師会及び建築士会等の職業別団体

(ｳ) その他、町に対し奉仕活動を申し入れた団体

５　町の支援体制の構築に係る留意点

ア　町は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

イ　町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

ウ　町は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

エ　町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

６　災害時相互応援協定書締結市町村に対する要請

町長は、応急対策又は災害復旧を実施するため必要があると認める場合は、各協定書に基づき、協定締結町村長に対して応援を要請する。

＜応援協定締結町村＞

協定書名	連絡先
七ヶ浜町、朝日町の災害時相互応援協定 （宮城県七ヶ浜町）	〒985-8577　宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1 七ヶ浜町役場　総務課防災対策室 電話 022-357-7437　　FAX022-357-5744 Mail:bousai@shichigahama.com
災害時相互応援に関する協定 （富山県朝日町、長野県朝日村、三重県朝日町）	〒939-0793　富山県下新川郡朝日町道下 1133 朝日町役場　総務政策課 電話 0765-83-1100　　FAX0765-83-1109 Mail:soumu@town.toyama-asahi.lg.jp
	〒390-1188　長野県東筑摩郡朝日村大字古見 1551-1 朝日村役場　総務課 電話 0263-99-2001　　FAX0263-99-2745 Mail:soumu@vill.nagano-asahi.lg.jp
	〒510-8522　三重県三重郡朝日町大字小向 893 朝日町役場　防災保全課 電話 059-377-5610　　FAX059-377-5661 Mail:bousai@town.asahi.mie.jp

７　消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

町長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、協定締結市町村長に対して応援を要請する。

(2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

ア　町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

イ　町長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、各消防本部緊急消防援助隊受援計画及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、受援体制を整備する。

ウ　緊急消防援助隊の野営場所は、大谷小学校グラウンドを予定する。

８　広域応援・受援体制

町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

町及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報共有に努める。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

９　応急対策職員派遣制度の活用による対口（たいこう）支援の受援

災害応急対策の実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の町職員が被災し、災害対応にあたることができない等の理由で、本町の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「応急対策職員派遣制度に関する要綱」（総務省通知）により他自治体からの支援を受ける。

(1) 指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

(2) 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

ア　災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本町の災害マネジメントを総括的に支援する。

イ その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、本町の応急災害対策業務（避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務）を行う。

10　ISUT（アイサット：災害時情報集約支援チーム）の受け入れ態勢の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成される ISUT（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ISUT は、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、町等の防災対応を支援する役割を持つ。町は、必要に応じて派遣された ISUT と連携し対応する。

第４節　広域避難計画

１　計画の概要

地震による大規模な災害発生時に、町外へ住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

２　広域避難計画フロー

(1) 他の自治体への広域避難

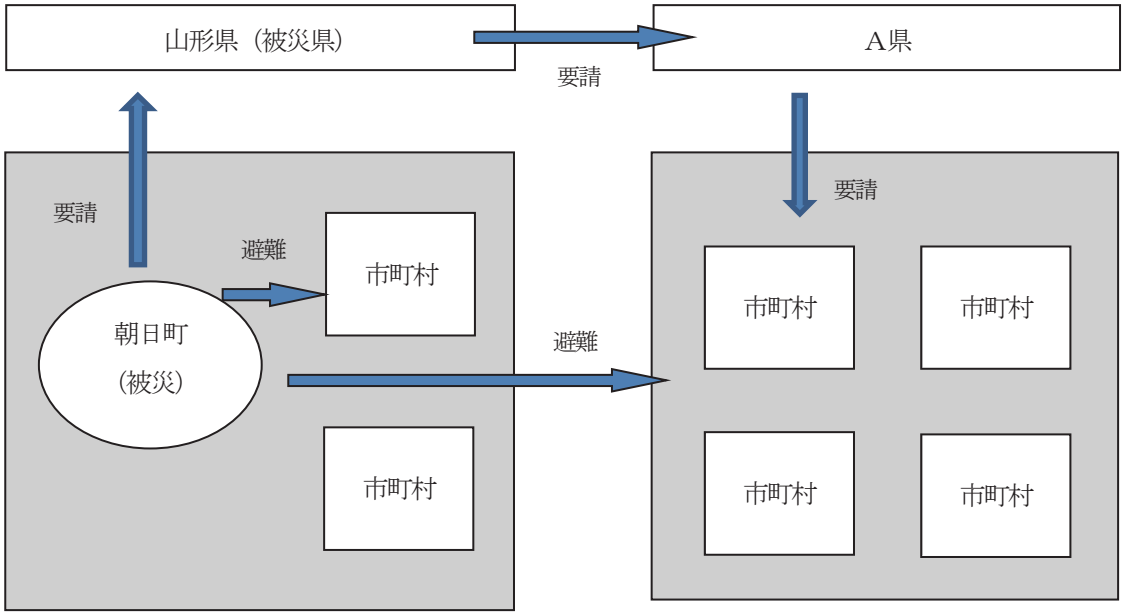

(2) 他県等からの避難受入れ

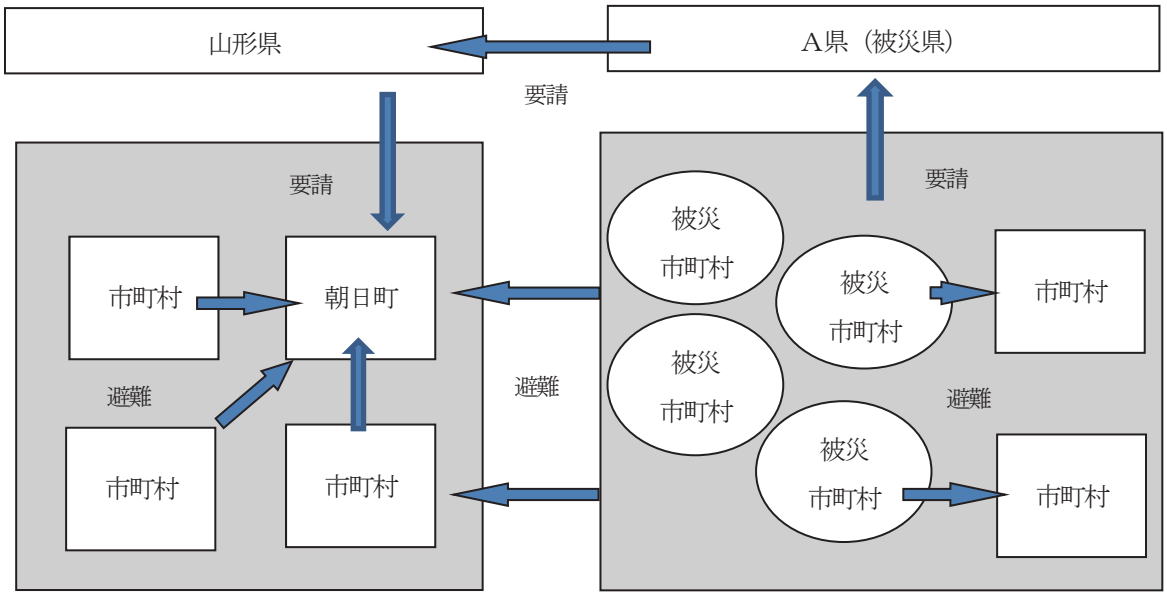

３　他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

ア　町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

(ｱ) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

(ｲ) 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

イ　県は、県内の被災市町村から他県等への広域避難等の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。

(2) 広域一時滞在

ア　町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要と判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

(ｱ) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

(ｲ) 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

イ　県は、町からの他県等への広域避難の協議の要請があった場合、他県等の協議を行う。

なお、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、一時滞在のための協議を町に代わって行う。

(3) 広域避難者への配慮

ア　町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ　町及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(ｱ) 被害の情報

(ｲ) 二次災害の危険性に関する情報

(ｳ) 安否情報

(ｴ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

(ｵ) 医療機関等の生活関連情報

(ｶ) 各機関が講じている施策に関する情報

(ｷ) 交通規制に関する情報

(ｸ) 被災者生活支援に関する情報

(4) 広域避難に係る事前の備え

町は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。

また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

４　他県等からの避難受入れ要請への対応

ア　町は、他県等からの避難受入れの要請があった場合は、県等と連携して、以下の対応に努める。

(ｱ) 公共施設及び民間宿泊施設の確保

(ｲ) 公営住宅の確保

(ｳ) 食料、飲料水、生活必需品等の供給

(ｴ) 情報の提供

(ｵ) 要配慮者に対する支援

(ｶ) その他、各種の生活支援

イ　町及び防災関係機関は、他県等からの被災者ニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(ｱ) 被害の情報

(ｲ) 二次災害の危険性に関する情報

(ｳ) 安否情報

(ｴ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

(ｵ) 医療機関等の生活関連情報

(ｶ) 各機関が講じている施策に関する情報

(ｷ) 交通規制に関する情報

(ｸ) 被災者生活支援に関する情報

第５節　自衛隊災害派遣計画

１　計画の概要

地震による大規模災害発生時に、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

２　自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の３原則が満たされることを基本として実施される。

(1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）

(2) 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）

(3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

３　自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援 活動

救援活動区分	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。

救援活動区分	内　　容
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動

自衛隊区分	内　　容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機及び地上部隊等による人員・物資の輸送及び通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送及び通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

４　自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 町長の知事に対する派遣要請依頼

ア　町長は、知事に対して法第 68 条の２第１項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）に文書より行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。

なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。

(ｱ) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(ｲ) 派遣を希望する期間

(ｳ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ) その他参考となるべき事項

イ　町長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第 68 条の２第２項に基づき、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 町長の自衛隊に対する緊急通知

町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、法第 68 条の２第２項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、町長は事後速やかにその旨を知事に通知する。

５　自衛隊の自主派遣

⑴ 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第２項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊を派遣する。

ア　関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

イ　知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

ウ　自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

エ　上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること

⑵ 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理するものとする。

⑶ 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

⑷ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請した場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

６　自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

⑴ 他の防災関係機関との競合重複の排除

知事、町長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。

⑵ 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

ア　作業箇所及び作業内容

イ　作業の優先順位

ウ　作業実施に必要な図面の確保

エ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ　派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

⑶ 受入れ施設等の確保

町長は、自衛隊の派遣部隊を受入れるために、次の施設を確保する。

ア　事務室

イ　ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（１機あたり）

(ｱ) 小型機（ＯＨ－６）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地

(ｲ) 中型機（ＵＨ－１）：周囲に仰角８度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地

(ｳ) 大型機（ＣＨ－47）：周囲に仰角６度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地

ウ　駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）

エ　幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

７　自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

県は、自衛隊の派遣部隊と協議し、対策の緊急性、重要性を判断して救援活動の優先順位を定め、自衛隊活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

８　自衛隊災害派遣部隊の撤収

(1) 知事は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、町長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議する。

(2) 知事は、災害派遣撤収手続にあたり、先ず電話等をもって派遣自衛隊に撤収を要請し、事後速やかに文書を送達する。

９　救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料

(4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

(5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と町長が協議する。

10　派遣要請先及び連絡窓口

災害派遣の要請先	電話番号等
陸上自衛隊第六師団 （第３部防衛班）	電　話　0237-48-1151　内線 5075 （夜間・休日　当直　内線 5207・5019） ﾌｧｸｼﾐﾘ　0237-48-1151 内線 5754
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 （防衛部運用課第２班）	電　話　04-2953-6131　内線 2233 （夜間・休日　当直　内線 5207・5019） ﾌｧｸｼﾐﾘ　04-2953-6131　内線 2269

第６節　情報収集伝達関係
第１款　通信計画

１　計画の概要

災害発生時に、応急対策の基本による情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

２　災害発生時の通信連絡

地震発生時は、次の手段を活用する。

(1) 町防災行政無線（同報系・移動系）

町は、災害発生時に情報収集、伝達を迅速かつ円滑に行うため、「朝日町防災行政無線局管理運用規程」に基づき、必要により通信統制を行う。

(2) 県防災行政無線

県及び防災関係機関等との通信手段として、県防災行政無線を活用する。

(3) 電気通信事業者の設備利用

災害発生時には輻輳等による通信障害が予想されるため、あらかじめ東日本電信電話株式会社等に申請を行い、承諾を得た災害時優先電話を活用する。

(4) 他機関の通信施設

ア　災害に関する緊急の通信を行う場合は、電気通信事業法第８条、災害対策基本法第 57 条、消防組織法第 41 条、水防法第 27 号又は災害救助法第 11 条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、市町村、山形県各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、山形地方気象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力ネットワーク株式会社山形支社の所有する通信設備を利用することができる。

イ　災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、他の手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

ウ　町及び防災関係機関は、防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

エ　必要があるときは、アマチュア無線局の協力をもとめて通信の確保を図る。

３　通信施設の被害対応

町は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第２款　地震情報等伝達計画

１　計画の概要

地震による被害を最小限度にとどめるため、国、県、町及び放送機関等の防災関係機関が、地震情報を、迅速かつ正確に住民等に伝達するための方法について定める。

２　地震情報

⑴ 緊急地震速報

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に震度４以上が予想される地域、または、長周期地震動階級３以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による同報系防災行政無線等を通して住民に伝達される。

町は、住民への緊急地震速報の伝達にあたっては、同報系防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が震度６以上のもの及び長期周期地震動階級４を予想した場合を特別警報に位置づけている。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

⑵ 地震情報の種類と発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報・津波注意報発表時又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

種　　類	発表基準	内　　容
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発表場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250ｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごとの長周期地震動階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発表した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

第３款　災害情報の収集・伝達計画

１　計画の概要

地震による災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町及び防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

２　災害情報収集・伝達計画フロー

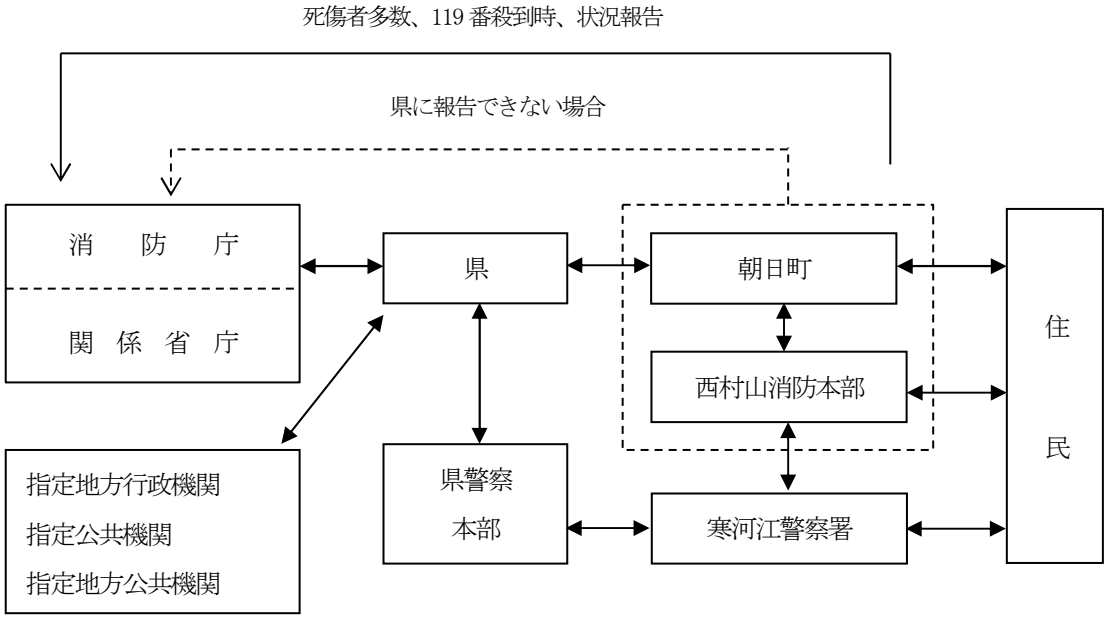

３　被害状況等情報収集活動の概要

町は、次により被害状況等を把握するため情報収集活動を実施する。

ア　災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領及び実施方法を定めるとともに、全体の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。

イ　西村山消防本部・朝日分署と連携し、地域の自主防災組織の協力を得て、管内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等に係る情報を収集する。

４　災害発生直後の情報収集・伝達

(1) 県本部（防災危機管理課）への「第一報」情報等の提供

町内で、大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、町は、直ちに県本部（防災危機管理課）へ情報を提供する。（大きな状況変化時も同じ。）

ア　大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合

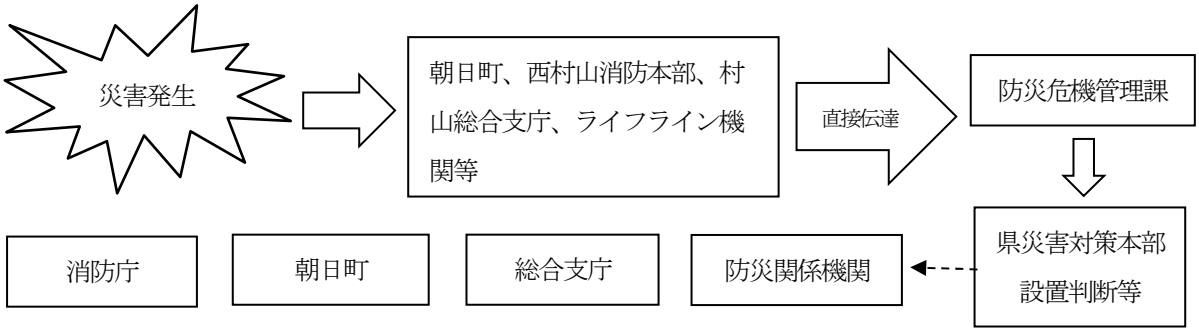

イ　人命救助、被害拡大防止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

ウ　被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

(2) 情報収集・伝達

ア　町は、当該地域において震度４以上を観測する地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、村山総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合は、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接消防庁に報告する。

イ　町及び西村山消防本部・朝日分署は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、119 番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及び消防庁に報告する。

５　災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

(1) 町及び西村山消防本部・朝日分署は、人的被害（死者、行方不明者、負傷者）住家、町管理の庁舎、公の施設、町立福祉施設、保育園、町管理の土木施設、上水道及び農業集落排水に係る被害を把握するとともに、その情報を防災情報システム及び電話又はファクシリミにより村山総合支庁に報告する。

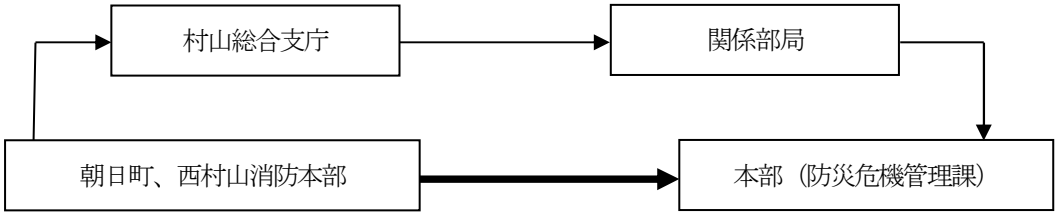

(2) 町における活動

ア　県出先機関やその他の関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。

イ　把握し被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について県支部（村山総合支庁）を通じて県本部（防災危機管理課）に報告する。

ウ　指定避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの指定避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

６　県防災情報システムの活用

災害情報は県防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

第４款　広報計画

１　計画の概要

地震による災害発生時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、県、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

２　基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語による社会的混乱を防止することにある。

また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

３　広報活動における町の役割分担

町は、災害時の情報ニーズに応えるため、同報系防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等など多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。活動にあたって、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。

(1) 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

(2) 手段

ア　広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

イ　区長等を通じた情報伝達

ウ　住民相談所の開設

エ　県を通じて報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

オ　同報系防災行政無線及びインターネット（町ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等）、緊急速報メール等の活用

(3) 項目

ア　安否情報

イ　避難、医療、救護及び衛生に関する情報

ウ　給水、炊き出し及び物資配給の実施状況

エ　生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報

オ　被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）

カ　その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

４　放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、それぞれの計画に基づいて、速やかに災害に関する報道又は通信を行う。

５　報道機関への情報提供

(1) 放送要請

町は、原則として県を通じて放送機関に対して放送要請を行う。要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

(2) 記者発表

町は、役場等に記者発表場所を設置し、記者クラブに対して災害に関する情報を発表する。発表内容は、あらかじめ本部員会議に諮ったものとする。

(3) 取材活動への対応

取材活動は、本部長の許可を得た者のみとし、電話による取材は受け付けないことを基本とする。指定避難所等における被災者への取材は、地域の自主防災組織等、指定避難所運営組織が許可したもののみとする。

また、災害対策本部内への立ち入り取材は、原則禁止する措置をとるとともに、被災者のプライバシー等に配慮するよう報道機関に要請する。

６　被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

町及び県は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

町及び県は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 町民への的確な情報伝達

町は、町民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

７　地震発生後の各段階における広報

(1) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね２日以内）

ア　安否情報

イ　住民に対する避難指示等

ウ　給水・炊き出しの実施、物資の配給情報

エ　指定避難所の開設状況

(2) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね３日以降）

ア　消毒、衛生及び医療救護情報

イ　小中学校の授業再開予定

ウ　被害認定・罹災証明書の発行

エ　応急仮設住宅等への入居に関する情報

(3) 復興対策期

ア　罹災証明の発行

イ　生活再建資金の貸付け

ウ　災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

エ　その他生活再建に関する情報

８　安否情報の提供

(1) 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

(2) 町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。

なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。

(3) 県は、町と連携して、「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供する。

(4) 通信事業者は、大規模な災害により通信設備が被害を受け電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を開設する。

９　広報活動実施上の留意点

(1) 町は、指定避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオ等による伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。

(2) 町は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、多様な言語による表示・放送等の措置に努める。

(3) 町は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

10　広聴活動

(1) 町は、被災者のための住民相談所を設置するとともに、自主防災組織及び地区からの相談等に対応する。

(2) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

第７節　避難計画

１　計画の概要

地震後さらに続いて起こる地震、地震に伴う二次被害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに町が実施する避難活動等について定める。

２　住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、区長及び自主防災組織の代表者等を通して町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、避難行動要支援者の安全確保と避難の補助等を心がける。

(2) 町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。

３　行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

ア　町は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

なお、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努める。

イ　町は、その後の地震活動による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに、災害発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

ウ　土砂災害防止法第 28 条、第 29 条及び第 31 条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に通知するとともに、一般に周知する。町は、その情報を基に速やかに避難指示を発令する。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア　避難指示等の実施者

避難指示等の発令は、法第60条に基づき、原則として町長が実施する。

町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な

準備を整えておく。避難指示等の発令は、町長の他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	町長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき （避難指示等に関するガイドライン）
避難指示	4	町長	・立退きの指示 ・立退き及び立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に直ちにその旨を公示 （法第60条） （報告） 町長　→　知事
		知事	・立退きの指示 ・立退き及び立退き先の指示	・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に直ちにその旨を公示 →町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示 （法第60条）
緊急安全確保	5	町長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立ち退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※町が災害の発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
避難の指示等		警察官	・立退き及び立退き先の指示	・町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合（法第 61 条） （通知）　（報告） 警察官　→　町長　→　知事
			・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置 （警察官職務執行法第４条）

				（報告） 警察官　→　公安委員会
避難の指示等		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にいない場合、「警察官職務執行法第４条」による避難等の措置 （自衛隊法第94条）
				（報告） 自衛官　→　防衛大臣の指定する者（第６師団長等）

イ　住民等への伝達及び避難の実施

(ｱ) 高齢者等避難及び避難指示の内容

a　警戒レベル

b　要避難準備対象地域

c　避難準備理由

d　避難先

e　避難経路

f　避難時の注意事項等

(ｲ) 緊急安全確保の内容

a　警戒レベル

b　災害発生区域

c　災害概況

d　命を守るための最善の行動をとること

(ｳ) 避難の広報

a　町は、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難勧告等を周知・徹底する。

b　町は、避難行動要支援者への避難指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

c　町は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(ｴ) 避難誘導

町は、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署による誘導にあたっては、可能な限り地区、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

a　町は、地域又は地区単位に避難集団を形成するため、寒河江警察署及び西村山消防本部・朝日分署の協力を得て、あらかじめ指定している指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

b　西村山消防本部・朝日分署は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び寒河江警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

(オ) 避難路の安全確保

町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者、寒河江警察署等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

4　警戒域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、法第63条に基づき町長が実施する。

ただし、知事は、町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

なお、災害種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害種別	設置権者	実施の基準
災害全般	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき（法第 63 条）
	警察官	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（法第 63 条）
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長又は町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る（法第 63 条）
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定（消防法第 23 条の２）
	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定（消防法第 28 条）
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないときに限る（消防法第 28 条）
水災	水防団長・水防団員消防機関に属する者	水防上、 緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定（水防法第 21 条）
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求 があったとき（水防法第 21 条）

⑵ 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知する。

また、警察官、自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

⑶ 指定避難所への受入れ

町長は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて指定避難所を開設しこれらの者を受入れる。

５　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

⑴ 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策にたいする基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて指定避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

⑵ 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて指定避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

第８節　指定避難所運営計画

１　計画の概要

地震による災害発生時に、町が開設する指定避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

２　指定避難所の受入れと必要な措置

(1) 指定避難所の開設

町は、住民に避難指示等を発令した場合、又は指定緊急避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等により、さらに指定避難所へ受け入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。

なお、指定避難所の開設にあたっては次の事項に留意する。

ア　災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ　避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ　指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

エ　特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ　災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から７日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。）をとる必要がある。

(2) 開設に関する周知及び報告

町は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、寒河江警察署及び西村山消防本部・朝日分署に設置場所及び設置期間等を周知し、指定避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。

また、指定避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア　指定避難所開設の日時及び場所

イ　開設箇所数及び指定避難所の名称

ウ　避難者数

(3) 開設初期に必要な措置

ア　避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別）を把握する。

また、指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者にかかる情報の把握に努める。

イ　避難所の運営リーダーの選出

町は、指定避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ　物資等の調達

町は、指定避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。

なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、指定避難所ごと又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立が懸念される地区においては、重点的に備蓄するよう努める。

(ｱ) 食料（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）

(ｲ) 毛布

(ｳ) 日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）

(ｴ) 医薬品（常備薬、救急箱　等）

(ｵ) 生理用品

(ｶ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

(ｷ) 簡易トイレ（トイレットペーパー）

(ｸ) 飲料水

(ｹ) 燃料

エ　通信手段の確保

町は、指定避難所と町役場との通信手段を確保する。

オ　指定避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、避難者の事情により指定避難所以外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

３　指定避難所の運営管理

町は、指定避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により指定避難所が円滑に運営されるよう管理する。

(1) 運営管理体制の確立

町は、避難施設の管理者及び指定避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた指定避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

⑵ 情報伝達

町は、指定避難所の運営管理チームと協力し、指定避難所に対しても被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、視覚・聴覚障がい者等に配慮し、点字、音声、掲示板の設置、手話等により情報を提供する。

また、特設公衆電話やテレビ、ラジオを設置に指定避難所に設置する。

⑶ 物資・サービス等の提供

町は、指定避難所の運営管理チームを通して指定避難所のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。

また、日本赤十字社も、奉仕団を指定避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努める。

４　避難後の状況の変化に応じた措置

⑴ 避難者が増え続ける場所

町は、地区外からの避難者の流入等により、指定避難所の受入れ可能人数を超えるおそれがあると判断した場合は、受入れ人員に余裕ある他の指定避難所又は新たに開設する指定避難所で受入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、町の指定避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、他の市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

⑵ さらに危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、指定避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県、寒河江警察署等に避難者用移動用の車両、ヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な指定避難場所等へ再避難させる。

⑶ 危機が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、指定避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難指示等を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。避難者は、指定避難所から退去する場合は、必ず指定避難所の運営管理チームに届け出る。

また、指定避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次町に連絡する。

⑷ 避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等をかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

５　指定避難所運営に係る留意点

⑴ 町のとるべき措置

ア　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。

ウ　被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

エ　住民の避難が数日以上にわたる場合は、指定避難所運営にあたって次の点に留意し、特に高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分配慮する。町は、県が必要に応じて行う避難者の保護・救援を受ける。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

オ　指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(ｱ) 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(b) 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導に留意する。

(ｲ) 衛生、給食及び給水等対策

(a) 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

(b) 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。

(c) 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。

(d) トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

(ｳ) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

(ｴ) 要配慮者に配慮した運営、環境整備

(a) 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。

(b) 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。

(c) 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。

(d) 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

(ｵ) 指定避難所運営への女性の参画促進

指定避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

(ｶ) 男女のニーズの違いに配慮

男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した指定避難所の運営管理に努める。

特に女性専用物干し場、更衣室、授乳室の配置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の管理に努める。

町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ｷ) 各機関等への協力要請

町は、指定避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、一般社団法人山形県医師会、一般社団法人山形県歯科医師会、公益社団法人山形県看護協会、一般社団法人山形県薬剤師会、山形県栄養士会及びＮＰＯ・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。

また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

(ｸ) 自治的な運営組織の立上げ支援

指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

⑵ 住民の心得

指定避難所に避難した住民は、指定避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心がけるよう努める。

ア　運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力

イ　ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールの遵守

ウ　その他指定避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

第９節　救助・救急計画

１　計画の概要

大規模な地震による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、町、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署、県及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到達遅延や活動困難が予想されることに留意する。

２　要救助者の通報・捜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生埋め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに西村山消防本部・朝日分署又は寒河江警察署等関係機関に通報するよう努めなければならない。

特に救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

防災関係機関の職員は、災害対策本部等の担当部署に参集する等の場合は、できる限り被災者の発生状況を把握し、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署に連絡する。

(2) 要救助者の捜索

西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て、地域を分担し被災地内の生埋め者を捜索する。道路が損壊している場合には、バイクや自転車による機動的な捜索を行う。

３　救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

西村山消防本部・朝日分署は、直ちに救助隊を編成する。その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

町は、直ちに一般社団法人寒河江市西村山郡医師会等と協力して、現場近くに医療救護所を開設する。必要な場合には、知事に対し、自衛隊による医療救護所の開設のための派遣要請を依頼する。

(2) 医療機関の状況の確認

西村山消防本部・朝日分署は、最寄りの救急病院等の重傷者等受入れの可否を直接確認する。

(3) 応援要請

町は、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係法令及び各種協定に基づき、速やかに関係機関に応援を要請する。

ア　他消防機関への要請

町長及び西村山消防本部消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、被災地ブロック幹事消防機関又はブロック幹事消防機関（ブロック幹事消防機関が対応できない場合は、代理ブロック幹事消防機関）へ応援を要請する。

イ　民間組織への要請

町は、必要と判断する場合は、地元建設業者にパワーショベル等の重機を操作し、救助活動に協力するよう要請する。

(4) 総合調整等

町は、被害状況及び救急・救助活動状況を県に報告し、関係機関との総合調整、迅速な救急・救助活動の実施体制の確立を求める。

(5) 職員の健康管理

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は，新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため，職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

４　救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

寒河江警察署は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるため緊急の必要があると認めるときは、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された消防機関、警察及び自衛隊の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

ア　災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救助活動にあたり、生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。

また、災害の現場で西村山消防本部・朝日分署等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めなければならない。

イ　自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。

また、西村山消防本部・朝日分署等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

ウ　消防団員は、ポンプ庫等への参集途上に要救助者を発見したときは、地域住民や自主防災組織を指導し、その協力を得て救助活動を実施する。

エ　西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力も得ながら、連携して迅速な救助活動を展開する。

オ　町は、消防防災ヘリコプターを運用した消防防災航空隊の派遣を県に要請する。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

５　負傷者等の搬送

(1) 搬送先

西村山消防本部・朝日分署は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を救急告示病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

※　トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を決めること。

⑵ 搬送における留意点

西村山消防本部・朝日分署は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて寒河江警察署に交通規制を行うよう協力を求める。

なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

第10節　消火活動計画

１　計画の概要

地震発生時の火災による被害を防止又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び西村山消防本部・朝日分署等が実施する消火活動について定める。

２　初期消火

⑴ 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

ア　西村山消防本部・朝日分署等へ速やかに通報（電話、駈け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ　ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

⑵ 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、西村山消防本部・朝日分署等が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、消火栓等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

３　火災防ぎょ活動

⑴ 西村山消防本部・朝日分署による活動

ア　消防吏員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。

イ　次の方法により火災情報の収集にあたる。

(ｱ) 119番通報及び駆け付け通報

(ｲ) 高所カメラ等からの監視

(ｳ) 消防吏員の参集途上における情報収集

(ｴ) 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

ウ　寒河江警察署及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて寒河江警察署に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、法第76条の３第４項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対する措置命令又は措置を行う。

エ　火災防ぎょ活動にあたり、次の事項に留意する。

(ｱ) 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。

(ｲ) 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

(ｳ) 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。

(ｴ) 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

(ｵ) 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

(2) 消防団による活動

消防団長の指揮のもと次の火災防ぎょ活動を行う。

ア　消防団員の参集

消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき速やかにポンプ庫に参集し、消防資機材等を準備する。

なお、参集途上において周囲の被害状況等の情報を可能な限り収集するよう努める。

イ　初期消火の広報

消防団は、出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ　情報の収集、伝達

消防団は、現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を西村山消防本部・朝日分署等関係機関へ連絡する。

エ　火災防ぎょ活動

消防団は、地域住民や自主防災組織等と協力し、迅速かつ効果的な火災防ぎょ活動にあたる。西村山消防本部・朝日分署が到着したときは、連携して行動する。

なお、幹線避難路確保のための火災防ぎょ活動等人命の安全確保を最優先に行う。

オ　避難誘導

避難の指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

カ　救急救助活動

西村山消防本部・朝日分署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

4　広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、西村山消防本部・朝日分署は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、町長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

(1) 応援要請の手続き

町長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 応援受入体制

町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

(3) 県消防防災ヘリコプターの応援要請

火災が発生し、町長等が必要と判断した場合は、県に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

第 11 節　医療救護計画

１　計画の概要

大規模な災害が発生した場合の困難な状況の下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等にその時々の状況下における最大限の医療を提供するために、町、県及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

２　被害状況及び診療状況の把握

町は、県及び医療関係機関・団体と協力し、また、国の広域災害情報システムや山形県医療機関情報ネットワークを活用するなどして、次の事項について速やかに情報収集を行う。

(1) 医療機関及び薬事関係業種の被害状況

(2) 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送・医療スタッフ派遣の需給状況及び他県の医療機関の診療状況

(3) 医療救護所の設置状況

３　医療救護所の設置

町は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、指定緊急避難場所、指定避難所その他の災害現場周辺で安全な場所又は医療機関のうち適当と思われる場所に医療救護所を設置する。

また、医療救護所に必要な医療従事者については、町自らの協定等に基づき確保するほか、必要に応じ県に対し医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を行うものとする。

４　医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、県、町、一般社団法人寒河江市西村山郡医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

(1) 各医療関係施設等における活動

ア　医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね３日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、指定避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、町は、医療救護所の指定避難所への移設を考慮する。

イ　被災地内の一般の医療機関

(ｱ) 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入れ、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

(ｲ) 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、一般社団法人寒河江市西村山郡医師会等を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

(ｳ) 精神科診療所及び精神科病院の自らの施設が被災し、診療不能等となった場合は、被災地内の災害拠点精神科病院への搬送を実施する。

また、被災地内で機能が維持している精神科診療所及び精神科病院に精神障がい者が集中し、診療体制の確保に支障が生じる場合は、ＤＰＡＴの派遣を県に要請する。

(ｴ) 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

ウ　被災地内の災害拠点病院等

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

(ｱ) 24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること

(ｲ) 傷病者等の二次医療圏内での受入れの拠点となること

(ｳ) 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること

(ｴ) 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと

(ｵ) 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

エ　被災地外の災害拠点病院等

被災地外の災害拠点病院等は、次により傷病者の広域搬送の受入れ拠点として活動する。

(ｱ) 搬送された重篤傷病者に対して24時間緊急対応し、救命医療を行うこと

(ｲ) 搬送された重症傷病者等に対し、必要に応じトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、更に後方の医療機関等への搬送手続を行うこと

(ｳ) 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること

オ　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）指定病院

ＤＭＡＴ指定病院は、県の要請により、ＤＭＡＴを被災地内外に派遣する。

派遣されたＤＭＡＴは、県の要請等により県外から派遣されたＤＭＡＴとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

カ　被災地外の一般医療機関

(ｱ) 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。

(ｲ) 協定等に基づき又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

(2) 要配慮者への対応の調整

町は、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療が受けられるよう県に要請し、その医療情報を在宅難病者等に提供する。被災地外の対応が必要な場合は、移送を支援する。

(3) 医薬品・医療資器材等の確保

ア　町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

イ　県は、町又は医療機関等から医薬品・医療資器材等の供給要請を受けた場合は、あらかじめ締結された協定に基づき、薬業関係団体に供給を要請し確保する。

また、供給にあたっては、地域内輸送拠点を決定し、医薬品・医療資器材等の供給拠点とする。ただし、輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部に要請して確保する。

(4) 傷病者等の受入れ及び搬送の調整

ア　傷病者等の緊急度に応じた後方支援病院への搬送については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが一元的に搬送先を調整した上で、原則、西村山消防本部・朝日分署に傷病者の搬送を依頼する。

イ　医療機関は、原則として西村山消防本部・朝日分署に傷病者の搬送を依頼する。

ウ　町は、西村山消防本部・朝日分署の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。

(5) 医療ボランティア等の受入れ調整

町は、医療ボランティアを必要とする場合、医療ボランティア等の受入れ窓口を設置する県又は医療機関等と調整を行い、医療ボランティアに対し活動を要請する。

第 12 節　遺体対策計画

１　計画の概要

大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災等により発生する多数の遺体について、主として町が実施する災害応急対策について定める。

２　遺体等の捜索

(1) 町は、寒河江警察署及び自衛隊等関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む）の捜索を行う。

(2) 町は、県に対して、捜索の対象人員及び捜索地域等、捜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊に対する捜索活動への応援要請を行うよう依頼する。

(3) 寒河江警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、関係情報の収集を行う。

３　遺体の処理等

町は、死亡した者について、次の範囲内において、遺体に関する処理を行う。

なお、大規模な災害により、遺体の搬送車及び棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに在庫情報等を収集し、確保するよう努める。

(1) 遺体の収容

ア　町は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・安置するとともに、村山総合支庁及び寒河江警察署と連携のうえ、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。

イ　遺体安置所は、指定避難所、医療救護所とは別の場所に確保・設置するものとし、設置等に際しては以下の事項に考慮する。

(ｱ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所

(ｲ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のためのＤＮＡ鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

なお、遺体安置所に適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ　町は、県及び寒河江警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

エ　遺体を安置し、腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資材を確保する。

(2) 遺体の検視（検案）・処置等

ア　警察官は、収容された遺体について、関係法令等に基づき遺体の検視を行う。

イ　町は、一般社団法人寒河江市西村山郡医師会等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

ウ　県は、町から応援要請を受け必要と認める場合は、協定に基づき一般社団法人山形県医師会等に遺体の検案及び処置の実施を要請する。

エ　寒河江警察署は、一般社団法人山形県医師会及び一般社団法人山形県歯科医師会の協力を得て、遺体の検視及び身元確認等を行う。

(3) 身元不明遺体の処理

ア　町は、寒河江警察署その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。

イ　寒河江警察署は、身元不明遺体について、指紋の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

ウ　町は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の町に漂着したような場合）で、身元が判明しない者の遺体も行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引渡し

ア　遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、DNA 鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。

イ　身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引渡す

４　遺体の埋葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋葬を行う。死亡者が多数のため、通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、町は火葬許可手続きを簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省と協議する。

(2) 町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、町が埋葬を行うものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

５　広域応援体制

町は、自らのみによる遺体の捜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

第13節　交通輸送関係
第１款　輸送計画

１　計画の概要

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、町及び県等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

２　優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は、次のとおりとする。

(1) 応急対策活動期

ア　救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資

イ　消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資

ウ　被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者

エ　食料・水及び生活必需品等避難生活に必要な物資

オ　傷病者及び被災者の被災地域外への移送

カ　自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急対策要員並びに関連物資

キ　緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

ア　上記(1)の続行

イ　災害復旧に必要な人員・物資

ウ　生活用品

エ　郵便物

オ　廃棄物の搬出

３　輸送車両等の確保と輸送の実施

町は、人員及び物資等の緊急輸送に必要な車両又は航空機を調達し、緊急輸送を実施する。

(1) 車両の確保

町は、町有車両を管理し、輸送に活用するほか、輸送事業者等に要請する。

また、車両の調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあっせんを依頼する。

ア　輸送区間及び借上げ期間

イ　輸送人員又は輸送量

ウ　車両等の種類及び台数

エ　集積場所及び日時

オ　その他必要事項

(2) 燃料の確保

町は、燃料販売業者に災害対策車両への給油を要請する。

４　初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

大規模な災害が発生した場合は、被害の中心的な地域の道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、これらの地域への緊急輸送には最初からヘリコプターを集中的に投入し、緊急道路の啓開まで緊急輸送需要を空路でまかなうものとする。

町は、救助活動、負傷者の搬送、物資の輸送等の緊急輸送が必要な場合は、直ちに県に対して出動要請を行うものとして、臨時ヘリポートを早期に確保し、受入れ体制を整える。

５　物資拠点の確保

被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、町は物資拠点を確保する。

拠点の選定にあたっては、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき、公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対して物流専門家の派遣を要請し、適宜助言を得ながら、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該輸送拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を開設する。

町及び県は、拠点施設を開設した場合には関係機関等に対してその周知徹底を図るものとする。

(1) 広域物資輸送拠点

県は、運営責任者等の職員を派遣し、国や他都道府県等から届く支援物資（救援物資）等を受入れ、地域内輸送拠点等へ送り出す広域物資輸送拠点を設置する。

(2) 地域内輸送拠点

町は、運営責任者等の職員を派遣し、直接搬入される支援物資や広域物資輸送拠点から届く物資等を受入れ指定避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。

(3) 物資拠点設置の判断

被害の状況や物資需要の規模等によっては、関係機関等と協議の上、広域物資輸送拠点又は地域内輸送拠点のみを設置する場合があることに留意する。

(4) 協定に基づく応援要請

県は、あらかじめ締結した協定に基づき、物資拠点の運営に必要な人員及び資機材等について派遣・供給するよう協定締結団体等に要請する。

第２款　道路交通計画

１　計画の概要

道路交通機能の確保を図るため、道路管理者等が実施する道路交通の応急対策について定める。

２　災害の未然防止

道路管理者等は、災害等により被災するおそれがあると認めたときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

３　発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

道路管理者等は、寒河江警察署、西村山消防本部・朝日分署及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得て、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

(2) 交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

４　情報の収集・伝達

道路管理者等は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握し、町に伝達する。

５　道路法に基づく緊急措置

道路管理者等は、管理する道路が損壊等により通行が危険であると認められた場合には、道路法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

６　災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

(1) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。

また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(3) 国又は県は、道路管理者等である県又は町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

7　緊急輸送道路等の啓開

(1) 道路管理者等は、あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、寒河江警察署、西村山消防本部・朝日分署の協力を得て、次により２車線（やむを得ない場合は１車線）を啓開、確保し、被災地に近接する幹線道路と被災地内の防災拠点等との間の通行を確保する。

ア　道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ　通行の障害となる車両の移動

ウ　仮設橋の架橋

(2) 町道、国道及び県道の各管理者は、あらかじめ定めた「災害等発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

(3) 知事は、大規模かつ迅速な道路啓開活動の展開を要すると判断した場合は、自衛隊法第83条第１項に基づき、自衛隊に派遣を要請する。

8　緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の設定

県公安委員会は県との調整のもと、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制（禁止又は制限）する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。

(2) 緊急通行車両の確認

県公安委員会は、緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行う。

町は、事前届出車両について、事前届出済証等を提示し、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。事前届出をしていない車両については、町地域防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、町の上申書等）及び自動車検査証の写しを提出し、審査を受ける。

〈緊急通行車両の確認〉

確　認　者	申請受付及び確認場所
県　公　安　委　員　会	・県警察本部交通規制課　　・高速道路交通警察隊 ・各警察署・交通検問所

9　道路施設の応急復旧

応急復旧工事は、施設の重要性や被災状況等を勘案し、道路啓開の後、迅速かつ的確に順次実施する。

第 14 節　各種施設災害応急対策関係
第１款　土砂災害防止施設災害応急計画

１　計画の概要

地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、県が実施する災害応急対策及び町との連携について定める。

２　被害状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下、この款において「施設管理者」という。）は、震度４以上を観測する地震が発生した場合は必要に応じて、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

町は、土砂災害防止施設の被害情報を入手した場合、必要に応じて現地を確認し、施設管理者に通報する。

３　住民の安全確保

施設管理者は、町と連携して、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和33年法第30号）第25条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

４　被害拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や災害が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講ずるほか、次により二次災害による住民への被害を防止する措置をとるとともに、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

余震情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等に注意して応急対策を進める。

ア　危険箇所の応急対策

県は、地震に伴って発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び涌水等を確認した場合は、町と連携して、防災関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難を指示するとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ　監視の継続

県は、町と連携して地震直後のみならず一定期間、監視を継続するほか、住民に注意を呼びかける。

また、町は、指定避難所・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

ア　治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第、速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ　地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて立退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

ウ　急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ　砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、提体グラフト、基礎グラフト等により補強を行う。

また、流路や護岸に異常堆積や浸食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ　土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。渓流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

カ　規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

5　応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第２款　河川施設災害応急計画

１　計画の概要

地震により被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

２　被災状況調査

町は、震度４以上を観測する地震が発生した場合、民間協定業者と連携し直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

３　住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立入りを禁止し、町、寒河江警察署及び西村山消防本部・朝日分署等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

町、寒河江警察署、西村山消防本部・朝日分署等は、施設管理者から、施設等が被災し又は被災後の気象状況等により住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあるとして立ち入り禁止措置をとる通報を受けたときは、警戒避難体制をとる等必要な措置を実施する。

４　被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア　堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ　低標高地域の浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ　浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の措置を実施する。

エ　許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占用者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、速やかに応急措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次被害の防止に努める。

オ　危険物、油流出事故対策の実施

地震により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ　その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

地震発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

ア　貯水位制限等の対策

異常の程度に応じて貯水位制限を行う等、ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ　止水処理等の応急的措置

異常の程度に応じて対策を実施するとともに、臨機に止水処理等の応急的措置を講じる。

ウ　関係機関及び一般住民への連絡、通報

ダム施設に漏水、変形又は挙動異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、ダムの操作規則に基づき、関係機関及び下流住民へ連絡、通報を行う。

エ　その他ダム施設の管理に関する調整

上記のほか、関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

５　応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第３款　農地・農業用施設災害応急計画

１　計画の概要

地震により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、県、町及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

２　施設の緊急点検

施設管理者は、震度４以上を観測した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、町、寒河江警察署及び西村山消防本部・朝日分署等へ通報するとともに、町と連携して、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

３　被災状況の把握

町は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、村山総合支庁に報告する。

４　応急対策及び応急復旧対策の実施

⑴ 応急対策

施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。

ア　集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、県、町及び寒河江警察署等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。

イ　用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。

ウ　施設管理者は、必要に応じ、地震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策をとる。

エ　施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

オ　応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。

⑵ 復旧工事

町は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続をとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第４款　電力供給施設災害応急計画

１　計画の概要

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

２　活動体制の確立

⑴ 組織体制の確立

東北電力株式会社最上村山営業所及び東北電力ネットワーク株式会社天童電力センターは、非常災害の規模や非常事態の情勢に応じて防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

⑵ 要員の確保

ア　災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ　震度６弱以上を観測する地震が発生し、自動的に防災体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

ウ　最上村山営業所・天童電力センターのみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

⑶ 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、知事に対して、自衛隊法第83条第１項に基づく自衛隊の派遣要請を依頼する。

３　被災状況の把握及び広報

⑴ 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。

また、必要に応じて、災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

⑵ 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

４　応急対策

⑴ 復旧資材の確保

ア　災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ｱ) 現地調達

(ｲ) 災害対策組織相互の融通

(ｳ) 他電力会社からの融通

イ　災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

ウ　災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

(2) 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、町、寒河江警察署及び西村山消防本部・朝日分署から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早期に送電を行う。

５　復旧対策

(1) 復旧計画の策定

各電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

ア　復旧応援要員の必要の有無

イ　復旧要員の配置状況

ウ　復旧資材の調達

エ　復旧作業の日程

オ　仮復旧の完了見込み

カ　宿泊施設、食料等の手配

キ　その他必要な対策

(2) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び指定避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

第５款　ガス供給施設災害応急計画

１　計画の概要

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給施設を早期復旧するために液化石油ガス供給業者が実施する災害応急対策について定める。

２　被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、山形県ＬＰガス協会西村山支部朝日ブロック（以下「関係協会という。」）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署及び村山総合支庁へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

３　利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者等に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、町、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

４　緊急措置の実施

被害状況調査の結果、ガス設備が危険な状態と判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流失等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

５　応援要請

事業者は、自らによっては応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。県は、応援の要請があった場合、応急措置に関し指導するとともに、他の事業者に対し緊急応援を要請する。

第６款　電気通信施設災害応急計画

１　計画の概要

地震発生時に通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

２　応急対策

(1) 被災通信設備の監視と通信網の遠隔措置

電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う。

(2) 災害時組織体制の確立

地震等により災害発生又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部等を設置し災害対応にあたる。

(3) 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

ア　全社体制による応急復旧要員等の非常招集

イ　関連会社等による応援

ウ　工事請負会社の応援

(4) 被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

(5) 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

ア　非常用衛星通信装置

イ　非常用無線通信装置

ウ　非常用電源装置

エ　応急ケーブル

オ　その他応急復旧用諸装置

(7) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、あらかじめ定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

３　利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について、掲示や広報車等により地域の利用者に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ及び新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を行う。

⑴ 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等

⑵ 通信の途絶又は利用制限をした理由

⑶ 通信の途絶又は利用制限の状況

⑷ 利用者に対して協力を要請する事項

⑸ その他必要な事項

４　復旧計画

⑴ 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、応急用資機材等の仮設や災害対策用通信機器の設置を行う。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて地方公共団体に協力を要請する。

⑵ 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

⑶ 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

第７款　上水道施設災害応急計画

１　計画の概要

地震に伴う上水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、町が実施する上水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

２　活動体制の確立

町は、関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて公益社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

ア　町のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。

イ　応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

ウ　応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。

エ　必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

３　被災状況の把握

町は、次により迅速かつ的確に水道施設、追跡等の被災状況を把握する。

ア　テレメータ監視システム等による運転状況の把握

イ　職員等の巡視点検による被災状況の把握

ウ　住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

４　緊急対策

町は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

ア　二次災害の防止策

(ｱ) 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

(ｲ) 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講ずる。

(ｳ) 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

イ　被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

５　応急復旧

町は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

ア　応急復旧計画の準備

(ｱ) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(ｲ) 復旧用資機材の調達

イ　応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、その他の給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ　復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ　優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

オ　積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、関係機関と連絡調整を行う。

カ　応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう減菌を徹底する。

キ　ライフライン関係機関相互の情報交換

電気等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。

第８款　農業集落排水処理施設災害応急計画

１　計画の概要

地震に伴う農集排施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、町が実施する農集排施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

２　被害状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

町は、地震による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

ア　第１段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ設備について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、主に地表からの目視により、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、農集排施設本来の機能及び道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ　第２段階（応急調査）

処理場及びポンプ設備については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ　第３段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、カメラによる内部調査、通水試験を行う。

(2) 広域応援要請

町は、地震による被害の規模が大きく、県内の農集排管理者のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

(3) 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を住民に理解してもらうことは、町民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分りやすく住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、農集排施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が農集排施設の異常を発見した場合は、町へ通報するよう併せて呼びかけを行う。

３　応急対策

上記２(1)の調査結果をもとに、農集排施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫及び仮設配管の布設等を行う。

４　復旧対策

処理場及びポンプ設備の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的として行う。

復旧は原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度及び健全度等を検討のうえ実施する。

第９款　家庭用小型合併処理浄化槽災害応急計画

１　計画の概要

地震により各家庭に設置された合併処理浄化槽が被災した場合、町民生活への影響を軽減するために、合併処理浄化槽についての災害応急対策及び復旧対策について定める。

２　被災状況の調査

町は、各家庭及び事業所に設置された、合併処理浄化槽の被災状況を工事業者及び管理業者、浄化槽工業会等の協力を得ながら調査する。

３　復旧工事の指導

⑴　合併処理浄化槽の構造的・機能的な被害の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行うよう所有者を指導する。

⑵　宅地内の管路についても調査のうえ、復旧について所有者を指導する。

４　住民への広報等

⑴　町は、使用者に対し合併処理浄化槽及び管路の被災状況を把握するよう広報する。

⑵　町は、使用者に対し合併処理浄化槽のメーカー、工事業者、維持管理業者等の助言を得ながら復旧について情報の提供、指導、広報する。

第 10 款　危険物等施設災害応急計画

１　計画の概要

地震に伴う危険物等施設の被災による二次被害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

２　危険物施設の災害応急対策

⑴ 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署、町及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時、総務省消防庁に報告するとともに、取り扱い規制担当省庁に報告する。

⑵ 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

⑶ 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

⑷ 危険物等施設の応急措置

ア　施設所有者等

(ｱ) 危険物等取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。

また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

(ｲ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ｳ) 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、西村山消防本部及び寒河江警察署等に連絡する。

イ　町

(ｱ) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。

(ｲ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

３　危険物等流出応急対策

河川、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署、河川管理者等関係機関に通報又は連絡する。

(2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

ア　危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

イ　オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプ等により吸い上げ、又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ　流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(3) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(4) 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等（石綿を含む）が、河川等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者及び村山総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

第 15 節　農林水産業災害応急計画

１　計画の概要

地震による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、県、町及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

２　被害状況の把握

町及び県は、さがえ西村山農業協同組合、西村山地方森林組合及び最上川第一漁業協同組合等の農林水産業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

３　二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

⑴ 農作物及び農業関係施設

さがえ西村山農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

⑵ 家畜及び家畜飼養施設

さがえ西村山農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

⑶ 林産物及び林産施設

西村山地方森林組合や林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

４　災害応急対策

⑴ 農作物及び農業用施設

町及び県は、さがえ西村山農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

ア　農作物の病害虫発生予防措置

イ　病害虫発生予防等用薬剤の円滑な供給

ウ　応急対策用農業用資機材の円滑な供給

エ　農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

オ　種苗の供給体制の確保

⑵ 家畜及び家畜飼養施設

町及び県は、さがえ西村山農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

ア　死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

(ｱ) 家畜死体の受入体制の確保

(ｲ) 家畜死体の埋却許可

(ｳ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（山形県食肉衛生検査センター）

(ｴ) 家畜廃用認定（山形県農業共済組合）

(ｵ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商協同組合）

イ　家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等

(ｱ) 家畜飼養農家に対する指導（山形県家畜保健衛生所）

(ｲ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（山形県家畜保健衛生所）

(ｳ) 家畜伝染病予防接収体制の確保（山形県家畜畜産物衛生指導協会）

ウ　動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）

エ　家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

(1) 林産物及び林産施設

ア　町、東北森林管理局山形森林管理署及び県は、西村山地方森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

(ｱ) 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置

(ｲ) 苗木、立木及び林産物等の病害虫発生予防措置

(ｳ) 病害虫発生予防用薬品の円滑な供給

(ｴ) 応急対策用資機材の円滑な供給

(ｵ) 林産物の生育段階に対する生産管理技術指導

イ　県は、林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材の供給・確保及び火災の拡大防止等について関係機関に対し協力を要請する。

第16節　生活支援計画
第１款　食料供給計画

１　計画の概要

災害により食料を確保することが困難となった場合における、町が実施する災害応急対策について定める。

２　食料の調達及び配分

(1) 備蓄の活用

地震発生直後は、家庭内備蓄や地域での共助による食料で充当する。町は、住宅倒壊等により家庭内備蓄を失った被災者等に行政備蓄を供給する。

(2) 調達

町は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している流通関係業者等からの調達を実施する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア　山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市を通じて応援要請を行う。応援要請を行う際は、次の事項を明示して行う。

(ｱ) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(ｲ) 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

イ　被害が広範囲に及び他の市町村から応援が困難な場合、又は他の市町村からの応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(3) 調達食料品目例

町は、指定避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア　弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾燥うどん）、飯缶、乾パン

イ　乳幼児ミルク、牛乳

ウ　副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(4) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

(5) 炊き出し

ア　炊き出しは原則として、指定避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

イ　大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(6) 配分

被災住民への食料配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア　指定避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ　住民への事前周知等による公平な配分

ウ　要配慮者への優先配分

エ　指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

３　食料の輸送

(1) 食料集積地の指定

町は、調達した食料の集積地として、エコミュージアムコアセンター創遊館ホールを指定する。

(2) 輸送

ア　食料の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、町有車両又は輸送事業者に委託する。

イ　交通事業等により陸路輸送が困難な場合は、消防防災ヘリコプターを要請し又は知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼し、空路輸送を行う。

４　食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本章第４款「保健衛生計画」の食料衛生対策及び栄養指導対策による。

５　国によるプッシュ型支援

国は、町及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

町及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第２款　給水計画

１　計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水及び生活用水等を確保するため、町が実施する給水について定める。

２　応急給水

町は、被災施設や被災住民数を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

その際、衛生対策、積雪等の気象条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

(1) 応急給水の準備

ア　既存水源及び緊急代替水源の確保

イ　既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保

ウ　配水池及び貯槽等の貯水施設の確保

エ　給水車等による応急給水の確保

オ　水質の衛生確保

カ　備蓄飲料水の量の確認

(2) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水及び仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

ア　拠点給水

配水池、貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。

また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼動させ、給水基地を設営して給水する。

イ　運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

ウ　仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

エ　備蓄飲料水の供与

町は、備蓄飲料水を指定避難所等において配布する。

(3) 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び指定避難所へ優先的に給水する。

(4) 飲料水及び応急給水用資材の確保

ア　飲料水の確保

被災直後は配水池や貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

イ　応急給水用資材の確保

町が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

(5) 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむを得ず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は消毒剤を添加したうえで飲用に供する。

(6) 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで応急給水する。

(7) 生活用水の確保

区域内の井戸水及び雨水等に消毒剤を添加した水を、水洗トイレの流し水や手洗水等に利用する。

(8) 地域性及び積雪期への配慮

積雪期において、給水車等の運搬給水が困難な場合は、必要により消雪用井戸等による給水を行う。

(9) 要配慮者に対する配慮

要配慮者への給水にあたっては、住民相互の協力を得て、優先的な応急給水ができるよう配慮する。

3　住民への広報

町は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

(1) 被災直後の広報

ア　局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を同報系防災行政無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

イ　ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

(2) 長期的復旧計画の広報

長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報紙、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

(3) 情報連絡体制の確立

町は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

第３款　生活必需品等物資供給計画

１　計画の概要

地震により被災した住民等が、生活必需を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町が生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

２　生活必需品等の調達及び配分

(1) 備蓄の活用

地震発生直後は、家庭内備蓄や地域での共助による生活必需品等で充当するものとする。町は、住宅倒壊等により家庭内備蓄を失った被災者等に行政備蓄を供給する。

(2) 調達

町は、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定を締結している流通関係業者等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア　山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市を通じて応援要請を行う。

イ　応援要請を行う際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

ウ　被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(3) 調達生活必需品等物資品目例

町は、指定避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア　寝具（毛布、布団等）

イ　被服（肌着等）

ウ　炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ　食器（茶碗、皿、はし等）

オ　保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ　光熱器具・材料（マッチ、ろうそく、コンロ、液化石油ガス等）

キ　日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク　生理用品

ケ　暖房器具

(4) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。

(5) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア　指定避難所等における生活必需品等物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ　住民への事前周知等による公平な配分

ウ　要配慮者への優先配分

エ　指定避難所で生活せず生活必需品等を受け取りに来ている被災者等への配分

3　生活必需品等の輸送

(1) 生活必需品等集積地の指定

町は、調達した生活必需品等の集積地として、エコミュージアムコアセンター創遊館ホールを指定する。

(2) 輸送

ア　生活必需品等の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、町有車両又は輸送事業者に委託する。

イ　交通事業等により陸路輸送が困難な場合は、消防防災ヘリコプターを要請し、又は知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼し、空路輸送を行う。

4　国によるプッシュ型支援

国は、町及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

町及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

5　燃料の供給

町は、災害応急対策や町民生活の維持に必要な燃料を供給するため、県及び関係機関等と連携して燃料の需要を把握するとともに、次により燃料の確保、供給を図る。

(1) 重要施設に対する燃料供給

ア　災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、避難所等の重要施設から燃料供給の要請に備え、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど燃料供給に努める。

イ　町内での調達が困難な場合は、県に燃料供給を要請する。

(2) 緊急車両等に対する燃料供給

ア　緊急車両等への優先供給についてあらかじめ民間事業者との協定の締結に努める。

イ　災害時でも給油が可能な中核給油所の営業状況について、緊急車両等を有する関係機関に情報提供し、積極的な活用に配慮する。

※　緊急車両等：道路交通法に基づく緊急自動車、自衛隊車両、緊急通行車両標章又は規制除外車両確認証明書を掲示した車両、緊急通行車両標章の事前届出済証又は規制除外車両確認標章の事前届出済証を提示した車両をいう。

⑶ 町民に対する広報

町内の給油所の営業状況や燃料供給の見通しについて町民に周知し、適切な消費行動をとるよう呼びかける。

第４款　保健衛生計画

１　計画の概要

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、町及び県が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

２　被災状況等の把握

町は、災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するために、次の事項について被害状況等を把握する。

⑴ ライフラインの被害状況

⑵ 指定避難所の設置及び収容状況

⑶ 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況

⑷ 防疫用資器材取扱店等の被害状況

⑸ 集団給食施設の被害状況

⑹ 食品及び食品関連施設の被害状況

３　活動体制の確立

町及び保健所は連携して、保健師を中心として、必要に応じ医師、管理栄養士、精神保健相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

４　防疫等資器材の確保

町は、防疫及び保健衛生資器材を調達するが、不足する場合は、保健所に確保を要請する。

５　保健衛生対策の実施

町及び県は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

⑴ 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて指定避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア　寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ　結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ　感染症胃腸炎、インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ　有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ　不安除去等メンタルヘルスの対応

カ　口腔保健指導

キ　急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 指定避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、指定避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、町と連携して適切な生活環境を確保する。

ア　食生活の状況（食中毒の予防）

イ　衣料、寝具の清潔の保持

ウ　身体の清潔の保持

エ　室温、換気等の環境

オ　睡眠、休養の確保

カ　居室、トイレ等の清潔

キ　プライバシーの保護

(3) 防疫対策

ア　感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、指定避難所、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

(ｱ) パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食べ物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ及び家の周りの消毒を指導する。

(ｲ) 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。

なお、消毒の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

イ　疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症を早期に発見しまん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する。

ウ　感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、擬似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。

(ｱ) 感染症患者等の入院

保健所は、一類感染症の患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者又は一部疑似症患者が発生した時は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で適当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行う。

(ｲ) 濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症患者等の接触者に対し、疫学調査や検便等の健康診断を実施するとともに、病気に対する正しい知識や消毒方法等についての保健指導を行う。

(ｳ) 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

県は、町に指示し、又は県自ら感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

エ　結核定期外健康診断の実施

保健所は、結核のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して、結核定期外健康診断を実施する。

(4) 食品衛生対策

保健所は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う。

ア　緊急食品の配給に対する食品衛生確保

被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、町及び食品調製施設に対して監視指導を実施する。

イ　炊き出し施設の把握と食品衛生指導

町と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

ウ　井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

エ　食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

(ｱ) 包装が壊れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導

(ｲ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取り扱い状況の監視

(ｳ) 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

オ　食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

(5) 栄養相談・指導

保健所は、町と連携し、次により被災者の栄養状態を把握するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。災害の状況により必要な場合は、山形県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回する。

ア　炊き出しの栄養管理指導

町が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導を実施

イ　巡回栄養相談の実施

指定避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養相談を実施

なお、在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を実施

ウ　要配慮者への栄養指導

乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養指導や特別用途食品の手配等に関する支援を実施

エ　特定給食施設等への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導

(6) 心のケア対策

県は、被災者に対する心のケアとして、次の対策を講じる。

ア　被災者を対象とした相談

(ｱ) 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談を保健所・精神保健センターで実施する。

(ｲ) 指定避難所や応急仮設住宅等で生活している被災者に対して、保健所の精神保健福祉相談員等による巡回相談を実施する。

イ　被災地への心のケアチームの派遣

(ｱ) 県は、町の要請に基づき、県内外のＤＰＡＴ及び心のケアチームを被災地に派遣し、指定避難所又は在宅で避難している精神障がい者の精神科医療を確保するとともに、急性ストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民及び地域の医療従事者、消防・警察・保健・行政職員等の災害時の支援者に対して、精神保健活動を実施する。

(ｲ) 日本赤十字社山形県支部は、日本赤十字社本社及び他県支部から派遣された心のケアチームの活動について、県と連絡調整を行う。

ウ　被災者への普及啓発

(ｱ) 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・心のケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。

(ｲ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する情報を提供する。

(ｳ) 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者の心のケアに関する情報を提供する。

エ　援助者への教育研修

(ｱ) 保育士・学校教師・ケアマネージャー等関係者に対し、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。

(ｲ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する研修を実施する。

指定避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが予想されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

６　被災動物対策

県は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、町等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

(1) 避難動物の適正飼養等

町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに指定避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

(3) 被災地域における動物の保護

町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を行う。

第５款　廃棄物処理計画

１　計画の概要

地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として町が実施する廃棄物処理対策について定める。

２　災害廃棄物処理

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

(1) 災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

また、県は、被災した町等が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、指針に基づき、町の災害廃棄物処理計画の策定を支援するなど、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、災害時における廃棄物の処理に係る対応、民間事業者等との連携・協力のあり方、町からの協議に基づく災害廃棄物の処理事務の受託等について「山形県災害廃棄物処理計画」に示す。

(2) 廃棄物の処理

県及び町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア　県及び町は、国とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図る。

また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

イ　県及び町は、国とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(3) 町の措置

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア　発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物資の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ＮＰＯ・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

イ　損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

ウ　損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

エ　災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

オ　災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。

なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

カ　災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び山形県産業資源循環協会等に応援要請を行う。

また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

キ　ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行う。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

ク　特定の大規模災害が発生した場合、法第86条の５に基づく廃棄物処理特例地域となった場合は、災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を町に代わって国が行うよう、要請する。

ケ　災害廃棄物処理にあたっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

３　ごみ処理

町は、次によりごみ処理を実施する。

(1) 情報収集及び排出量の推計

町は、指定避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、指定避難所等におけるごみの排出量を推計する。

(2) 廃棄物処理施設の応急復旧の確認

町は、速やかに廃棄物処理施設の処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかな復旧を行う。

(3) ごみ処理

町は、避難者の生活に支障を生ずることがないよう、指定避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

(4) 一時保管場所の確保

町は、生活ごみ等を早急に処理できない場合は、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生上十分な配慮を行う。

(5) 県、他市町村等への応援要請

町は、生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等に応援要請を行う。

また、他の市町村等に応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

４　し尿処理

町は、し尿処理について、次のとおり実施する。

(1) 情報の収集及び排出量の推計

町は、指定避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、指定避難所等におけるし尿の排出量を推計する。

(2) し尿処理施設の応急復旧の確認

町は、速やかにし尿処理施設の処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかな復旧を行う。

(3) 指定避難所等への仮設（簡易）トイレの設置

町は、上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、指定避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。

仮設（簡易）トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。

(4) 被害状況把握

町は、くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。

(5) し尿の処理

町は、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

(6) 県、他市町村等への応援要請

町は、し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。

また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第17節　文教施設における災害応急計画

１　計画の概要

地震発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

２　学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、指定避難所の運営は、町主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア　在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに西村山消防本部・朝日分署及び寒河江警察署等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ　登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに西村山消防本部・朝日分署及び寒河江警察署等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ　勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保したうえで、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ　下校及び休校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は教育委員会と児童・生徒の帰宅について協議する。児童・生徒を帰宅させる場合は、教職員による学校での保護者への直接引渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡し基準や条件を詳細にきめておく。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

オ　その他

被災状況、措置内容について、町（災害対策本部）への連絡及び応援要請を行う。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、教育委員会を通じて速やかに県に報告する。

(3) 応急教育の実施

ア　校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずる。

(ｱ) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(ｲ) 校区の通学路や交通手段等の確保

(ｳ) 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

(ｴ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用され、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ　教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

(ｱ) 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

例　公民館、体育館等

(ｲ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続等の弾力的運用

(ｳ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

a　複式授業の実施

b　昼夜二部授業の実施

c　県等に対する人的支援の要請

d　非常勤講師又は臨時講師の発令

e　教育委員会事務局職員等の応援

(4) 学用品等の給与と調達

町は、学校と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア　給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学に支障をきたした小・中学校の児童・生徒とする。

イ　学用品の種類等

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

ウ　調達

町は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ｱ) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(ｲ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあっせんを依頼し、確保する。

(5) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童・生徒等に危害が生じた場合において、当該児童・生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童・生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して積極的な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

３　学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

(1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。

(2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、西村山消防本部・朝日分署及び寒河江警察署等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。

(3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。

(4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する（被害がなくても報告を行う）。

(5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を指定避難所として開放し、その運営に協力する。

４　文化財の応急対策

町指定文化財等の所有者及び管理者は、大規模な災害が発生した場合には、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

(1) 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

(2) 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた保管場所に搬出する。

(3) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。

(4) 被害が発生した場合は、直ちに教育委員会を経由して県に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第18節　要配慮者の応急対策計画

１　計画の概要

地震による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

２　在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

町は、地震による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

また、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

(2) 地震発生直後の安否確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、区長、近隣住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行えるように努める。

(3) 被災状況等の把握

町は、指定避難所や避難行動要支援者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

ア　要配慮者の身体の状況

イ　家族（介護者）有無及びその被災状況

ウ　介護の必要性

エ　施設入所の必要性

オ　日常生活用具（品）の状況

カ　常時服用している医薬品等の状況

キ　その他避難生活環境等

(4) 指定避難所における配慮

町は、要配慮者に配慮した指定避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。

また、必要に応じて協定に基づく福祉避難所の開設を要請し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア　社会福祉施設等への緊急入所

町は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

イ　相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

その場合、特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や車椅子使用者については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ　サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

(6) DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣

町は、必要に応じてDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣を県に要請する。県は、要請を受けた場合、チームを指定避難所等へ派遣し、避難者の福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援を実施する。

3　社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア　施設が被災した場合、施設長は直ちに入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

イ　入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ西村山消防本部・朝日分署等へ救助を要請する。

ウ　施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難誘導を行う。

エ　夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、町及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4　外国人の援護対策

(1) 外国人の援護

町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア　外国人への情報提供

町及び県は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ　相談体制の整備

町及び県は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第19節　応急住宅対策計画

１　計画の概要

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害住家の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、県及び町等が実施する災害応急対策について定める。

２　住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

町は、地震により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な事項について早急に調査を実施する。

ア　地震情報及び被害状況

イ　避難場所の状況

ウ　被災建築物応急危険度判定（(2)参照）

エ　被災宅地危険度判定（(3)参照）

オ　被災建築物の被害認定（(4)参照）

カ　当面の応急仮設住宅の必要戸数

キ　要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

ク　町の住宅に関する県への要望事項

ケ　その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 被災建築物応急危険度判定

町は、余震等による二次災害を防止するため、県の支援を受けて、被災建築物応急危険度判定を実施する。

ア　被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき行う。

イ　町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

ウ　判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

(3) 被災宅地危険度判定

町は、敷地の被害の状況により、宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。

(4) 被害認定調査

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

県は、町に対し、住家の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

３　応急仮設住宅の提供

県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議のうえ、応急仮設住宅を提供し、その円滑な入居の促進に努める。

また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、町の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(1) 民間賃貸住宅の借上げ

ア　借上げ方法

(ｱ) 県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上げ住宅を供給する。

(ｲ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行う。

イ　借上げ住宅の入居者資格等

借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

(ｱ) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(ｲ) 居住する住家がない者であること。

(ｳ) 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

a　生活保護法の被保護者及び要保護者

b　特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

c　前各号に準ずる者

ウ　入居者の選定

(ｱ) 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、町が行う。

(ｲ) この場合、身体障がい者、難病患者及び高齢者等を優先的に入居させる等、要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員・児童委員等関係者の意見を参考にする。

(ｳ) 県は、町から入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上げ住宅の契約締結等を行う。

エ　供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から２か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は１年ごとの延長ができる。

オ　入居者への配慮

県は、借上げ住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

⑵ 応急仮設住宅の提供

ア　建設用地の選定

(ｱ) 県は、町の協力を得て、あらかじめ応急仮設住宅の建設可能な用地を把握しておく。

(ｲ) 県は、町に対し、応急仮設住宅の設置戸数に対応する建設用地の選定について協力を依頼する。その際には、必要に応じ応急仮設住宅の建設用地として県有地等を提供する。

(ｳ) 被災市町村から、建設用地の選定結果について報告を受け、被災市町村ごとに取りまとめる。

(ｴ) 以上の結果等を踏まえ、建設用地を選定する。

イ　規模及び費用

応急仮設住宅一戸当たりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準による。

ウ　建設の時期

応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

エ　入居者の資格

民間賃貸住宅の借上げと同様とする。

オ　入所者の選定

(ｱ) 応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行う。選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮する。

(ｲ) この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

(ｳ) 県は、町から入居者の選定結果の報告を受け、被災市町村ごとに取りまとめて、入居予定者名簿を作成する。

カ　供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から２か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は１年ごとの延長ができる。

⑶ 応急仮設住宅の管理

県は、町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて町に管理を委任することができる。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

⑷ 公営住宅、民間賃貸住宅の空家等のあっせん等

県、町、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

４　被災住宅の応急修理

県は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を、応急的に補修する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図ることとする。

⑴ 範囲及び費用

修理対象は、居室、炊事場及びトイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

⑵ 応急修理期間

原則として災害発生の日から１か月以内に完了する。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって３か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

⑶ 修理の方法

被災住宅の応急修理については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は町長）が、建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

⑷ 修理の対象者

ア　対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ｱ) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(ｲ) 自らの資力を持っては、応急修理をすることができない次の者であること。

a　生活保護法の被保険者及び要保護者

b　特定の資産のない高齢者、障がい者等

c　前各号に準ずる者

イ　対象者の選定

町が、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

５　建物関係障害物の除去

町は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

⑴ 範囲及び費用

ア　障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ　障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

⑵ 障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は町長）が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア　対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ｱ) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(ｲ) 自らの資力を持っては、障害物の除去をすることができない次の者であること。

a　生活保護法の被保険者及び要保護者

b　特定の資産のない高齢者、障がい者等

c　前各号に準ずる者

イ　対象者の選定

町が、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第20節　災害救助法の適用に関する計画

１　計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この節において「法」という。）に係る県及び町の運用について定める。

２　災害救助法の適用基準

⑴ 基準の内容

法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる（法第２条）。

ア　法適用は市町村単位とする。

イ　原則として同一の原因による災害によるものであること。

ただし、この例外として、

(ｱ) 同時点又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

(ｲ) 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域での同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。

ウ　町又は県の人口に応じた一定以上の住家の滅失があること。

エ　被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

⑵ 適用基準

法の適用基準は、法施行令第１条第１項に定めるところによるが、町における具体的適用基準は、次のとおりである。

ア　住家の滅失した世帯数が、40世帯以上であるとき（法施行令第１条第１項第１号）。

イ　被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が20世帯以上であるとき（法施行令第１条第１項第２号）。

ウ　被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（法施行令第１条第１項第３号前段）。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（法施行令第１条第１項第３号後段）。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、内閣府令に定める基準に該当するとき（法施行令第１条第１項第４号）。

３　被害状況等の判定基準

⑴ 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した１の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う（法施行令第１条第２項）。

滅失世帯数＝（全壊、全焼、流失）＋（半壊、半焼）×１／２＋（床上浸水等）×１／３

⑵ 住家滅失の認定

ア　住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ｱ) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの

(ｲ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

イ　住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ｱ) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの

(ｲ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの

ウ　住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

(ｱ) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

(ｲ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

⑶ 世帯及び住家の認定

ア　世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

(ｱ) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、２世帯として差し支えない。

(ｲ) マンションやアパート等のように１棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

(ｳ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって１世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ　住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

(ｱ) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して１住家とする。

(ｲ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。

(ｳ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

４　災害救助法の適用

(1) 県の役割

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（法第２条）。

また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる（法第13条第１項）。

(2) 町の役割

町長は、上記(1)により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする（法第13条第２項）。

５　災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

法による救助の種類は次のとおりである（法第４条第１項及び法施行令第２条）。

なお、県では、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は市町村長が行うこととしている（法第13条第１項及び県災害救助法施行細則第１条第１項）。

ア　収用施設の供与

(ｱ) 指定避難所の設置

(ｲ) 応急仮設住宅の供与

イ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ　医療及び助産

オ　被災者の救出

カ　被災した住宅の応急修理

キ　生業に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与

ク　学用品の給与

ケ　埋葬

コ　遺体の捜索及び処理

サ　障害物の除去

災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

※キについては、災害援護貸付金等の各種貸付制度が充実したことから、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第４条第２項）。

６　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

⑴ 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間は、県災害救助法施行細則別表第１に定められているとおりであり、その基準については、内閣府令において適宜改定が行われる。

⑵ 特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、町長の要請等に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて内閣総理大臣と協議する。

第21節　自発的支援の受入計画

１　計画の概要

地震による災害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、町、県及び関係機関が実施する対策について定める。

２　災害ボランティア活動支援

地震による災害発生時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、町及び県等が山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき実施するボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

３　町災害ボランティア支援本部

⑴ 設置

町は、大規模な災害が発生した場合、町社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

⑵ 運営

町災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

ア　ボランティアの受入れ

イ　避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

ウ　ボランティア活動の調整及び派遣要請等

(ｱ) 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。

(ｲ) 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ　ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

４　義援物資の受入・配分

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受け入れ及び配分するために、町及び県等が実施する対策について定める。

⑴ 基本方針

町及び県は、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、必要に応じて義援物資を受入れる。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入れとは別ルートにするよう配慮する。

(2) 受入れの周知

町及び県は、被災地のニーズを把握し、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、その品目のリスト及び受入れる期間について国の政府本部又はホームページや報道機関等を通じて公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。

ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。なお、義援物資受入れの必要がない場合も、その旨を公表する。

(3) 受入れ及び保管

町及び県は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに義援物資の受入窓口を開設するとともに、物資を受入れ、（一時的に）保管する施設についても関係機関等と連携しながら開設及び指定する。

(4) 配分

町及び県は、受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。なお、必要に応じて、義援物資の配送、管理にあたっては公益社団法人山形県トラック協会や山形県倉庫協会に協力を要請するとともに、義援物資の仕分け、配布にあたってはボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

５　義援金の受入・配分

(1) 受入体制の周知

町、県及び日本赤十字社山形県支部は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、政府本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受入れ

町は、一般からの義援金を受付けるため、受入窓口を開設し、直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

ア　受入窓口は健康福祉部地域福祉推進課とする。原則として口座振替とし、義援金を受け入れる口座を町の指定金融機関等に開設する。

イ　義援金の管理は、一般からの義援金は歳入歳出外現金の被災者見舞金として扱うなどにより、適切に管理する。

(3) 配分

ア　町は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、県社会福祉協議会等福祉団体等で構成する義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに被災者に配分する。

イ　県、町及び日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに委員会に送金する。
　　また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　民生安定化計画

１　計画の概要

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、町、県及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

２　被災者のための相談

(1) 相談所の開設、広報

町及び県は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

ア　県の設置する相談所：県庁、被災地及び応急仮設住宅等の所在する村山総合支庁

イ　町の設置する相談所：町役場、指定避難所

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

ア　生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ　職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ　金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ　住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

オ　被災者等生活再建の支援：住宅に関する各種調査の相違点（目的、必要性、実施時期等）、民間保険損害調査との相違点

(3) 罹災証明書等の発行

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(4) 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

また、県は、町の活動の支援に努める。

3　見舞金等の支給及び生活資金の貸付

町及び関係機関による各種支援は、次のとおりである。

(1) 災害弔慰金

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

町は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(4) 災害援護資金の貸付

町は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

(5) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付ける。

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

母子寡婦福祉資金の償還猶予を行う。

(7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

母子寡婦福祉資金の違約金不徴収を行う。

(8) 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長

母子寡婦福祉資金の（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長を行う。

４　雇用の確保

町及び県は、国と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。

山形労働局は、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時総合相談窓口の開設

被災地及び避難所の存する山形労働基準監督署、寒河江公共職業安定所に臨時総合相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講じる。

(2) 離職者の早期再就職の促進

寒河江公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずる。

ア　雇用維持等の要請

イ　被災者のための臨時職業相談の実施

ウ　寒河江公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険失業等給付に関する特例措置

ア　求職者給付の支給に関する特例

寒河江公共職業安定所長は、災害救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

イ　証明書による失業の認定

寒河江公共職業安定所長は災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払いが生じた場合は、未払賃金立替払制度により迅速に必要な措置を講じる。

(5) 労働保険給付等に関する措置

労働保険給付請求に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等弾力的な運用を行う。

(6) 労働保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は保険料の納付の猶予を行う。

５　住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

ア　住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

町及び県は、被災地の滅失又は損失した住宅の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

イ　生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、住宅の補修等資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付ける。

ウ　母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付を行う。

(2) 災害公営住宅の建設

町及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 住宅復旧のための木材調達

県は、必要により東北森林管理局山形森林管理署等の協力を得て、県内の製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。なおも不足する場合は、近県に対して製材品の供給要請を行う。

(4) 町及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

６　租税の特例措置

町、県及び国は、災害により被災者の納付すべき地方税及び国税について、災害の状況に応じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出、又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

７　公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア　被災者に対する通常葉書・郵便書簡の無償交付

イ　被災者の差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地あて救助用郵便物（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会及び共同募金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る。）の料金免除

(2) 貯金事業

被災者救援用寄附金（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。）送金のための郵便振替料金免除

(3) 電気通信事業

ア　避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金（避難指示等の日から同解除の日までの期間（１カ月未満は日割り計算）とする。）の減免

イ　被災者の電話移転工事費（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。）の減免

(4) 電気事業

災害救助法が適用された市町村及び同法が適用された市町村に隣接する市町村の被災者から、供給している小売電気事業者等は経済産業大臣宛に特別措置の認可・承認申請を行い、当該措置の適用項目に応じ実施される。

(5) 簡易ガス事業被害の状況を踏まえ、東北経済産業局の認可を受けて、次の措置を実施する。

ア　被災者のガス料金の納期の延伸

イ　事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用

８　被災者への各種措置の周知

町、県及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第２節　金融支援計画

１　計画の概要

地震により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、県及び町が実施する金融支援対策について定める。

２　農林漁業関係

(1) 天災融資制度による融資

ア　天災資金の貸付

町及び県は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたものに対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

イ　山形県農林漁業天災対策資金の貸付

町及び県は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、被害農林漁業者に対し、低利の経営資金を融通する。

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

ア　既貸付制度資金の条件緩和措置

町及び県は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付資付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ　各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

町及び県は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

３　中小企業関係

(1) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に関係する融資制度として、次の制度を活用することができる。

ア　山形県商工業振興資金（災害対策資金）

イ　災害貸付（日本政策金融公庫）

ウ　災害復旧貸付（日本政策金融公庫）

エ　災害復旧貸付（商工組合中央金庫）

(2) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(3) 既貸付金の条件緩和

ア　既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

イ　各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(4) 中小企業者への各種措置の周知

ア　各種広報手段を活用した周知

町及び県は、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

イ　被災地への中小企業金融相談窓口の設置

町及び県は、被害の状況に応じ、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

第３節　公共施設等災害復旧計画

１　計画の概要

地震により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の調査及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

２　被害状況の調査及び県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を町又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は出先機関）に対し速やかに報告する。

また、町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

〈災害復旧事業一覧〉

災害復旧事業名	対象施設等
(1) 公共土木施設災害復旧事業 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 （農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	農地・農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設
(3) 文教施設等災害復旧事業 （公立学校施設災害復旧費国庫負担法）（激甚法）（予算措置）	公立学校施設、公立社会教育施設、私立学校施設、文化財
(4) 厚生施設等災害復旧事業 （生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領） （廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱） （循環型社会形成推進交付金交付要綱） （医療施設等災害復旧費補助金） （上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱） （感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律） （精神保健福祉法）	社会福祉施設等 廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業） 浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業） 医療施設等 水道施設 感染症指定医療機関 精神障害者社会復帰施設等

(5) 都市施設災害復旧事業 （都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	都市排水施設等、街路施設
(6) 公営住宅等災害復旧事業（公営住宅法）	災害公営住宅の建設、既設公営住宅
(7) その他災害復旧事業 中小企業（激甚法）	中小企業共同施設
(8) 災害復旧に係る財政支援措置 ①特別交付税に係る業務 ②普通交付税に係る業務 ③地方債に係る業務	

3　激甚災害指定の調査と推進

県は、被害状況報告に基づいて市町村の被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

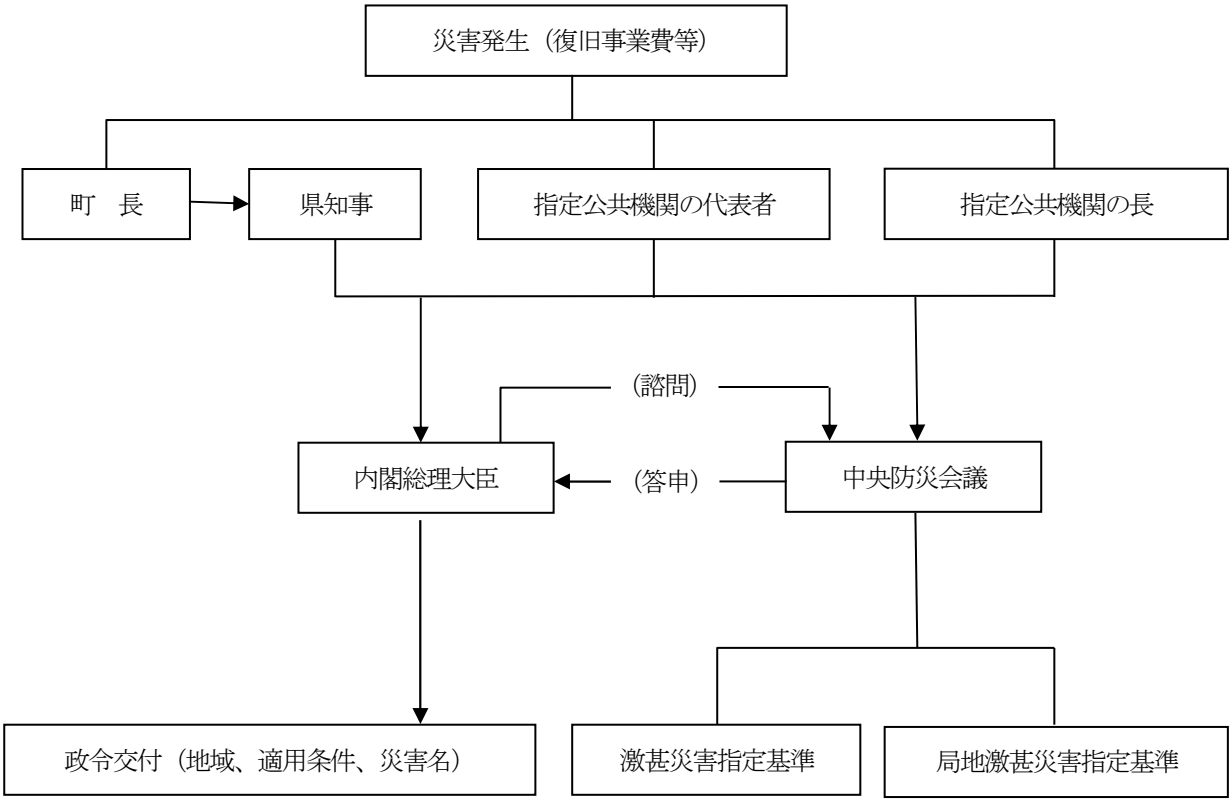

４　復旧の基本方向の決定等

(1) 復旧の基本方向の決定

県は、被害の状況及び被災地の特性並びに被害を受けた公共施設等の管理者及び市町村の意向等を勘案するとともに、迅速な原状復旧又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。

(2) 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成

被害を受けた公共施設等の管理者は、(1)の基本方向に基づき、速やかに災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。

なお、被害を受けた公共施設等の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、迅速な原状復旧を進めるため、県警察は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市町村及び業界団体等に必要な働きかけを行うなどして、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(3) 国、県による復旧工事の代行

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国は、県又は市町村から要請があり、かつ県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、指定区間外の国道、県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

県は、自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、県から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を県に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、県に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村に代わって行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。国は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川に係る維持（河川の埋塞に係

るものに限る。）について、県から要請があり、かつ県における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を県に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

５　災害復旧関係技術職員等の確保

町において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

６　資金計画

町は、県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。

第４節　災害復興計画

１　計画の概要

大規模な地震により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町及び県が住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

２　復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって，住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

３　復興基本方針の決定

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

４　復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

町及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

(2) 特定大規模災害時における復興対応

特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

町は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

国土交通省及び県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

県及び町は、必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

５　復興事業の実施

町、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

(1) 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設の整備

(2) 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化

(3) 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

６　住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

第３編　風水害対策編

第１章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及計画

１　計画の概要

町及び防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。なお、普及・啓発にあたっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、全体としての防災意識の向上を図る。

２　防災関係機関職員に対する教育

震災対策編第１章第３節「２　防災関係機関職員に対する防災教育」に同じ。

３　一般住民に対する防災知識の普及

町及び県は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、気候変動の影響も踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

なお、国、県及び町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

⑴ 啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア　災害への備えについての啓発事項

(ｱ) 住宅の安全点検

(ｲ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ｳ) 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

(ｴ) 自動車へのこまめな満タン給油

(ｵ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

(ｶ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握

(ｷ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

(ｸ) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(ｹ) 県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

(ｺ) マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

イ　災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ　災害発生後の行動等についての啓発事項

(ｱ) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(ｲ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

(ｳ) 風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

(ｴ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ｵ) 応急救護の方法

(ｶ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(ｷ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(ｸ) ライフライン途絶時の対策

(ｹ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(ｺ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(ｻ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発の方法

町及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに西村山消防本部で実施する応急手当講習会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて普及・啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4　事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町及び県は、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域の連携・協力体制の強化を推進する。

(1) 啓発の内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア　災害への備えについての啓発事項

(ｱ) 事業所等の安全点検

(ｲ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ｳ) 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック※の活用）

(ｴ) 自動車へのこまめな満タン給油

(ｵ) 水害保険・共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え

(ｶ) 県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

イ　災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、事業所等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、事業所が所在する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ　災害発生後の行動等についての啓発事項

(ｱ) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(ｲ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

(ｳ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

(ｴ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ｵ) 応急救護の方法

(ｶ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(ｷ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(ｸ) ライフライン途絶時の対策

(ｹ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(ｺ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

⑵ 啓発の方法

町及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

５　学校教育における防災教育

町及び県は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。

なお、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

⑴ 児童生徒等に対する防災教育

町及び県は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、県内の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア　児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ　児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導する。

ウ　自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成する。

⑵ 教職員に対する防災教育

ア　町・県教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ　校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

６　防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

震災対策編第１章第２節「６　防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」に同じ。

7　洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

県は、必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて町等へ水位や浸水想定の情報を提供するよう努める。

町長は、指定河川洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第２節　地域防災力強化計画

１　計画の概要

震災対策編第１章第４節「１　計画の概要」に同じ。

２　自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

町は、法第５条第２項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

町、国及び県は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災関係機関は、町が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成の方針

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和 54 年３月 23 日山形県防災会議決定）に基づき、既存の自治組織を自主防災組織として育成する。

(3) 育成強化対策

ア　自主防災リーダーの育成

(ｱ) 地域の防災組織の活性化のため、率先して住民を指揮、指導するリーダーを養成する。

なお、消防団の幹部等、他の防災組織指導者と自主防災リーダーとの兼務を極力避けるよう留意する。

(ｲ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）についても育成する。

(ｳ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成する。

イ　訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織は、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

ウ　自主防災組織への助成及び連絡体制の強化

町は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するために必要な助成措置を講ずるとともに、自主防災組織の育成を支援し、災害時における自主防災組織と町災害対策本部との情報収集及び伝達が円滑に行えるよう連絡体制の強化を図る。

エ　防災資機材の整備等

町は、県が実施する自主防災組織への支援事業や、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、消防水利(耐震性防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

オ　自主防災組織連絡協議会の設立

町は、自主防災組織の連携と活動強化に向けて、自主防災組織間の活動交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設立を促進する。

(4) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

ア　平常時の活動

(ｱ) 防災に関する知識の普及

(ｲ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

(ｳ) 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の点検

(ｴ) 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認

(ｵ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動

(ｶ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立

(ｷ) 避難地及び医療救護施設の確認

(ｸ) 火気使用設備・器具等の点検

(ｹ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(ｺ) 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等

(ｻ) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ　災害発生時の活動

(ｱ) 出火防止及び初期消火活動の実施

(ｲ) 地域住民の安否の確認

(ｳ) 負傷者の救出、救護活動の実施及びその協力

(ｴ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達

(ｵ) 地域住民に対する避難指示等の伝達

(ｶ) 避難誘導活動の実施

(ｷ) 要配慮者の避難活動への支援

(ｸ) 避難生活の指導、指定避難所の運営への協力

(ｹ) 給食、給水活動及びその協力

(ｺ) 救助物資等の配布及びその協力

(ｻ) 他地域への応援等

(5) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア　自発的な防災活動の推進

町内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

イ　地区防災計画の設定

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3　企業（事業所）等における防災の促進

町及び県は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進を図る。

また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力の向上の促進を図る。

企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全的な発展に向けた条件整備に取組む。

(1) 事業所等における自衛消防組織の育成

ア　育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

(ｱ) 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設

(ｲ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

(ｳ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

イ　育成強化対策

(ｱ) 消防法に基づく指導

西村山消防本部・朝日分署は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(ｲ) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

西村山消防本部・朝日分署は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ　自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

(ｱ) 平常時の活動

a　防災要員の配備

b　消防用設備等の維持及び管理

c　各種防災訓練の実施等

(ｲ) 災害等発生時の活動

a　出火防止及び初期消火活動の実施

b　避難誘導活動の実施等

c　救授、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町及び県は、企業における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(3) 町等における事業継続力強化支援計画の策定促進

町、県、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町及び県は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第３節　災害ボランティア受入体制整備計画

１　計画の概要

震災対策編第１章第５節「１　計画の概要」に同じ。

２　災害ボランティアの定義と位置付け

震災対策編第１章第５節「２　災害ボランティアの定義と位置付け」に同じ。

３　一般ボランティアの役割及び受入体制の整備

震災対策編第１章第５節「３　一般ボランティアの役割及び受入体制の整備」に同じ。

４　専門ボランティアの役割及び受入体制の整備

震災対策編第１章第５節「４　専門ボランティアの役割及び受入体制の整備」に同じ。

５　活動環境の整備

震災対策編第１章第５節「５　活動環境の整備」に同じ。

第４節　防災訓練計画

１　計画の概要

震災対策編第１章第６節「１　計画の概要」に同じ。

２　防災訓練の実施

震災対策編第１章第６節「２　防災訓練の実施」に同じ。

３　防災関係機関の防災訓練

震災対策編第１章第６節「３　防災関係機関の防災訓練」に同じ。

４　学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

町及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年１回以上防災訓練を実施する。

⑴ 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。

⑵ 児童生徒の避難誘導を実施すること。

⑶ 季節を考慮した訓練を実施すること。

⑷ できる限り地域との連携に努めること。

５　防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、災害が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

要配慮利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

町は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要に応じて、当該施設の所有者又は管理者に対して、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

６　防災訓練の評価

震災対策編第１章第６節「６　防災訓練の評価」に同じ。

第５節　避難体制整備計画

１　計画の概要

災害は、二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に町が実施する避難体制の整備について定める。

２　避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、指定避難所等について、あらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の定義

ア　指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ　指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を学校、公民館等既存の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

町は、指定避難所等の指定にあたっては、次の事項に留意する。

ア　災害の種類ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にする。

また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用ヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定する。

イ　指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所で災害発生時に迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

ウ　指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害援助物資等の輸送が比較的容易な場所で、水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、又は災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である施設にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられおり、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制がされ、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。

エ　発生が想定される避難者をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、観光客の受入れも考慮して指定避難所等を整備すること。（避難場所で１～２㎡／人程度、避難所で３㎡／人程度が目安とされている。）

オ　浸水、延焼及び地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保する。

カ　指定避難所等の指定にあたっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保する。

キ　危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮する。

ク　人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するように努める。

ケ　指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備する。

コ　指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。ただし、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とする。

サ　学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等や地域住民等の関係者と調整を図る。

シ　指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進める。

　また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ス　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

セ　町及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、指定避難所運営のノウハウを有するＮＰＯ等や医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(3) 避難路の設定及び安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア　指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに、土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ　その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知する。

ウ　冬季の積雪期については、道路状態が変化するので、避難路を確保するため、除雪に万全を期する。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア　避難誘導標識、避難場所等案内板等の設置

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ　広報紙、防災マップ、チラシ配布

ウ　ホームページへの掲載

エ　防災訓練等の実施

なお、次の内容については、特に周知徹底に努める。

ア　指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ　指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ　避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ　指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

３　避難所等に係る施設、設備・資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備及び資機材等の整備に努める。

(1) 断水でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器、避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。

(2) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用の資機材、炊き出し用具（燃料及び食料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等

(3) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備

(4) 要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備や、避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの避難施設の環境整備

(5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備

(6) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備

(7) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

４　避難行動要支援者の個別避難支援計画

震災対策編第１章第７節「４　避難行動要支援者の個別避難支援計画」に同じ。

５　避難支援等関係者の安全保障

震災対策編第１章第７節「５　避難支援等関係者の安全保障」に同じ。

６　避難誘導体制の整備

町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

町は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

７　防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、保育園、医療施設及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町及び県が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導するとともに、避難確保計画等について定期的に確認し、必要な支援や働きかけを行う。

ア　防災情報の入手体制

イ　町指定の指定避難所等及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ　自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等の協力体制

エ　集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ　保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア　施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ　利用者の施設外への安全な誘導

ウ　指定避難所等に係る町との事前調整

８　福祉避難所の確保

震災対策編第１章第７節「８　福祉避難所の確保」に同じ。

９　広域避難の対策

震災対策編第１章第７節「９　広域避難の対策」に同じ。

10　指定避難所運営マニュアル

震災対策編第１章第７節「10　指定避難所運営マニュアル」に同じ。

第６節　救助・救急体制整備計画

１　計画の概要

災害による被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

２　自主防災組織の対策

震災対策編第１章第９節「２　自主防災組織の対策」に同じ。

３　町及び消防機関の対策

震災対策編第１章第９節「３　町及び消防機関の対策」に同じ。

第７節　火災予防計画

１　計画の概要

火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、町及び消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

２　出火防止対策

震災対策編第１章第９節「２　出火防止対策」に同じ。

３　消防用設備等の適正な維持管理指導

震災対策編第１章第９節「３　消防用設備等の適正な維持管理指導」に同じ。

４　初期消火体制の強化

震災対策編第１章第９節「４　初期消火体制の強化」に同じ。

５　消防施設等の整備

震災対策編第１章第９節「５　消防施設等の整備」に同じ。

第８節　医療救護体制整備計画

１　計画の概要

震災対策編第１章第 10 節「１　計画の概要」に同じ。

２　医療関係施設の役割

震災対策編第１章第 10 節「２　医療関係施設の役割」に同じ。

３　医療関係施設等の整備等

震災対策編第１章第 10 節「３　医療関係施設等の整備等」に同じ。

４　医療資器材供給等体制の整備

震災対策編第１章第 10 節「５　医療資器材供給等体制の整備」に同じ。

第９節　防災用通信施設災害予防計画

１　計画の概要

震災対策編第１章第 12 節「１　計画の概要」に同じ。

２　防災用通信施設の整備状況

震災対策編第１章第 11 節「２　防災用通信施設の整備状況」に同じ。

３　通信設備の災害予防措置

震災対策編第１章第 11 節「３　通信設備の災害予防措置」に同じ。

４　通信機器の必要数の確保

震災対策編第１章第 12 節「４　通信機器の必要数の確保」に同じ。

５　電気通信設備等の活用

震災対策編第１章第 12 節「５　電気通信設備等の活用」に同じ。

第 10 節　地盤災害予防計画

１　計画の概要

がけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害を未然に防止し、又は被害の軽減を図るために、県及び町等が実施する災害予防について定める。

２　土砂災害警戒区域の調査・周知

震災対策編第１章第 13 節「２　土砂災害警戒区域の調査・周知」に同じ。

３　山地災害危険地区の調査・周知

震災対策編第１章第 13 節「３　山地災害危険地区の調査・周知」に同じ。

４　防災体制の整備

⑴ 推進体制の強化

国、県、町及び防災関係機関は連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、町は自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

⑵ 情報伝達体制の整備

町は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、情報の提供、収集及び伝達に係る施設の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難に係る情報の通報、周知及び伝達体制についても併せて整備を推進する。

また、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を県、国と相互に伝達する体制の整備に努める。

町は、豪雨時等の同報系防災行政無線の聴取困難性等を考慮して、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制を整備する。

⑶ 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに次に掲げる事項について定める。

また、その内容をハザードマップに掲載し住民に周知する。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

(ｱ) 情報の収集

住民は、テレビ、ラジオ、ウェブサイト等から収集する。

(ｲ) 住民への伝達

町は、同報系防災行政無線、緊急速報メール、広報車等で伝達する。

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

災害種別に応じて、ハザードマップに記載されている避難施設等に基づき避難を実施する。

ウ　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

自主防災組織と連携して避難訓練を定期的に実施する。

エ　土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地

名　　称	所　在　地
朝日町あさひ保育園	朝日町大字宮宿2272番地
朝日町立西五百川小学校	朝日町大字常盤い181番地１

オ　救助に関する事項

西村山消防本部・朝日分署及び消防団が実施する。

カ　その他必要な警戒避難体制に関する事項

５　国土保全事業の推進

(1) 法指定の促進等

国及び県は、国土を保全し、土地利用の適正化と土砂災害対策の推進を図るため、危険箇所の法指定を促進する。

(2) 治山事業等の促進

国及び県は、相互に調整を図り、地域の防災対策の推進に配慮しながら、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり防止対策事業等の国土保全事業を計画的に推進する。

(3) 緊急用資機材の確保

町は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

６　災害防止に配慮した土地利用の誘導

震災対策編第１章第13節「６　災害防止に配慮した土地利用の誘導」に同じ。

第 11 節　孤立集落対策計画

１　計画の概要

中山間地域など、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備について定める。

２　孤立するおそれのある集落の状況

震災対策編第１章第 14 節「２　孤立するおそれのある集落の状況」に同じ。

３　防災資機材等の整備

震災対策編第１章第 14 節「３　防災資機材等の整備」に同じ。

４　孤立予防対策の推進

震災対策編第１章第 14 節「４　孤立予防対策の推進」に同じ。

５　防災体制の整備

震災対策編第１章第 14 節「５　防災体制の整備」に同じ。

第 12 節　建築物災害予防計画

１　計画の概要

災害による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、医療機関及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の不燃性の強化等を促進するために、県及び町等が実施する災害予防対策について定める。

２　建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県及び町は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

町及び県は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

西村山消防本部・朝日分署は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物（不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

３　建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動拠点となる公共建築物の災害予防対策

町庁舎、病院等、指定避難所、社会福祉施設等は、防災活動の拠点として重要な機能を担うことから、次の対策を推進する。

ア　建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

イ　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

(ｱ) 配管設備類の固定強化

(ｲ) 非常用電源の基本能力の確保

(ｳ) 飲料水の基本水量の確保

(ｴ) 消防防災用設備等の充実

(ｵ) 情報・通信システム等の安全性能の向上等

ウ　維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に、建築基準法第12条第２項、４項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 一般建築物の災害予防対策

町及び県は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

ア　著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

イ　落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ウ　水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

第 13 節　輸送体制整備計画

１　計画の概要

震災対策編第１章第 16 節「１　計画の概要」に同じ。

２　輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

震災対策編第１章第 16 節「２　輸送施設及び輸送拠点の把握・点検」に同じ。

３　緊急輸送道路ネットワークの設定

震災対策編第１章第 16 節「３　緊急輸送道路ネットワークの設定」に同じ。

４　物資輸送拠点の環境整備等

震災対策編第１章第 16 節「４　物資輸送拠点の環境整備等」に同じ。

５　臨時ヘリポートの指定

震災対策編第１章第 16 節「５　臨時ヘリポートの指定」に同じ。

６　緊急輸送用車両等の確保・整備

震災対策編第１章第 16 節「６　緊急輸送用車両等の確保・整備」に同じ。

７　緊急通行車両確保のための事前対策

震災対策編第１章第 16 節「７　緊急通行車両確保のための事前対策」⑴に同じ。

第 14 節　各種施設災害予防対策計画
第１款　交通関係施設災害予防計画

１　計画の概要

災害による道路施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これらの交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

２　各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、災害発生時における緊急輸送が円滑に実施されよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

⑴ 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理ができるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

⑵ 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査等を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

⑶ 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

３　道路の災害予防対策

⑴ 一般国道（自動車専用道路を除く。）及び県道の災害予防

一般国道（自動車専用道路を除く。）及び県道の施設管理者は、次により道路施設等の災害予防対策を講じる。

ア　道路の整備

災害発生時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を実施する。

イ　橋梁の整備

点検・調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁については、架替、補修を実施する。

⑵ 町道の災害予防

町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策に努める。

⑶ 防災体制の整備

町は、次により防災体制の整備を推進する。

ア　応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

イ　道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合には、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

ウ　道路利用者への広報

災害発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平常時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

エ　再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、町は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(4) 相互連携体制の整備

ア　連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

イ　相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、町は、協議会の設置等による相互の連携を図る。

ウ　合同防災訓練の実施

町、警察機関、消防機関等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(5) 資機材等の整備

ア　防除活動用資機材の整備

町及び西村山消防本部・朝日分署は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

イ　施設構造図等資料の整備

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

(6) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

ア　信号機等の整備

寒河江警察署は、信号機、交通情報提供装置等交通管制施設について、耐震性に配慮しながら整備を推進する。

イ　非常用電源付加装置等の整備

町は、県公安委員会に対して主要交差点に非常用電源付加装置の設置促進について要請を行う。

第２款　土砂災害防止施設災害予防計画

１　計画の概要

がけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするために、国や県等が実施する災害予防対策について定める。

２　各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、操作・点検マニュアルの整備及び情報連絡体制等を整備するとともに、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

(4) 施設の修繕、補強

施設の破損、機能低下又は老朽等により障害が生じた場合は、補修、修繕又は補強工事等を実施し、施設の維持及び機能の回復を図る。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

(6) 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について関係市町村を通じ住民へ周知する。

３　治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア　森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

イ　地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の整備

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画並びに地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治山施設及び地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するよう努めるものとする。

(3) 林道施設の整備

森林整備保全事業計画並びに地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を整備する。

また、避難広場等の防災安全施設の設置についても併せて検討する。

(4) 山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査並びに災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実を図るため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質向上に努める。

4　砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じる。

(1) 砂防関係法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を適切に管理するため、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成し、現地の状況等を正確に把握、整理分析するとともに巡視員等による区域内の監視を強化するとともに、標識の設置等により法指定地区域内における制限行為の周知徹底を図る。

また、砂防指定地、地すべり防止地域及び急傾斜地崩壊危険区域内に設置した砂防設備等の老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定め、計画的に補修・補強を行い機能低下が生じないよう適切な維持管理に努める。

(2) 砂防設備の整備

ア　再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

イ　土砂・流木による被害の危険性が高い箇所においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防えん堤、遊砂地等の整備を実施する。

(3) 地すべり防止施設の整備

ア　再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

イ　地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じ修繕等を行う。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

(5) 砂防ボランティア活動との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、山形県砂防ボランティア協会との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

第３款　河川施設災害予防計画

１　計画の概要

災害による被害の発生を防止し、又は、発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を可能にするために町等が実施する災害予防対策について定める。

２　各施設に共通する災害予防対策

河川施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険個所の整備等に努める。

(4) 施設の構造強化

構造に関する各種基準を満たさない管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の構造を強化する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

(6) 民間事業者との災害協定等の締結

水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

また、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。

３　河川構造物の災害予防対策

町は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検、耐震性の確保の推進

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施するとともに、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

さらに、橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を要請するとともに、国等へ内水排除用ポンプ車等の確保についても早めの要請を行う。

(2) 占用施設における管理体制整備

排水機場等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

４　浸水拡大を抑制するための災害予防対策

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑止する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

５　洪水氾濫による被害の軽減に資する取組み

気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築する。

第４款　農地・農業用施設災害予防計画

１　計画の概要

災害による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、災害予防対策を行う。

２　各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 風水害対策の強化

各施設については、所定の洪水量等に応じた整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

３　農道施設の災害予防対策

農道施設の管理者は、降雨等による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と老朽化した安全は施設の計画的な更新・整備に努める。

４　用排水路施設の災害予防対策

用排水路施設の管理者は、主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、洪水量を考慮して設計・施工されているが、不充分な施設については、技術基準等に基づき適切な機能が確保されるよう整備を図る。

５　ため池施設の災害予防対策

町、国及び県は、災害による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点農業用ため池という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。

第５款　電力供給施設災害予防計画

１　計画の概要

災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ラインの確保のため、電気事業者（東北電力株式会社）が実施する災害予防対策について定める。

２　防災体制の整備

震災対策編第１章第 17 節第５款「２　防災体制の整備」に同じ。

３　防災関係機関との連携

震災対策編第１章第 17 節第５款「３　防災関係機関との連携」に同じ。

４　広報活動

災害による断線や電柱の崩壊・折損等による公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止のため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

５　電力設備の災害予防対策

⑴ 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、各種対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については補強等により災害予防対策を講じる。

⑵ 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

⑶ 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

⑷ 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

６　災害対策用資機材等の整備

震災対策編第１章第 17 節第５款「６　災害対策用資機材等の整備」に同じ。

第６款　ガス供給施設災害予防計画

１　計画の概要

震災対策編第１章第 17 節第６款「１　計画の概要」に同じ。

２　防災体制の整備

震災対策編第１章第 17 節第６款「２　防災体制の整備」に同じ。

第７款　電気通信施設災害予防計画

１　計画の概要

震災対策編第１章第 17 節第７款「１　計画の概要」に同じ。

２　防災体制の整備

震災対策編第１章第 17 節第７款「２　防災体制の整備」に同じ。

３　災害時広報体制の確立

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合に、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

４　電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。

また、次により信頼性の向上を図るとともに、人命に関わる医療機関等の施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その乗用性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

(1) 電気通信設備の耐震性等

ア　火災等に備えて、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。

イ　耐火機能の改善

電気通信設備等については、必要に応じて耐火機能を改善する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア　主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　通信ケーブルの地中化を推進する。

エ　主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

(3) 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ、次に掲げる機器及び車両等を配備する。

ア　非常用衛星通信装置

イ　非常用無線通信装置

ウ　非常用電源装置

エ　応急ケーブル

オ　その他の応急復旧用諸装置

(4) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

５　災害対策用資機材等の確保と整備

震災対策編第１章第 17 節第７款「５　災害対策用資機材等の確保と整備」に同じ。

第８款　上水道施設災害予防計画

１　計画の概要

災害が発生した場合の水道の漏水・断水等を最小限にとどめるため、町が実施する災害予防対策について定める。

２　防災体制の整備

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア　研修会、講習会等を計画的に開催し、災害による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、災害現場における復旧施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ　緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部署及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管略図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難者数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう寒河江警察署と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の確立

町は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

町は、自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

３　防災広報活動の推進

町は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

(1) 住民等に対する広報、啓発活動

住民等に対し、広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 自主防災組織等への防災活動の研修

自主防災組織等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における自治会等の支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）等について広報、指導に努める。

４　上水道施設の災害予防措置

町は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、特に過去の風水害等により被災した経験がある場合には、次により施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の安全性の強化

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

ア　軟弱地盤における地盤改良

イ　指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

ウ　配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置

エ　老朽管路の計画的な更新

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築等

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア　重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ　非常用電源の整備（２回線受電、自家発電設備）

ウ　隣接水道事業者施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築

エ　制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

オ　各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(4) 機械設備や薬品管理における予防対策

ア　水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

イ　水道用薬品の適正な量の備蓄

(5) 二次災害の防止

二次災害を防止するための体制の整備に努める。

５　災害対策用資機材等の整備

震災対策編第１章第17節第８款「５　災害対策用資機材等の整備」に同じ。

６　生活用水水源の確保

震災対策編第１章第17節第８款「６　生活用水水源の確保」に同じ。

第９款　農業集落排水処理施設災害予防計画

１　計画の概要

風水害による農集排施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるようにするために、町が実施する災害予防対策について定める。

２　防災体制の整備

震災対策編第１章第17節第９款「２　防災体制の整備」に同じ。

３　農集排施設の災害予防対策

町は、次により農集排施設の浸水対策及び安全性確保対策を実施する。

⑴ 浸水対策

ア　耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

イ　耐水対策の計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

(ｱ) 処理場における流入・放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。

(ｲ) 処理場・ポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。

ウ　液状化対策

⑵ 安全性の確保

ア　施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に漏水や湧水等何らかの変状が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

イ　維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

⑶ 長時間停電対策

ア　非常用電源の確保

処理場及びポンプ設備の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

イ　燃料の確保

非常用電源及び緊急車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。なお、非常用電源の燃料は72時間の備蓄を目標とする。

４　広報活動

震災対策編第１章第17節第９款「４　広報活動」に同じ。

５　設備台帳及び図面等の整備

震災対策編第１章第 17 節第９款「５　設備台帳及び図面等の整備」に同じ。

６　管渠及び処理場施設の系統の多重化

震災対策編第１章第 17 節第９款「６　管渠及び処理場施設の系統の多重化」に同じ。

第 10 款　危険物等施設災害予防計画

１　計画の概要

危険物等による被害の発生又は拡大を防止するために、危険物を取り扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

２　各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

３　危険物施設等の安全対策

⑴ 施設構造基準等の維持

ア　危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう努める。

イ　県及び西村山消防本部・朝日分署は、危険物取扱事業所に対して定期的あるいは必要に応じて立入検査を行い、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

⑵ 保安教育の実施

県及び西村山消防本部・朝日分署は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

⑶ 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業者との連携も考慮した実践的な防災訓練を実施する。

また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

⑷ 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

４　火薬類製造施設等の安全対策

⑴ 施設構造基準等の遵守

ア　火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検し、施設の適切な維持に努める。

イ　県は、火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費等に係る施設について、保安検査及び立入検査を実施し、火薬取締法の基準に適合するように指導する。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

ア　県は、火薬類関係事業者に対し、従業員への保安教育の実施を徹底させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

イ　火薬類関係事業者は、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

ア　火薬類関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

イ　県は、火薬類関係事業者の自主保安体制の充実・強化を図るため、防災対策技術について指導する。

(4) 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

5　高圧ガス製造施設等の安全対策

(1) 法令上の基準等の遵守

ア　高圧ガス製造施設、貯蔵等

(ｱ) 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努める。

(ｲ) 県は、高圧ガス関係事業所の保安検査及び立入検査を強化し、施設の位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるとともに、定期自主検査の徹底、高圧ガス取扱等の適性化及び危害予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導する。

イ　液化石油ガス販売事業者、一般消費者等

(ｱ) 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。

(ｲ) 県は、液化石油ガス販売事業者等の立入検査を強化し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める供給設備等点検等の励行等の自主保安体制の確立を指導する。

(2) 保安教育の実施

ア　高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。

イ　県は、一般社団法人山形県ＬＰガス協会、山形県高圧ガス地域防災協議会、山形県高圧ガス協議会、山形県冷凍協会及び山形県冷凍空調設備工業会（以下「高圧ガス関係団体」という。）の協力を得て、高圧ガス関係事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会を開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立について指導、啓発に努める。

ウ　県は、一般消費者の保安意識の高揚を図るため、一般社団法人山形県ＬＰガス協会に対して、一般消費者に対する保安教室を開催するよう指導する。

(3) 防災訓練の実施

県は、高圧ガス関係団体に対し、具体的な災害想定に基づき、一般消費者も含めたより実践的な防災訓練を計画的に実施するとともに、県又は町が実施する防災訓練に参加するよう指導する。

(4) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備に努める。

(5) 連絡、応援体制の確立

ア　高圧ガス関係事業者は、災害発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立しておく。

イ　高圧ガス関係団体は、災害発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援、協力できる体制の整備・充実に努める。

６　毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策

震災対策編第１章第 17 節第 10 款「４　毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策」に同じ。

７　有害物質取扱施設等の安全対策

県は、水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に規定する特定事業場等に対して、これらの法に基づく監視を行い、有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止対策、その他事故時における関係機関への連絡体制の整備等について指導する。

また、水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に対しては、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 安全対策の強化

水質汚濁防止法施行規則に定める構造基準に基づき、施設及び設備を適正に維持管理し、点検を定期的に行う。

(2) 非常時の対応マニュアルの整備

有害物質の受入れ、飛散流出防止方法及び事故時の措置を明確に定めた管理要領を整備しておく。

８　放射線使用施設の安全対策

国は、放射線使用事業所に対し、災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導することとされている。

県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に対し、空間放射線量の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 放射線施設の対策

ア　放射線施設については、放射性同位元素による汚染拡大防止や室外漏出防止のため、開口部、配管及び配線に被害防止措置を施す。

また、放射線源収納部については、耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下防止措置をとるとともに、治療用線源又はＣＴ（コンピューター断層撮影法）等による治療中、診断中の過度の照射防止措置をとる。

イ　放射性同位元素保管容器及び廃棄物収納容器類については、接触、転倒、落下又は破損を防止する措置をとる。

ウ　放射線施設の建物について保安点検を実施するとともに、非常用機材の作動点検及び有効期間の確認並びに廃液貯留槽についての液量・濃度点検及び漏水検査を定期的に行う。

(2) 非常用機器材の整備

放射線による汚染事故等非常時に備え、放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類及び非常用電源類等を整備する。また、放射性同位元素を緊急に収納・運搬できる鉛容器等も併せて備えておく。

(3) 連絡体制の確立

放射線による汚染事故等、非常時における西村山消防本部・朝日分署等関係機関との連絡体制を確立する。

(4) 非常時活動マニュアルの整備

放射線による汚染事故等非常時における対応として、放射線施設の使用禁止又は立入禁止区域の設定及び消火方法等を定めたマニュアルを整備しておく。

(5) 防災教育及び防災訓練の実施

放射線施設従事者等に対し、防災計画の概要並びに非常用機材の種類、作動原理及び使用目的とその効果を周知する。

また、避難訓練、通報訓練及び点検訓練等を規模、形態に応じて定期的に実施する。

第 15 節　食料・生活必需品等の確保計画

１　計画の概要

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するために実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達等について定める。

２　基本的な考え方

震災対策編第１章第 18 節「２　基本的な考え方」に同じ。

３　食料等の確保品目及び方法

震災対策編第１章第 18 節「３　食料等の確保品目及び方法」に同じ。

４　飲料水の確保

震災対策編第１章第 18 節「４　飲料水の確保」に同じ。

５　燃料の確保

震災対策編第１章第 18 節「５　燃料の確保」に同じ。

第 16 節　文教施設における災害予防計画

１　計画の概要

災害時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等の適切に保全するために、町教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

２　学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア　策定

学校長は、町教育委員会の指導により、「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成 22 年 11 月山形県教育委員会作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるよう、学校保健安全法第 27 条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

イ　内容

(ｱ) 安全教育に関する事項

a　学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

b　学年別・月別の安全指導の指導事項

(a) 学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

(b) 学校行事（避難訓練など安全に関する行事）における指導事項

(c) 児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する事項

(d) 課外における指導事項

(e) 個別指導に関する事項

c　その他必要な事項

(ｲ) 安全管理に関する事項

a　対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

b　対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

(ｳ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。

ア　学校防災組織の編成

災害発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。

また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

イ　教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

ウ　家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、災害発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童・生徒の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

エ　施設、設備等の点検・整備

(ｱ) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。

また、防火扉、屋内消火栓等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

(ｲ) 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

オ　防災用具等の整備

(ｱ) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン、及びロープ等の必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(ｲ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握ができるようにしておく。

(5) 防災教育

学校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していくものとする。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行うものとする。

なお、学校教育における具体的な防災教育は、本編災害予防計画第１節「防災知識の普及計画」による。

(6) 防災訓練

ア　校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても防災に関する研修等を行う。

イ　町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

３　学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館、文化施設及び体育施設等学校施設以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。

また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これらの施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて内容等を職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。

また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に的確に状況等を伝達し、迅速かつ安全に施設外に避難させるため、館内放送設備等の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。

また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。

また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア　文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所に十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ　収蔵物を火災、浸水及び転倒から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第 17 節　要配慮者の安全確保計画

１　計画の概要

震災対策編第１章第 20 節「１　計画の概要」に同じ。

２　在宅の要配慮者対策

震災対策編第１章第 20 節「２　在宅の要配慮者対策」に同じ。

３　社会福祉施設等における要配慮者対策

⑴ 社会福祉施設等の避難行動要支援者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

ア　防災体制の整備

(ｱ) 自衛防災組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(ｲ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ｳ) 情報連絡、応援体制の確立

西村山消防本部・朝日分署等との非常通信装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署、医療機関及び近隣施設等との連絡会議を設置や、災害時の施設利用者の受入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ　社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能なスペースの確認に努める。

ウ　防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救助訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ　施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行(昭和 56 年)以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

また、日頃から、備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うなど、施設、設備の安全性の強化・維持に努めるものとする。

オ　食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて耐震貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

カ　避難行動要支援者の受入体制の整備

災害時に避難行動要支援者を緊急に受入れられる体制の整備に努める。

(2) 町は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア　社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ　防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ　避難行動要支援者の受入体制の整備

社会福祉施設等が避難行動要支援者を緊急に受入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(3) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町及び県は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、町長は、必要な指示をすることができる。

なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

＜土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設＞

名　　称	所　在　地
朝日町あさひ保育園	朝日町大字宮宿2272番地
朝日町立西五百川小学校	朝日町大字常盤い181番地１

４　外国人の安全確保対策

震災対策編第１章第 20 節「４　外国人の安全確保対策」に同じ。

第２章　災害応急計画

第１節　災害対策本部

１　計画の概要

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される町災害対策本部（以下、「本部」という。）の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

２　災害対策本部組織図

震災対策編第２章第１節「２　災害対策本部組織図」に同じ。

３　町災害対策本部の設置

震災対策編第２章第１節「３　町災害対策本部の設置」に同じ。

４　町災害対策本部の組織、運営等

震災対策編第２章第１節「４　町災害対策本部の組織、運営等」に同じ。

５　現地災害対策本部の設置

震災対策編第２章第１節「５　現地災害対策本部の設置」を準用する。

※「地震」を除く。

６　業務継続性の確保

震災対策編第２章第１節「６　業務継続性の確保」に同じ。

７　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

震災対策編第２章第１節「７　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」に同じ。

８　複合災害への対応

震災対策編第２章第１節「８　複合災害への対応」に同じ。

第２節　職員の動員配備計画

１　計画の概要

災害発生時に、応急対策を迅速に推進するために、町の職員の動員体制について定める。

２　初動対応の基本的な考え方

震災対策編第２章第２節「２　初動対応の基本的な考え」に同じ。

３　職員の動員配備体制

震災対策編第２章第２節「３　職員の動員配備体制」に同じ。

第３節　広域応援・受援体制

１　計画の概要

大規模災害発生時に、県、被災していない市町村及び民間団体等の協力を得て、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

２　県に対する要請

震災対策編第２章第３節「２　県に対する要請」に同じ。

３　市町村に対する要請

震災対策編第２章第３節「３　市町村に対する要請」に同じ。

４　民間団体等に対する要請

震災対策編第２章第３節「４　民間団体等に対する要請」に同じ。

５　町の支援体制の構築に係る留意点

震災対策編第２章第３節「５　町の支援体制の構築に係る留意点」に同じ。

６　災害時相互応援協定書締結市町村に対する要請

震災対策編第２章第３節「６　災害時相互応援協定書締結市町村に対する要請」に同じ。

７　消防の広域応援

震災対策編第２章第３節「７　消防の広域応援」に同じ。

８　広域応援・受援体制

震災対策編第２章第３節「８　広域応援・受援体制」に同じ。

第４節　広域避難計画

１　計画の概要

大規模な災害発生時に、町外へ住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

２　広域避難計画フロー

震災対策編第２章第４節「２　広域避難計画フロー」に同じ。

３　他の自治体への広域避難要請

震災対策編第２章第４節「３　他の自治体への広域避難要請」に同じ。

４　他県等からの避難受入れ要請への対応

震災対策編第２章第４節「４　他県等からの避難受入れ要請への対応」に同じ。

第５節　自衛隊災害派遣計画

１　計画の概要

大規模災害発生時に、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

２　自衛隊の災害派遣基準等

震災対策編第２章第５節「２　自衛隊の災害派遣基準等」に同じ。

３　自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

震災対策編第２章第５節「３　自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等」に同じ。

４　自衛隊災害派遣要請の手続き

震災対策編第２章第５節「４　自衛隊災害派遣要請の手続き」に同じ。

５　自衛隊の自主派遣

震災対策編第２章第５節「５　自衛隊の自主派遣」に同じ。

６　自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

震災対策編第２章第５節「６　自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備」に同じ。

７　自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

震災対策編第２章第５節「７　自衛隊災害派遣部隊との協議、調整」に同じ。

８　自衛隊災害派遣部隊の撤収

震災対策編第２章第５節「８　自衛隊災害派遣部隊の撤収」に同じ。

９　救援活動経費の負担

震災対策編第２章第５節「９　救援活動経費の負担」に同じ。

10　派遣要請先及び連絡窓口

震災対策編第２章第５節「10　派遣要請先及び連絡窓口」に同じ。

第６節　情報収集伝達関係
第１款　通信計画

１　計画の概要

震災対策編第２章第６節第１款「１　計画の概要」に同じ。

２　災害発生時の通信連絡

震災対策編第２章第６節第１款「２　災害発生時の通信連絡」に同じ。

３　通信施設の被害対応

震災対策編第２章第６節第１款「３　通信施設の被害対応」に同じ。

第２款　気象情報等伝達計画

１　計画の概要

災害による被害を最小限にとどめるため、国、県、町及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を迅速かつ正確に関係機関及び住民等に伝達するための方法について定める。

２　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と、「当該行動を居住者等に促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該情報を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」等をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

３　特別警報、警報、注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

山形地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村ごとに発表する。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト等で発表される。

なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。※

※山形県における予報・警報等の細分区域

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	
山形県 (35 市町村)	村 山 (7 市 7 町)	北村山(3 市 1 町)	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町
		西村山(1 市 4 町)	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町
		東南村山(3 市 2 町)	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
	置 賜 (3 市 5 町)	東南村山(3 市 2 町)	米沢市、南陽市、高畠町、川西町
		西置賜(1 市 3 町)	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町
	庄 内 (2 市 3 町)	庄内北部(1 市 1 町)	酒田市、遊佐町
		庄内南部(1 市 2 町)	鶴岡市、庄内町、三川町
	最 上 (1 市 4 町 3 村)	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	

ア　特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警　　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

イ　一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報

(ｱ) 種類

種　類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種　　類		概　　要
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪(氷)注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線，船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

ウ　発表基準

(ｱ) 特別警報

現象の種類	基　　準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※　特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、最大限の警戒を呼び掛けるものである。過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断している。

(イ) 警報および注意報

山形地方気象台は、より細かな地域単位での防災に対応するため、朝日町を対象に、次の基準により気象注意報・警報等を発表する。

(令和４年５月26日現在)

<table>
<tr><td rowspan="3">朝日町</td><td colspan="2">府県予報区</td><td colspan="3">山形県</td></tr>
<tr><td colspan="2">一次細分区域</td><td colspan="3">村山</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td><td colspan="3">西村山</td></tr>
<tr><td rowspan="10">警報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>(浸水害)</td><td>表面雨量指数基準</td><td colspan="2">18</td></tr>
<tr><td>(土砂災害)</td><td>土壌雨量指数基準</td><td colspan="2">108</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="2">朝日川流域＝20.8</td></tr>
<tr><td>複合基準※１</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>指定河川洪水予報
による基準</td><td colspan="2">最上川上流［小出］</td></tr>
<tr><td colspan="2">暴風</td><td>平均風速</td><td colspan="2">18m／ｓ</td></tr>
<tr><td colspan="2">暴風雪</td><td>平均風速</td><td colspan="2">18m／ｓ　雪を伴う</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">大雪</td><td rowspan="2">降雪の深さ</td><td>平地</td><td>12時間降雪の深さ35ｃｍ</td></tr>
<tr><td>山沿い</td><td>12時間降雪の深さ45ｃｍ</td></tr>
<tr><td rowspan="14">注意報</td><td colspan="2" rowspan="2">大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td colspan="2">７</td></tr>
<tr><td>土壌雨量指数基準</td><td colspan="2">84</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="2">朝日川流域＝16.6</td></tr>
<tr><td>複合基準※１</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>指定河川洪水予報
による基準</td><td colspan="2">最上川上流［小出］</td></tr>
<tr><td colspan="2">強風</td><td>平均風速</td><td colspan="2">12m／ｓ</td></tr>
<tr><td colspan="2">風雪</td><td>平均風速</td><td colspan="2">12m／ｓ　雪を伴う</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">大雪</td><td rowspan="2">降雪の深さ</td><td>平地</td><td>12時間降雪の深さ20ｃｍ</td></tr>
<tr><td>山沿い</td><td>12時間降雪の深さ30ｃｍ</td></tr>
<tr><td colspan="2">雷</td><td colspan="3">落雷等により被害が予想される場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">融雪</td><td colspan="3">融雪により浸水等の被害が予想される場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">濃霧</td><td colspan="3">視程100m</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾燥</td><td colspan="3">①最少湿度30%　実効湿度65%
②降雨雪の場合を除き、実効湿度70%、風速10m／ｓ</td></tr>
</table>

	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さが 30 ㎝以上で肘折（アメダス）の積雪 100 ㎝以上 ②山形地方気象台の日平均気温が 5℃以上で肘折（アメダス）の積雪 180 ㎝以上 ③山形地方気象台の日最高気温が５℃以上で肘折（アメダス）の積雪 300 ㎝以上 ④12 月は日降水量 30 ㎜以上で肘折（アメダス）の積雪 100 ㎝以上	
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より４～５℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速５ｍ／ｓ以上のとき ②日平均気温が－３℃以下が数日続くとき	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温２℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が－２℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100 ㎜

※１（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

＜警報、注意報基準一覧表の見方＞

(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

(2) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報は表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。

また、記録的短時間大雨情報は表中の欄で基準を示す。

(3) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「･･･以上」の「以上」を省略した。

また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「･･･以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、洪水警報・注意報の複合基準「－」は、基準を定めていないことを示している。

(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(7) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は、１㎞四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

(8) 洪水の欄中、「○○川流域＝30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

(9) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある場合がある。このような状況がある程度長時間継続すると考えられる場合には、特定の警報、注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

＜参考＞

1　表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

2　土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。

3　流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

4　山沿いとは標高がおおむね300m以上のところをいう。

エ　キキクル（大雨警報、洪水警報の危険度分布）等

種　　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を、地図上で５㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当 。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水情報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10　分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当 。

流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

オ　全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予測、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

カ　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

キ　土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名（鶴岡市は北部・南部、酒田市は北部・南部・飛島に細分化）を特定して警戒を呼びかける。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常の発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

ク　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

山形県では、100ミリ以上の１時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

ケ　竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度か高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

コ　降雪量予想

降雪に対する防災効果を上げるため、12 月から３月までの期間、県内４地点（山形、米沢、新庄及び酒田）での降雪量予想を発表する。

発表時刻及び内容

６時 00 分　　→　　当日の６時から当日 18 時までの 12 時間の予想降雪量

18 時 00 分　　→　　当日の 18 時から翌日の６時までの 12 時間の予想降雪量

４　特別警報、警報、注意報等の伝達

(1) 気象業務法第15条及び第15条の２に基づき、県は山形地方気象台が気象警報等（鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く）を発表したときは、県防災行政無線により町へ速やかに伝達する。

(2) 報道機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は番組を中断し、テレビにあっては、字幕又は番組を中断し、公衆に周知するものとする。

なお、法第57条に基づいて、県知事及び町長から災害による避難の指示等の放送要請があったときは、緊急警報放送を実施するものとする。

(3) その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じて公衆又は所要機関に周知する。

(4) 気象業務法第 15 条及び第 15 条の２に基づき、町は特別警報を受領したときは、速やかに住民及び官公署等に周知の措置をとることとし、警報、注意報、情報を受領したときは、速やかに住民及び官公署等へ通知するものとする。その伝達系統は次のとおりとする。

特別警報、警報、注意報伝達系統図

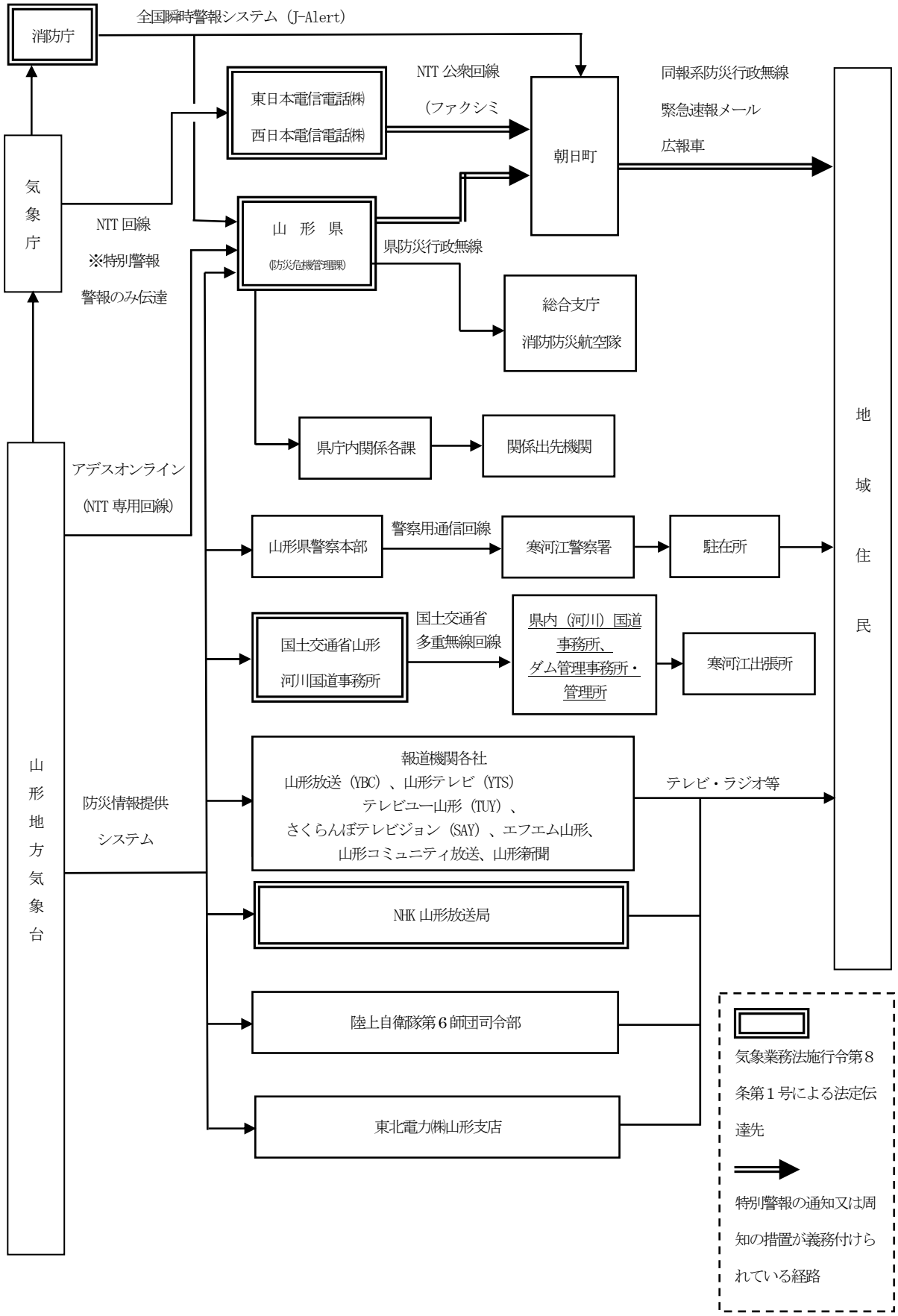

５　参考となる警報レベルの提供

国及び県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供する。

６　消防法に定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

ア　火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第１項の規定により、その状況を「火災気象通報」として県（防災危機管理課）に通報し、県はこれを町及び西村山消防本部・朝日分署に伝達する。

定時に行う通報としては、午前５時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前５時頃に山形県に通報する。

臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

イ　火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ウ　火災気象通報の伝達

(ｱ) 山形地方気象台

山形地方気象台は、火災気象通報を行う基準となる場合は、県（防災危機管理課）に対し、気象情報伝送処理システム（アデスオンライン）により速やかに通報する。

(ｲ) 県（防災危機管理課）

県（防災危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに町、西村山消防本部・朝日分署に通報する。

(2) 火災警報

ア　火災警報の概要

町長は、知事から火災気象通報報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第３項の規定により、「火災に関する警報」を発することができる。

イ　火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、同報系防災行政無線、広報車及びポンプ自動車等により、速やかに住民等に対し、その旨を周知するとともに、県（防災危機管理課）に対し通報する。

第３款　災害情報の収集・伝達計画

１　計画の概要

災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町及び防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

２　災害情報収集・伝達計画フロー

震災対策編第２章第７節第３款「２　災害情報収集・伝達計画フロー」に同じ。

３　被害状況等情報収集活動の概要

震災対策編第２章第７節第３款「３　被害状況等情報収集活動の概要」に同じ。

４　災害発生直後の情報収集・伝達

(1) 県本部（防災危機管理課）への「第一報」情報等の提供

町内で、大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、町は、直ちに県本部（防災危機管理課）へ情報を提供する。（大きな状況変化時も同じ。）

ア　大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合

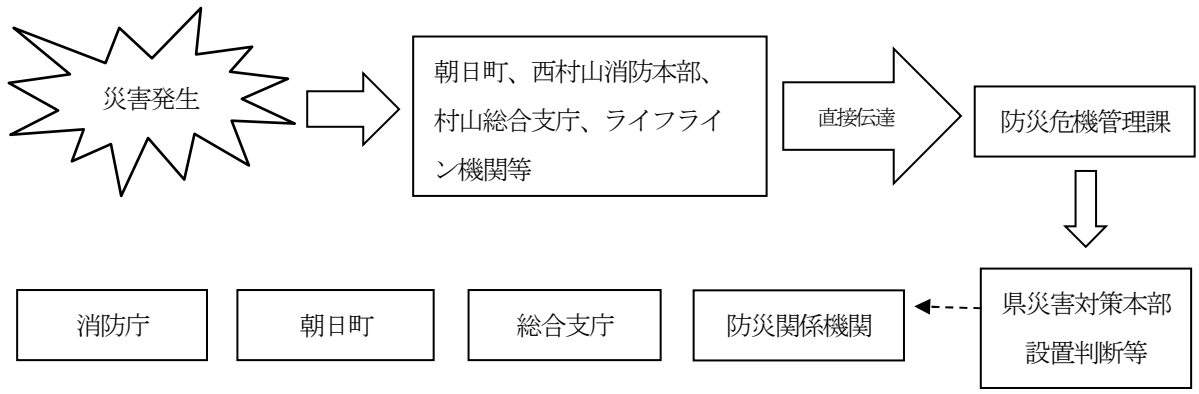

イ　人命救助、被害拡大防止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

ウ　被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

(2) 情報収集・伝達

ア　町は、当該地域において大規模な災害や事故等が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、村山総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合は、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

イ　町及び西村山消防本部・朝日分署は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、119 番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及び総務省消防庁に報告する。

５　災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

震災対策編第２章第７節第３款「５　災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達」に同じ。

６　県防災情報システムの活用

震災対策編第２章第７節第３款「６　県防災情報システムの活用」に同じ。

第４款　広報計画

１　計画の概要

災害発生時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、県、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

２　基本方針

震災対策編第２章第７節第４款「２　基本方針」に同じ。

３　広報活動における町の役割分担

震災対策編第２章第７節第４款「３　広報活動における町の役割分担」に同じ。

４　放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

震災対策編第２章第７節第４款「４　放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供」に同じ。

５　報道機関への情報提供

震災対策編第２章第７節第４款「５　報道機関への情報提供」に同じ。

６　被災者等への情報伝達活動

震災対策編第２章第６節第４款「６　被災者等への情報伝達活動」に同じ。

※震災対策編の「地震の被害、余震の状況」を「災害の状況に関する情報」に読み替える。

７　災害発生後の各段階における広報

(1) 災害応急対策初動期

ア　安否情報

イ　住民に対する避難指示等

ウ　給水・炊き出しの実施、物資の配給情報

エ　避難所の開設状況

(2) 災害応急対策本格稼働期

ア　消毒、衛生及び医療救護情報

イ　小中学校の授業再開予定

ウ　被害認定・罹災証明の発行

エ　応急仮設住宅等への入居に関する情報

(3) 復興対策期

ア　罹災証明の発行

イ　生活再建資金の貸付け

ウ　災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

エ　その他生活再建に関する情報

８　安否情報の提供

震災対策編第２章第７節第４款「７　安否情報の提供」に同じ。

９　広報活動実施上の留意点

震災対策編第２章第７節第４款「８　広報活動実施上の留意点」に同じ。

10　広聴活動

震災対策編第２章第７節第４款「９　広聴活動」に同じ。

第７節　避難計画

１　計画の概要

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に避難しやすい時間帯での高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であることから、住民の自主的避難行動並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

２　住民等の自主的な避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

町は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

３　行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

町及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分りやすく適切に状況を伝達することに努める。

なお、町は県及び国に対し、避難情報の発令に係る対象地域、判断時期等について助言を求める。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努める。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア　高齢者等避難発令の実施者

町長は、災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認める場合は、高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。

また、必要に応じて寒河江警察長及び西村山消防本部消防長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

町は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ　避難指示等の実施者

避難指示の発令は、法第60条に基づき、原則として町長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

なお、町は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

具体的には、次の表のとおり。

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	町長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける
避難指示	4	町長	・立退きの指示 ・立退き及び立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に直ちにその旨を公示 町長→（報告）→知事
		知事	・立ち退きの指示 ・立退き及び立退き先の指示	・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に直ちにその旨を公示 →町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 指示等を実施した場合の通知等
緊急安全確保	5	町長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意 町長→（報告）→知事
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・立退きの指示	・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき （水防法第 29 条） 水防管理者→（通知）→警察署長
		知事又はその命を受けた県職員	・立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき （地すべり等防止法第 25 条） 知事又はその命を受けた県職員 →（通知）→警察署長
		警察官	・立退き先の指示	・町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合 （法第 61 条） 警察官→ （通知）→ 町長→ （報告）→ 知事
			・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置 （警察官職務執行法第４条） 警察官→ （報告）→ 公安委員会
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にいない場合、「警察官職務執行法第４条」による避難等の措置 （自衛隊法第94条） 自衛官→ （報告）→ 防衛大臣の指定する者 （第６師団長等）

ウ　避難情報と居住者等がとるべき行動

	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル４】 避難指示	危険な場所から全員避難 〇指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 （・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。）
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。

※１　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※２　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注　突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

エ　避難判断基準

避難判断基準は、次のとおりとする。

〈避難判断基準〉

種類	災害	判断基準
高齢者等避難	土砂災害	1　大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県の土砂災害危険度情報をまとめた呼称、以下同じ）が警戒（赤）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）場合 2　大雨警報（土砂災害）が発表され、避難すべき区域で土砂災害が発生するおそれがある場合 3　数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 4　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
	洪水	1　朝日町内にある対象河川が洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合 2　指定河川洪水予報により、最上川の水位観測所の水位が避難判断水位（小出水位観測所：12.60m）に到達し、かつ水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 3　指定河川洪水予報の水位予測により、最上川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（小出水位観測所:12.80m）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 4　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 5　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	土砂災害	1　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合 2　土砂災害の危険度分布で「危険（紫）（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）となった場合 3　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合

種類	災害	判断基準
避難指示	洪水	1　朝日町内にある対象河川が洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合 2　指定河川洪水予報により、最上川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（小出水位観　測所：12.80m）に到達したと発表された場合 3　最上川の小出観測所の水位が氾濫危険水位である（小出水位観測所：12.80mに達していないものの最上川の小出観測所の水位がはん濫開始相当水位である（小出水位観測所：12.80m）に達することが予想される場合 4　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 5　避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退きや避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
	事故	火災の延焼、危険物施設等での爆発・炎上、危険物の漏出等により、生活への影響が見込まれる場合
緊急安全確保	土砂災害	1　大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合 2　土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）となった場合 3　土砂災害の発生が確認された場合 4　避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合
	水害	1　朝日町内にある対象河川が洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合 2　決壊や越水・溢水が発生した場合 3　最上川の小出観測所の水位が氾濫開始相当水位である12.80mに到達した場合 4　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 5　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
	事故	火災の延焼、危険物施設等での爆発・炎上、危険物の漏出等により、生命への危険が見込まれる場合
屋内での待機等の指示	水害	河川の氾濫等により既に浸水が発生した場合

オ　住民等への伝達及び避難の実施

(ｱ) 高齢者等避難及び避難指示の内容

ａ　警戒レベル

ｂ　要避難対象地域

ｃ　避難準備理由

ｄ　避難先

ｅ　避難経路

ｆ　避難時の注意事項等

(ｲ) 緊急安全確保の内容

ａ　警戒レベル

ｂ　災害発生区域

ｃ　災害概況

ｄ　命を守るための最善の行動をとること

(ｳ) 避難の広報

ａ　町は、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。

特に、夜間や早朝に突発的・局地的な豪雨が発生した場所における、エリアを限定した伝達方法について、町の実情に応じて、エリア限定することの有効性や課題等を考慮したうえで検討する。

ｂ　町は、避難行動要支援者への避難指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

ｃ　町は、住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

ｄ　町は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(ｴ) 避難誘導

町は、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署による誘導にあたっては、可能な限り地区、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

ａ　町は、地域又は地区単位に避難集団を形成するため、寒河江警察署及び西村山消防本部・朝日分署の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

b　西村山消防本部・朝日分署は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び寒河江警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

c　寒河江警察署は、避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

(ｵ) 避難路の安全確保

町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者、警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

４　警戒域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

震災対策編第２章第８節「４　警戒域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」に同じ。

５　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

震災対策編第２章第８節「５　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」に同じ。

第８節　指定避難所運営計画

１　計画の概要

災害発生時に、町が開設する指定避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

２　指定避難所の受入れと必要な措置

震災対策編第２章第８節「２　指定避難所の受入れと必要な措置」に同じ。

３　指定避難所の運営管理

震災対策編第２章第８節「３　指定避難所の運営管理」に同じ。

４　避難後の状況の変化に応じた措置

震災対策編第２章第８節「４　避難後の状況の変化に応じた措置」に同じ。

５　指定避難所運営に係る留意点

震災対策編第２章第８節「５　指定避難所運営に係る留意点」に同じ。

第９節　救助・救急計画

１　計画の概要

災害による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、町、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署、県及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到達遅延や活動困難が予想されることに留意する。

２　要救助者の通報・捜索

震災対策編第２章第 10 節「２　要救助者の通報・捜索」に同じ。

３　救助体制の確立

震災対策編第２章第 10 節「３　救助体制の確立」に同じ。

４　救助活動の実施

震災対策編第２章第 10 節「４　救助活動の実施」に同じ。

５　負傷者等の搬送

震災対策編第２章第 10 節「５　負傷者等の搬送」に同じ。

第10節　消火活動計画

１　計画の概要

火災による被害を防止又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び西村山消防本部・朝日分署等が実施する消火活動について定める。

２　初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、火災が発生した場合は、速やかに西村山消防本部・朝日分署等へ通報するとともに、次により消火に努める。

ア　西村山消防本部・朝日分署等へ速やかに通報するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ　ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、西村山消防本部・朝日分署等が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

３　火災防ぎょ活動

(1) 西村山消防本部・朝日分署による活動

ア　消防吏員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。

イ　次の方法により火災情報の収集にあたる。

(ｱ) 119番通報及び駆け込み通報

(ｲ) 望楼等からの監視

(ｳ) 消防吏員の参集途上における情報収集

(ｴ) 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

ウ　寒河江警察署及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて寒河江警察署に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、法第76条の３第４項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対し必要な措置命令を行う。

エ　火災防ぎょ活動に当たり、次の事項に留意する。

(ｱ) 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。

(ｲ) 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

(ｳ) 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。

(ｴ) 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

(ｵ) 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

(2) 消防団による火災防ぎょ活動

消防団長の指揮のもと次の火災防ぎょ活動を行う。

ア　消防団員の参集

消防団員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき速やかにポンプ庫に参集し、消防資機材等を準備する。

なお、参集途上において周囲の被害状況等の情報を可能な限り収集するよう努める。

イ　初期消火の広報

消防団は、出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ　情報の収集、伝達

消防団は、現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を西村山消防本部・朝日分署等関係機関へ連絡する。

エ　火災防ぎょ活動

火災防ぎょ活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力し、迅速かつ効果的な火災防ぎょ活動にあたる。西村山消防本部・朝日分署が到着したときは、消防長又は消防署長の所轄の下、協力して火災防ぎょ活動にあたる。

なお、幹線避難路確保のための火災防ぎょ活動等人命の安全確保を最優先に行う。

オ　避難誘導

避難の指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

カ　救急救助活動

西村山消防本部・朝日分署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

４　広域応援要請

火災の多発や延焼の危険性の増大等により、自らの消防力のみでは火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、町長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

(1) 応援要請の手続き

町長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の受入体制

町は、緊急消防援助隊の円滑な受入れを図るため、応援受入体制を整備する。

(3) 県消防防災ヘリコプターの応援要請

火災が発生し、町長等が必要と判断した場合は、県に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

第 11 節　医療救護計画

１　計画の概要

震災対策編第２章第 11 節「１　計画の概要」に同じ。

２　被害状況及び診療状況の把握

震災対策編第２章第 11 節「２　被害状況及び診療状況の把握」に同じ。

３　医療救護所の設置

震災対策編第２章第 11 節「３　医療救護所の設置」に同じ。

４　医療救護活動の実施及び調整

震災対策編第２章第 11 節「４　医療救護活動の実施及び調整」に同じ。

第 12 節　遺体対策計画

１　計画の概要

災害により発生する多数の遺体について、主として町が実施する災害応急対策について定める。

２　遺体等の捜索

震災対策編第２章第 12 節「２　遺体等の捜索」に同じ。

３　遺体の処理

震災対策編第２章第 12 節「３　遺体の処理」に同じ。

４　遺体の埋葬

震災対策編第２章第 12 節「４　遺体の埋葬」に同じ。

５　広域応援体制

震災対策編第２章第 12 節「５　広域応援体制」に同じ。

第 13 節　交通輸送関係
第１款　輸送計画

１　計画の概要

震災対策編第２章第 13 節第１款「１　計画の概要」に同じ。

２　優先すべき輸送需要

震災対策編第２章第 13 節第１款「２　優先すべき輸送需要」に同じ。

３　輸送車両等の確保と輸送の実施

震災対策編第２章第 13 節第１款「３　輸送車両等の確保と輸送の実施」に同じ。

４　初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

震災対策編第２章第 13 節第１款「４　初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保」に同じ。

第２款　道路交通計画

１　計画の概要

震災対策編第２章第 13 節第２款「１　計画の概要」に同じ。

２　災害の未然防止

震災対策編第２章第 13 節第２款「２　災害の未然防止」に同じ。

３　発災直後の被災地の交通路確保

震災対策編第２章第 13 節第２款「３　発災直後の被災地の交通路確保」に同じ。

４　情報の収集・伝達

震災対策編第２章第 13 節第２款「４　情報の収集・伝達」に同じ。

５　道路法に基づく緊急措置

震災対策編第２章第 13 節第２款「５　道路法に基づく緊急措置」に同じ。

６　緊急輸送道路等の啓開

震災対策編第２章第 13 節第２款「６　緊急輸送道路等の啓開」に同じ。

７　緊急交通路の確保

震災対策編第２章第 13 節第２款「７　緊急交通路の確保」に同じ。

８　道路施設の応急復旧

震災対策編第２章第 13 節第２款「８　道路施設の応急復旧」に同じ。

第 14 節　各種施設災害応急対策関係
第１款　土砂災害防止施設災害応急計画

１　計画の概要

災害により土砂災害防止施設が被災し又は被災するおそれがある場合に、その機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、当該施設の管理者が実施する災害応急対策について定める。

２　被害状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下、この款において「施設管理者」という。）は、当該施設が被災し又は被災するおそれがある場合は、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

町は、土砂災害防止施設の被害情報を入手した場合、必要に応じて現地を確認し、施設管理者に通報する。

３　住民の安全確保

施設管理者は、施設の被災により、住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和33年法第30号）第25条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

４　被害拡大防止措置

施設管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や災害が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講ずるほか、次により二次災害による住民への被害を防止する措置をとるとともに、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

災害情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア　危険箇所の応急対策

県は、地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、町と連携して、防災関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ　監視の継続

県は、町と連携して災害発生後の一定期間、監視を継続するほか、住民に注意を呼びかける。

また、町は、指定避難所・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

ア　治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第、速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ　地すべり防止施設

地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて立退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

ウ　急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ　砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、提体グラフト、基礎グラフト等により補強を行う。

また、流路や護岸に異常堆積や浸食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ　土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。渓流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

カ　規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

5　応急復旧

震災対策編第２章第 14 節第１款「５　応急復旧」に同じ。

第２款　河川施設災害応急計画

１　計画の概要

被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

２　被災状況調査

施設管理者は、大雨や洪水等が発生した場合、必要に応じ民間協定業者と連携し、巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、山形県河川維持係計画に基づき、河道内及び河川管理節等について出水後の点検を実施する。

３　住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立入りを禁止し、町、寒河江警察署及び西村山消防本部・朝日分署等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

町、寒河江警察署、西村山消防本部・朝日分署等は、施設管理者から、施設等が被災し又は被災後の気象状況等により住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあるとして立ち入り禁止措置をとる通報を受けたときは、警戒避難体制をとる等必要な措置を実施する。

４　被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア　堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ　低標高地域の浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ　浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の措置を実施する。

エ　許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占用者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、速やかに応急措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次被害の防止に努める。

オ　危険物、油流出事故対策の実施

災害により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ　その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

災害発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

ア　貯水位制限等の対策

異常の程度に応じて貯水位制限を行う等、ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ　止水処理等の応急的措置

異常の程度に応じて対策を実施するとともに、臨機に止水処理等の応急的措置を講じる。

ウ　関係機関及び一般住民への連絡、通報

ダム施設に漏水、変形又は挙動異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、ダムの操作規則に基づき、関係機関及び下流住民へ連絡、通報を行う。

エ　その他ダム施設の管理に関する調整

上記のほか、関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

５　応急復旧

震災対策編第２章第 14 節第２款「５　応急復旧」に同じ。

第３款　農地・農業用施設災害応急計画

１　計画の概要

被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、県、町及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

２　施設の緊急点検

施設管理者は、24 時間雨量が 80 ㎜、時間雨量が 20 ㎜の降雨を観測した場合、速やかに地すべり防止区域及び施設の緊急点検を行う。災害等により地すべり防止区域及び施設等に異常へ変状が確認され、第３者への危険が予想される場合、町、寒河江警察署及び西村山消防本部・朝日分署等へ通報するとともに、町と連携して、避難誘導、通行止め又は立ち入り禁止などの安全対策を実施する。

３　被災状況の把握

震災対策編第２章第 14 節第３款「３　被災状況の把握」に同じ。

４　応急対策及び応急復旧対策の実施

震災対策編第２章第 14 節第３款「４　応急対策及び応急復旧対策の実施」に同じ。

第４款　電力供給施設災害応急計画

１　計画の概要

震災対策編第２章第14節第４款「１　計画の概要報」に同じ。

２　活動体制の確立

⑴ 組織体制の確立

東北電力株式会社最上村山営業所及び東北電力ネットワーク株式会社天童電力センターは、非常災害の規模や非常事態の情勢に応じて防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

⑵ 要員の確保

ア　災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ　最上村山営業所・天童電力センターのみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

⑶ 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、知事に対して、自衛隊法第83条第１項に基づく自衛隊の派遣要請を依頼する。

３　被災状況の把握及び広報

震災対策編第２章第 14 節第４款「３　被災状況の把握及び広報」に同じ。

４　応急対策

震災対策編第２章第 14 節第４款「４　応急対策」に同じ。

５　復旧対策

震災対策編第２章第 14 節第４款「５　復旧対策」に同じ。

第５款　ガス供給施設災害応急計画

１　計画の概要

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給を早期に復旧するために、液化石油ガス供給事業者が実施する災害応急対策及について定める。

２　被災状況の把握

震災対策編第２章第 14 節第５款「２　被災状況の把握」に同じ。

３　利用者への広報

震災対策編第２章第 14 節第５款「３　利用者への広報」に同じ。

４　緊急措置の実施

震災対策編第２章第 14 節第５款「４　緊急措置の実施」に同じ。

５　応援要請

震災対策編第２章第 14 節第５款「５　応援要請」に同じ。

第６款　電気通信施設災害応急計画

１　計画の概要

通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

２　応急対策

震災対策編第２章第 14 節第６款「２　応急対策」に同じ。

３　利用者への広報

震災対策編第２章第 14 節第６款「３　利用者への広報」に同じ。

４　復旧計画

震災対策編第２章第 14 節第６款「４　復旧計画」に同じ。

第７款　上水道施設災害応急計画

１　計画の概要

上水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、町が実施する上水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

２　活動体制の確立

震災対策編第２章第 14 節第７款「２　活動体制の確立」に同じ。

３　被災状況の把握

震災対策編第２章第 14 節第７款「３　被災状況の把握」に同じ。

４　緊急対策

震災対策編第２章第 14 節第７款「４　緊急対策」に同じ。

５　応急復旧

震災対策編第２章第 14 節第７款「５　応急復旧」に同じ。

第８款　農業集落排水処理施設災害応急計画

１　計画の概要

農集排施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、実施する農集排施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

２　被害状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

町は、被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

ア　第１段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ設備について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、主に地表からの目視により、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、農集排施設本来の機能及び道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ　第２段階（応急調査）

処理場及びポンプ設備については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ　第３段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、カメラによる内部調査、通水試験を行う。

(2) 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を住民に理解してもらうことは、町民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分りやすく住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、農集排施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が農集排施設の異常を発見した場合は、町へ通報するよう併せて呼びかけを行う。

３　応急対策

震災対策編第２章第 14 節第８款「３　応急対策」に同じ。

４　応援要請

町は、被害の規模が大きく、県内の農集排施設管理者のみでは対応できない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害応援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

５　復旧対策

震災対策編第２章第 14 節第８款「５　復旧対策」に同じ。

第９款　家庭用小型合併処理浄化槽災害応急計画

１　計画の概要

各家庭に設置された合併処理浄化槽が被災した場合、町民生活への影響を軽減するために、合併処理浄化槽についての災害応急対策及び復旧対策について定める。

２　被災状況の調査

震災対策編第２章第 14 節第９款「２　被災状況の把握」に同じ。

３　復旧工事の指導

震災対策編第２章第 14 節第９款「３　復旧工事の指導」に同じ。

４　住民への広報等

震災対策編第２章第 14 節第９款「４　住民への広報等」に同じ。

第 10 款　危険物等施設災害応急計画

１　計画の概要

危険物等施設の被災による二次被害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

２　危険物施設の災害応急対策

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署、町及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時、消防庁に報告するとともに、取り扱い規制担当省庁に報告する。

⑵ 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

⑶ 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

⑷ 危険物等施設の応急措置

ア　施設所有者等

(ｱ) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

(ｲ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ｳ) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、西村山消防本部・朝日分署及び寒河江警察署等に連絡する。

イ　町

(ｱ) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。

(ｲ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

３　危険物等流出応急対策

震災対策編第２章第 14 節第 10 款「３　危険物等流出応急対策」に同じ。

第 15 節　農林水産業災害応急計画

１　計画の概要

農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、県、村及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

２　被害状況の把握

震災対策編第２章第 15 節「２　被害状況の把握」に同じ。

３　二次災害防止措置

震災対策編第２章第 15 節「３　二次被害防止措置」に同じ。

４　災害応急対策

震災対策編第２章第 15 節「４　災害応急対策」に同じ。

第16節　生活支援計画
第１款　食料供給計画

１　計画の概要

震災対策編第２章第16節第１款「１　計画の概要」に同じ。

２　食料の調達及び配分

(1) 備蓄の活用

災害発生直後は、家庭内備蓄や地域での共助による食料で充当するものとする。町は、住宅倒壊等により家庭内備蓄を失った被災者等に行政備蓄を供給する。

(2) 調達

町は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している流通関係業者等からの調達を実施する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア　山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市を通じて応援要請を行う。応援要請を行う際は、次の事項を明示して行う。

(ｱ) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(ｲ) 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

イ　被害が広範囲に及び他の市町村から応援が困難な場合、又は他の市町村からの応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(3) 調達食料品目例

町は、指定避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア　弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾燥うどん）、飯缶、乾パン

イ　乳幼児ミルク、牛乳

ウ　副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(4) 炊き出し

ア　炊き出しは原則として、指定避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

イ　大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(5) 配分

被災住民への食料配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア　指定避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ　住民への事前周知等による公平な配分

ウ　要配慮者への優先配分

エ　指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

３　食料の輸送

震災対策編第２章第 16 節第１款「３　食料の輸送」に同じ。

４　食料の衛生管理、栄養指導

震災対策編第２章第 16 節第１款「４　食料の衛生管理、栄養指導」に同じ。

５　国によるプッシュ型支援の実施

震災対策編第２章第 16 節第１款「５　国によるプッシュ型支援の実施」に同じ。

第２款　給水計画

１　計画の概要

災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水及び生活用水等を確保するため、町が実施する給水について定める。

２　応急給水

震災対策編第２章第 16 節第２款「２　応急給水」に同じ。

３　住民への広報

震災対策編第２章第 16 節第２款「３　住民への広報」に同じ。

第３款　生活必需品等物資供給計画

１　計画の概要

災害により被災した住民等が、生活必需を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町が生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

２　生活必需品等の調達及び配分

⑴ 備蓄の活用

災害発生直後は、家庭内備蓄や地域での共助による生活必需品等で充当するものとする。町は、住宅倒壊等により家庭内備蓄を失った被災者等に行政備蓄を供給する。

⑵ 調達

町は、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活費需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定を締結している流通関係業者等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア　山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市を通じて応援要請を行う。

イ　応援要請を行う際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

ウ　被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

⑶ 調達生活必需品等物資品目例

町は、指定避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア　寝具（毛布、布団等）

イ　被服（肌着等）

ウ　炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ　食器（茶碗、皿、はし等）

オ　保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ　光熱器具・材料（マッチ、ろうそく、コンロ、液化石油ガス等）

キ　日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク　生理用品

ケ　暖房器具

(4) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア　指定避難所等における生活必需品等物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ　住民への事前周知等による公平な配分

ウ　要配慮者への優先配分

エ　指定避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

３　生活必需品等の輸送

震災対策編第２章第 16 節第３款「３　生活必需品等の輸送」に同じ。

第４款　保健衛生計画

１　計画の概要

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、町及び県が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

２　被災状況等の把握

震災対策編第２章第 16 節第４款「２　被災状況等の把握」に同じ。

３　活動体制の確立

震災対策編第２章第 16 節第４款「３　活動体制の確立」に同じ。

４　防疫等資器材の確保

震災対策編第２章第 16 節第４款「４　防疫等資器材の確保」に同じ。

５　保健衛生対策の実施

震災対策編第２章第 16 節第４款「５　保健衛生対策の実施」に同じ。

６　被災動物対策

震災対策編第２章第 16 節第４款「６　被災動物対策」に同じ。

第５款　廃棄物処理計画

１　計画の概要

発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として町が実施する廃棄物処理対策について定める。

２　災害廃棄物処理

震災対策編第２章第 16 節第５款「２　災害廃棄物処理」に同じ。

３　ごみ処理

震災対策編第２章第 16 節第５款「３　ごみ処理」に同じ。

４　し尿処理

震災対策編第２章第 16 節第５款「４　し尿処理」に同じ。

第17節　文教施設における災害応急計画

１　計画の概要

災害発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

２　学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、指定避難所の運営は、町主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

⑴ 児童・生徒等の安全確保

ア　災害発生前の事前措置

(ｱ) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

教育委員会及び学校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒等を保護者の元に帰す。

下校措置にあたっては、中学生以下の生徒については集団下校、園児・小学生・特別支援学校（学級）生徒については教職員による引率又は学校での保護者への直接引渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

おあ、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

(ｲ) 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保したうえ本校に連絡し、校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

イ　災害発生時の安全確保

(ｱ) 在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生埋者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに西村山消防本部・朝日分署及び寒河江警察署等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取り扱う。

(ｲ) 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに西村山消防本部・朝日分署及び寒河江警察署等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

(ｳ) 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

(ｴ) 下校及び休校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は教育委員会と児童・生徒の帰宅について協議する。児童・生徒を帰宅させる場合は、教職員による学校での保護者への直接引渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡し基準や条件を詳細にきめておく。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(ｵ) その他

被災状況、措置内容について、町（災害対策本部）への連絡及び応援要請を行う。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、教育委員会を通じて速やかに県に報告する。

(3) 応急教育の実施

ア　校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずる。

(ｱ) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(ｲ) 校区の通学路や交通手段等の確保

(ｳ) 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

(ｴ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用され、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ　教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

(ｱ) 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

例　公民館、体育館等

(ｲ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続等の弾力的運用

(ｳ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

a　複式授業の実施

b　昼夜二部授業の実施

c　県等に対する人的支援の要請

d　非常勤講師又は臨時講師の発令

e　教育委員会事務局職員等の応援

(4) 学用品等の給与と調達

町は、学校と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア　給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学に支障をきたした小・中学校の児童・生徒とする。

イ　学用品の種類等

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

ウ　調達

町は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ｱ) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(ｲ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあっせんを依頼し、確保する。

(5) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童・生徒等に危害が生じた場合において、当該児童・生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童・生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して積極的な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

３　学校以外の文教施設の応急対策

震災対策編第２章第 17 節「３　学校以外の文教施設の応急対策」に同じ。

４　文化財の応急対策

震災対策編第２章第 17 節「４　文化財の応急対策」に同じ。

第18節　要配慮者の応急対策計画

１　計画の概要

災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

２　在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

町は、災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

また、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

(2) 災害発生直後の安否確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、区長、近隣住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(3) 被災状況等の把握

町は、指定避難所や避難行動要支援者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

ア　要配慮者の身体の状況

イ　家族（介護者）有無及びその被災状況

ウ　介護の必要性

エ　施設入所の必要性

オ　日常生活用具（品）の状況

カ　常時服用している医薬品等の状況

キ　その他避難生活環境等

(4) 指定避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した指定避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。

また、必要に応じて協定に基づく福祉避難所の開設を要請し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア　社会福祉施設等への緊急入所

町は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

イ　相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

その場合、特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や車椅子使用者については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ　サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

⑹ ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）の派遣

町は、必要に応じてＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）の派遣を県に要請する。県は、要請を受けた場合、チームを指定避難所等へ派遣し、避難者の福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援を実施する。

３　社会福祉施設等における要配慮者対策

震災対策編第２章第 18 節「３　社会福祉施設等における要配慮者対策」に同じ。

４　外国人の援護対策

震災対策編第２章第 18 節「４　外国人の援護対策」に同じ。

第19節　応急住宅対策計画

１　計画の概要

震災対策編第２章第 19 節「１　計画の概要」に同じ。

２　住宅被災状況等の把握

町は、大規模な災害により住家に被害が生じた場合、県の協力を得て、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急処理に必要な調査を実施する。

ア　被害状況

イ　避難場所の状況

ウ　当面の応急仮設住宅の必要戸数

エ　要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

オ　町の住宅に関する県への要望事項

カ　その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

３　応急仮設住宅の提供

震災対策編第２章第 19 節「３　応急仮設住宅の提供」に同じ。

４　被災住宅の応急修理

震災対策編第２章第 19 節「４　被災住宅の応急修理」に同じ。

５　建物関係障害物の除去

震災対策編第２章第 19 節「５　建物関係障害物の除去」に同じ。

第20節　災害救助法の適用に関する計画

１　計画の概要

震災対策編第２章第 20 節「１　計画の概要」に同じ。

２　災害救助法の適用基準

震災対策編第２章第 20 節「２　災害救助法の適用基準」に同じ。

３　被害状況等の判定基準

震災対策編第２章第 20 節「３　被害状況等の判断基準」に同じ。

４　災害救助法の適用

震災対策編第２章第 20 節「４　災害救助法の適用」に同じ。

５　災害救助法による救助の種類と実施体制

震災対策編第２章第 20 節「５　災害救助法による救助の種類と実施体制」に同じ。

６　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

震災対策編第２章第 20 節「６　災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に同じ。

第21節　自発的支援の受入計画

１　計画の概要

震災対策編第２編第２章第21節「１　計画の概要」に同じ。

※「地震による」を除く。

２　災害ボランティア活動支援

震災対策編第２編第２章第21節「２　災害ボランティア活動支援」に同じ。

※「地震による」を除く。

３　町災害ボランティア支援本部

震災対策編第２編第２章第21節「３　町災害ボランティア支援本部」に同じ。

４　義援物資の受入・配分

震災対策編第２編第２章第21節「４　義援物資の受入・配分」に同じ。

５　義援金の受入・配分

震災対策編第２編第２章第21節「５　義援金の受入・配分」に同じ。

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　民生安定化計画

１　計画の概要

被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、町、県及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

２　被災者のための相談

震災対策編第３章第 22 節第１款「２　被災者のための相談」に同じ。

３　見舞金等の支給及び生活資金の貸付

震災対策編第３章第１節「３　見舞金等の支給及び生活資金の貸付」に同じ。

４　雇用の確保

震災対策編第３章第１節「４　雇用の確保」に同じ。

５　住宅対策

震災対策編第３章第１節「５　住宅対策」に同じ。

６　租税の特例措置

震災対策編第３章第１節「６　租税の特例措置」に同じ。

７　公共料金の特例措置

震災対策編第３章第１節「７　公共料金の特例措置」に同じ。

８　被災者への各種措置の周知

震災対策編第３章第１節「８　被災者への各種措置の周知」に同じ。

第２節　金融支援計画

１　計画の概要

被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、県及び町が実施する金融支援対策について定める。

２　農林漁業関係

震災対策編第３章第２節「２　農林漁業関係」に同じ。

３　中小企業関係

震災対策編第３章第２節「３　中小企業関係」に同じ。

第３節　公共施設等災害復旧計画

１　計画の概要

被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の調査及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

２　被害状況の調査と県への報告

震災対策編第３章第３節「２　被災状況の調査と県への報告」に同じ。

３　激甚災害指定の調査と推進

震災対策編第３章第３節「３　激甚災害指定の調査と推進」に同じ。

４　災害復旧関係技術職員等の確保

震災対策編第３章第３節「４　災害復旧関係技術職員等の確保」に同じ。

５　資金計画

震災対策編第３章第３節「５　資金計画」に同じ。

第４節　災害復興計画

１　計画の概要

震災対策編第３章第４節「１　計画の概要」に同じ。

２　復興対策組織体制の整備

震災対策編第３章第４節「２　復旧対策組織体制の整備」に同じ。

３　復興基本方針の決定

震災対策編第３章第４節「３　復興基本方針の決定」に同じ。

４　復興計画の策定

震災対策編第３章第４節「４　復興計画の策定」に同じ。

５　復興事業の実施

震災対策編第３章第４節「５　復興事業の実施」に同じ。

６　住民合意の形成

震災対策編第３章第４節「６　住民合意の形成」に同じ。

第４編　個別災害対策編

第１章　水害対策計画

第１節　水防管理団体等体制整備計画

１　計画の概要

洪水による水害を防止するために、県及び水防管理団体である町が実施する水防活動体制の整備について定める。

２　水防管理団体の義務

(1) 水防管理団体の責務

町（以下「水防管理団体」という。）は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理団体の長である町長（以下「水防管理者」という。）は、平常時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

３　水防体制の整備

(1) 水防団の編成

水防団は、朝日町消防団をもって組織する。

ア　水防団組織

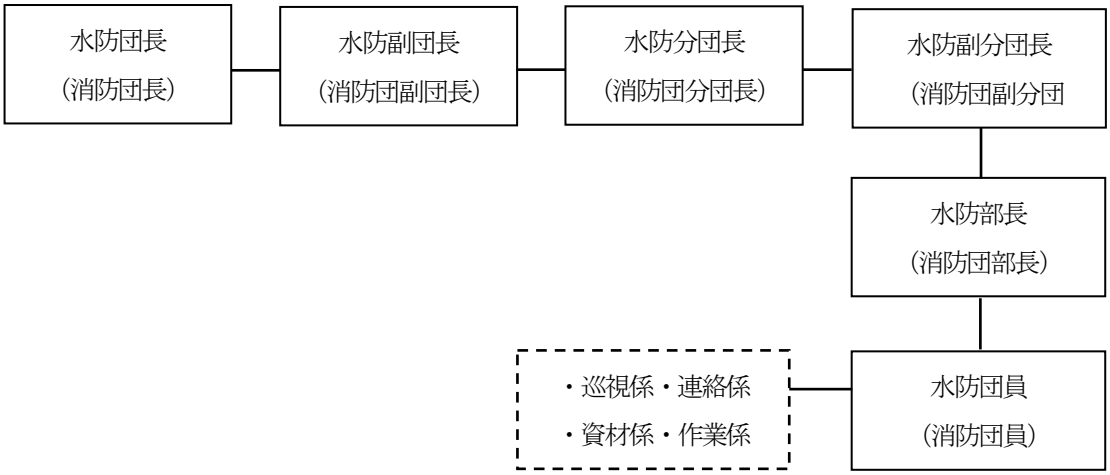

イ　職務分担

(ｱ) 水防団長は、本部長の命により水防を実施する。

(ｲ) 水防副団長は、水防団長を補佐し、水防団長に事故のあるときは職務を代行する。

(ｳ) 水防分団長及び水防副分団長は、指定された地域の水防を担当する。

(2) 水防本部の設置

水防に関係のある警報・注意報等又はその他の事象により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水の危険が解除されるまで、朝日町役場に朝日町水防本部（以下「水防本部」という。）を設置し、水防事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、水防本部の組織は災害対策本部に引き継がれるものとする。

ア　水防本部組織

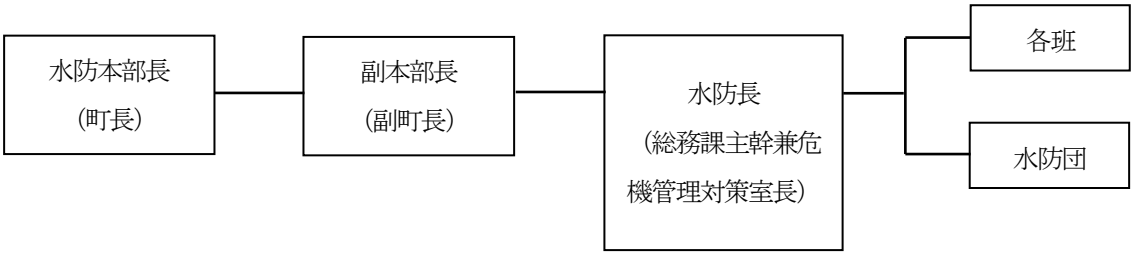

イ　職務分担

(ｱ) 水防本部長は、水防本部の事務を総括し、指揮監督する。

(ｲ) 副本部長は、本部長を補佐し、水防本部長に事故のあるときは職務を代行する。

(ｳ) 水防長は、本部長の命を受け、職務に従事する。

(ｴ) 水防本部の事務局は総務課に置き、その事務を行う。

ウ　水防本部各班の編成任務

水防本部の構成及び任務は次のとおりとする。

班　名	班　長	班　員	分担任務
連　絡　班	総務課主幹兼危機管理対策室長	総務課職員	1　各班の指揮並びに連絡調整に関すること。 2　気象通報及び警報に受理関すること。 3　水位、水害情報の通達、連絡に関すること。 4　配車、自動車運行に関すること。 5　その他特に命じられたこと。
資　材　班	建設水道課長	建設課水道職員	1　備蓄資機材の点検、整備に関すること。 2　人員、水防資器材の調達輸送に関すること。 3　建設業者への協力要請に関すること。 4　その他特に命じられたこと。
記　録　班	政策推進課長	政策推進課職員	1　水害情報の記録の収集保管に関すること。 2　水害記録の収集保管に関すること。 3　水害写真撮影並びに収集保管に関すること。 4　その他特に命じられたこと。
保健衛生班	健康福祉課長	健康福祉課職員	1　保健衛生に関すること。 2　その他特に命じられたこと。

(3) 水防活動体制の整備

ア　水防管理者は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

イ　河川、砂防施設等の公共施設管理者は、平常時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

ウ　河川、農業用排水施設管理者等は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(4) 水防団等の育成強化

ア　水防管理者は、平常時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。

イ　水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。

ウ　青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(5) 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる施設の整備に努める。

第２節　洪水予報・水防警報伝達計画

１　計画の概要

災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に資するために、気象や水防情報等を、水防関係機関及び住民に迅速かつ適切に伝達するための計画について定める。

２　洪水予報【警戒レベル相当情報】の発表と伝達

国土交通省と気象庁又は県と気象庁は、水防法（以下この章において「法」という。）第10条、第11条及び気象業務法第14条の２に基づき、洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を行い、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

本町には、最上川上流について対象河川の山形河川国道事務所と山形地方気象台が共同で洪水予報【警戒レベル相当情報】を発表し、伝達される。

町は、町地域防災計画の定めるところにより、浸水想定区域におけるハザードマップ等を活用しながら指定緊急避難場所の周知等も含め、関係住民及び水防関係機関へ伝達、周知する。

(1) 国土交通省最上川水系洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）連絡系統図

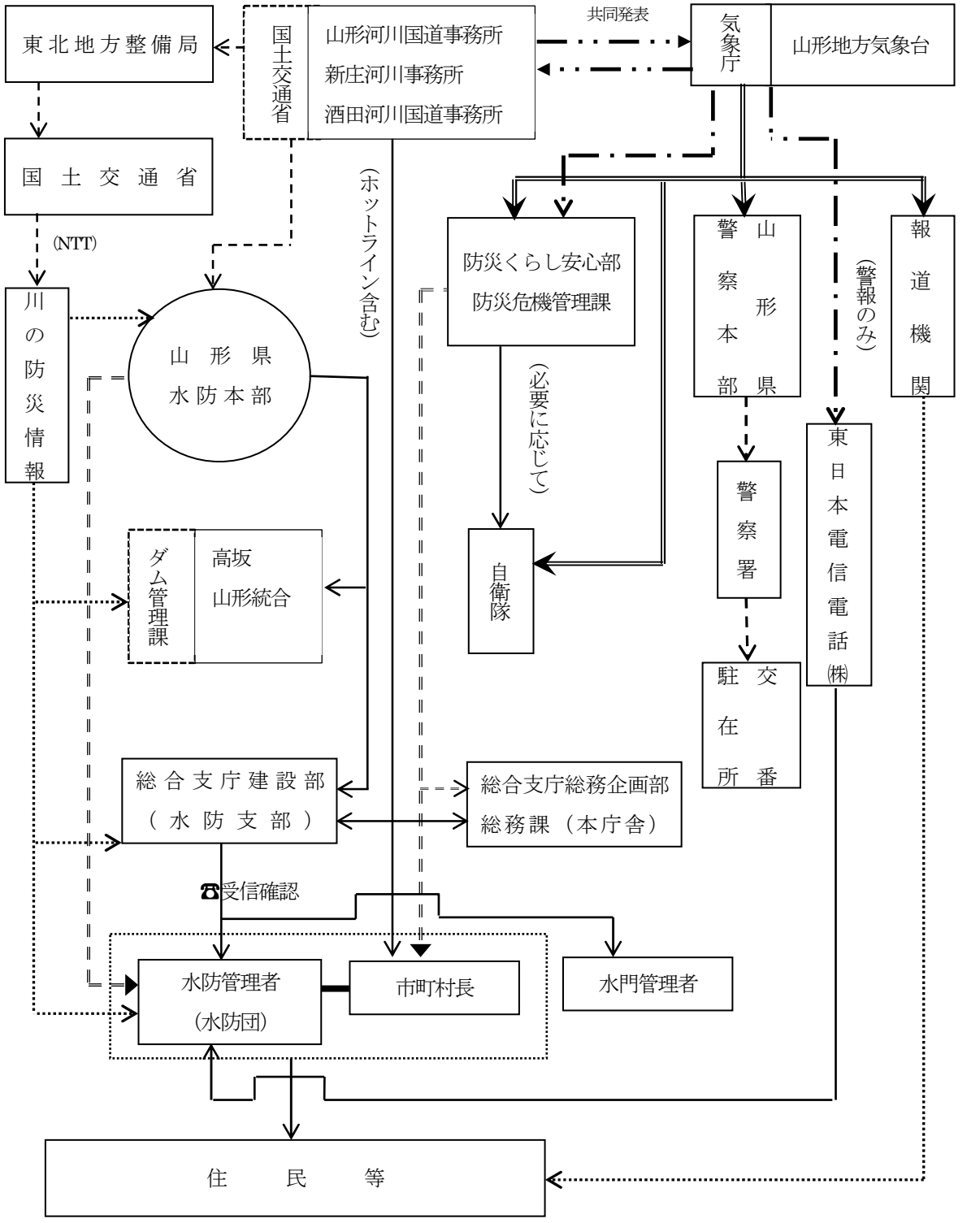

(2) 国土交通大臣と気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川（法第10条第２項）

ア　河川名・指定区域

水系	河川	実施区間
最上川	最上川上流	自左岸　米沢市中田町字堀立川向21番地の乙地先 自右岸　米沢市大字花沢字八木橋西上3616番地先
		至左岸　村山市大字田沢字小野原907番地65 至右岸　村山市土生田字高橋1515番地の2

イ　予報基準地点となる水位観測所

洪水予報名	観測所名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
最上川上流	小出（長井市）	11.50m	12.00m	12.60m	12.80m

ウ　発表基準

洪水予報の種類	予報文の表題	該当する条件
洪水注意報	氾濫注意情報	イの表の予報基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）達し、さらに水位が上昇するおそれがある時、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続している時、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれない時に発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
洪水警報	氾濫警戒情報	予報基準点の水位が、避難判断水位に達しさらに上昇するおそれのある時、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回った時（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続している時（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水警報	氾濫危険情報	予報基準点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達した時、または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる時に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
洪水警報	氾濫発生情報	予報区間において氾濫が発生した時。氾濫が継続している時に発表される。

		新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。

３　水防警報の発表と伝達

国土交通大臣は、法第16条第１項の規定により、水防上特に重要な河川等を指定し、当該河川等について水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときは、「水防警報」を発表する。水防警報が発せられたときは、水防管理者は、水防団を出動準備させ又は出動させる。

水防警報が発せられない河川の水防予知は水防管理者が行うものとし、必要がある場合は、水防警報に準じて措置する。

(1) 国土交通大臣の発する水防警報の対象とする河川の水位観測局

河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
最上川	小出（長井市）	11.50m	12.00m	12.60m	12.80m

(2) 水防警報の発表者

河川名	発表機関	責任者	官　署
最上川上流	山形河川国道事務所	事務所長	国土交通技官

(3) 水防警報の種類・内容及び発表基準

種　類	内　　容	発　表　基　準
待　機	水防団員の足留を行う （国土交通省のみ）	雨量・水位・流量・その他の河川状況により必要と認められるとき。
準　備	水防資機材の準備点検、水門等の開閉の準備及び水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
出　動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を超え又は超えるおそれがあり、なお、増水が予想されるとき。
解　除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

所轄事業所名	河川名	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	情 報	その他特に必要な事項
山形河川国道事務所	最上川上流	小出	行わない。	水位11.50mに達し、さらに氾濫注意水位（警戒水位）を上回る水位が予想されるとき。	水位12.00mに達し、なお増水のおそれがあるとき。	水防作業の必要性がなくなったとき。	雨量の状況に応じて水防活動上必要となる水位の状況を通報する。	

(5) 水防警報通報担当者及び受報者

河川名	水位観測所名	通報担当者	受報担当者	受報水防管理団体	連絡方法	摘　要
最上川上流	小出	山形河川国道事務所 調査第一課長	山形県県土整備部 河川課長	長井市、白鷹町、朝日町、大江町	無線電話及び市内電話	河川課電話番号 023-630-2611　～2620

(6) 水防警報河川及びその区域

河川名	水位観測所名	水防管理団体及び区域			摘要
		水防管理団体	区　　域	距離	
最上川上流	小出	長井市、白鷹町、朝日町、大江町	左右岸　置賜白川合流点から月布川合流点まで	左岸 47.2km 右岸	

(7) 発表形式

河川名	警　報	発表番号	種　別	発表日時分	発表機関
最上川上流（支川　須川下流含む）	水防警報	第　　号	準　備	年月日 時　分	山形河川国道事務所
	〃	第　　号	出　動	〃	〃
	〃	第　　号	解　除	〃	〃

第３節　水防活動計画

１　計画の概要

洪水による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、町がこれを警戒・防御し、被害を軽減するための水防活動について定める。

２　水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って水防団等に出動を促し、水防活動に万全を期する。

(1) 常に管下河川を巡視すること。

(2) 気象等に関する注意報、警報が発令された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。

(3) 洪水予報が発せられた場合は、連絡員は水防支部（村山総合支庁、以下本節において同じ）と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。

(4) 水防警報が発令されたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、出動準備を連絡し団員の待機をもとめるとともに一般に周知せしめること。

また、水位が氾濫注意水位に達した時は、山形県水防信号規則第１号により住民等に周知する。

(5) 氾濫注意水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、町長は状況をよく判断のうえ、団員を出動させ水防作業を開始する。

(6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、町内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる（法第17条）。

(7) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、西村山消防本部・朝日分署に出動を要請し又は寒河江警察署に協力を要請することができる（法第22条及び第23条）。

(8) 自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して水防本部（県土整備部、以下本節において同じ）にその旨要請する。

(9) 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、寒河江警察署長に通知のうえ、避難のための立ち退きを指示しなければならない（法第29条）。

(10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに西村山水防支部、寒河江警察署その他の関係機関に通報しなければならない（法第26条）。

(11) 水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、町長は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。

(12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、西村山水防支部を経由して水防本部に提出しなければならない（法第47条第２項）。

３　気象状況の通知

知事は、法第10条の規定により、気象台より気象状況の通知を受けたときは、直ちに気象台と常時連絡体制をとるとともに、連絡系統図に基づき速やかに水防支部、町に対しその気象状況を通知する。

水防管理団体は、必要があると認めたときは、その内容を一般住民に周知する。

(1) 水防に関する気象情報連絡系統図

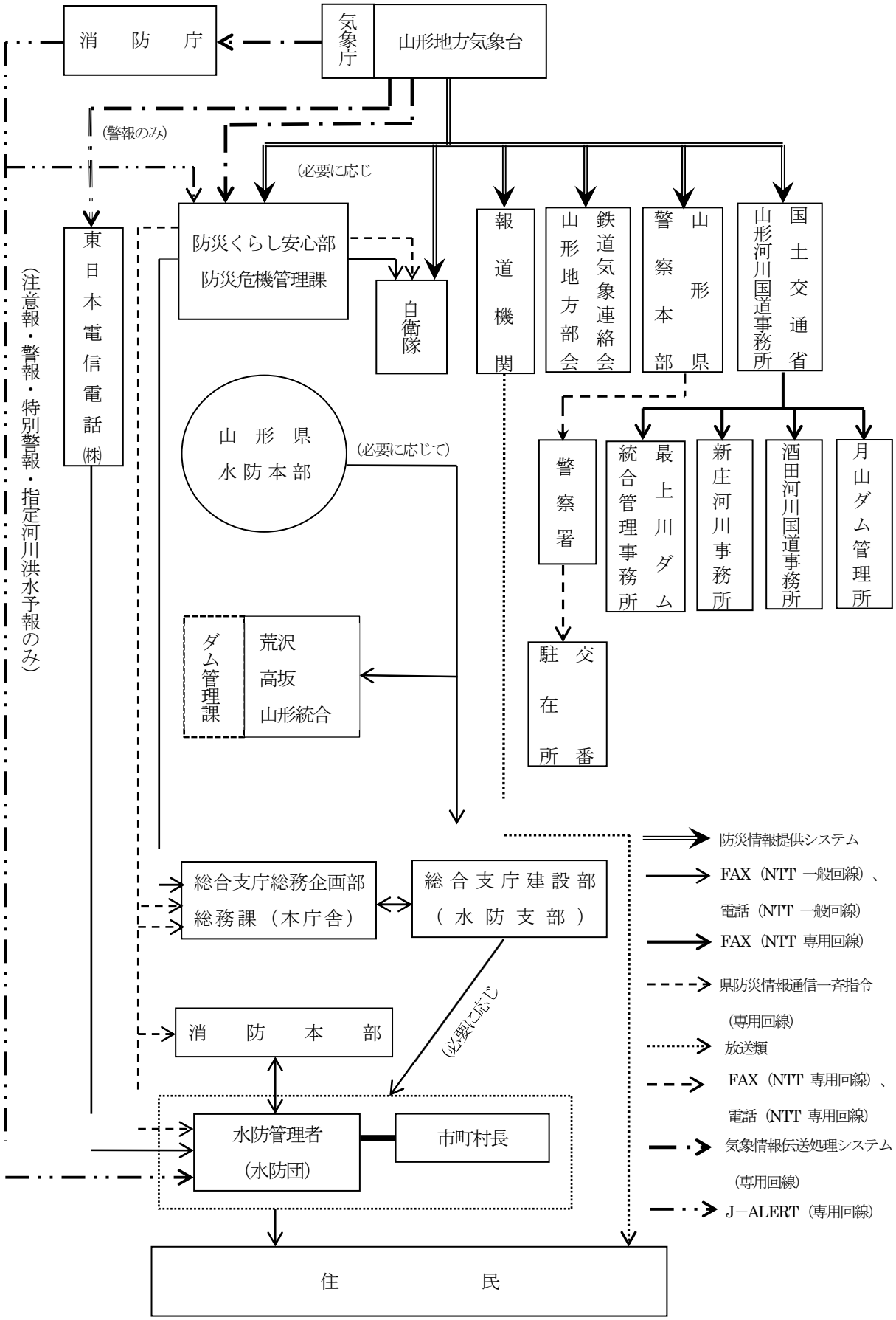

４　巡視及び警戒

(1) 巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、法第９条の規定により、最上川等の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡すると共に水防作業を開始する。

ア　裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

イ　表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

ウ　天端の亀裂又は沈下

エ　堤防の越水状況

オ　樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の絞り具合

カ　橋梁その他の構造物との取付部分の異常

５　水防作業

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、概ね水位が最大のとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の３／４位に減水したときが最も危険）ことから、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

(2) 工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として各水防管理団体において整備するものとし、県は側面的に援助をなすものとする（法第41条及び第44条の２）。

町は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備しておく。

６　輸送

水防管理団体は、水防資材、器具の輸送のため、トラック等の運搬具を整備し、必要に際し、緊急輸送に当たらせるものとし、管内の輸送経路についてあらかじめ水防支部と協定しておくものとする。

緊急のため、運搬車両の不足を生じ、やむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関をこれに優先協力させるものとし、この場合、寒河江警察署長及び山形陸運事務所長に連絡応援を求めるものとする。

7　避難のための立退き

(1) 退去の呼び掛け

水防管理者は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び寒河江警察署等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼び掛ける。

(2) 避難のための立退の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者、その命を受けた水防管理団体の職員は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合は、寒河江警察署長にその旨を通知する。

(3) 避難及び立退き

水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路などを定め、住民等に周知させておくものとする。

8　災害発生時の処理

堤防、溜池又は角落し等が欠壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。

この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

ア　居住者に対する立退き指示、避難誘導等

イ　水防支部、国土交通省山形河川国道事務所、隣接水防管理団体及び寒河江警察署への急報

9　水防解除

(1) 水防管理者は、水位が警戒水位を下廻り水防活動の必要がないと判断したときは、水防解除を命ずる。

(2) 水防解除を命じたときは、直ちに県水防支部に連絡するとともに、これを一般に周知する。

10　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

ア　天候の状況並びに警戒中の水位観測表

イ　水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所

ウ　警戒出動及び解散命令の時刻

エ　水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員

オ　水防作業の状況

カ　堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

キ　使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数

ク　水防法第28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所

ケ　応援の状況

コ　居住者出勤の状況

サ　警察関係の援助の状況

シ　現場指導の官公署氏名

ス　立退きの状況及びそれを指示した理由

セ　水防関係者の死傷

ソ　殊勲者及びその功績

タ　殊勲水防団とその功績

チ　今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

11　水防報告

水防団が出動して水防作業を行った場合は、その状況を水防管理者に報告するものとする。

第４節　応援計画

１　地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、当該水防監管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。（法第24条）

２　警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。（法第22条）

３　他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長もしくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。（法第23条）

４　協定

水防管理団体は、法第23条に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

５　指導

水防支部長、西村山消防本部消防長、寒河江警察署長は、管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは各々部下を派遣して水防団（消防団）の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援・指導を行う。

６　自衛隊の応援

水防管理者は、水防のため必要と認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第２章　大規模土砂災害対策計画

１　計画の概要

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、県、国土交通省、町が実施する大規模土砂災害対策について定める。

２　緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

また、国土交通省は、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について県及び市町村に助言を行う。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項　　目	内　　容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域のおおむね５割以上に１㎝以上の降灰等が堆積した場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

３　土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第１項及び第６項の規定による避難指示の発令の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては町に、国土交通省にあっては県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

４　避難指示

町は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、法第60条第１項及び第６項の規定による避難指示を適切に発令し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に住民等への伝達方法など、警戒避難体制の整備に努める。

第３章　雪害対策計画

第１節　ライフライン等確保計画

１　計画の概要

降雪期における交通、電力及び通信を確保するために、県、町及び関係機関が実施する雪害対策について定める。

２　交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、県、町、鉄道事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、県、町は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び町は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(1)道路施設の交通確保

町は、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

町は毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪を実施して雪害予防に努める。

ア　除雪体制

町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

イ　除雪路線

路線の選定にあっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

ウ　除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

(2) 消融雪施設等の整備

県、町及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋、家屋周辺における除排雪を可能とするため、次により消融雪施設等の整備を行う。

ア　消雪パイプの整備

(ｱ) 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に、消雪パイプの整備を行う。

また、消雪パイプの地下水揚水に伴う地盤沈下の防止を図るため、無散水消雪施設当の拡充にも努める。

(ｲ) 消雪パイプは、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

イ　流雪溝の整備

集落において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪、消雪パイプ及び無散水消雪施設の整備と組み合わせて、流雪溝の面的整備の促進に努める。

(3) 地吹雪対策の促進

町及び県は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して必要な施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

(4) 災害未然防止活動

ア　災害リスクの把握

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するよう努める。

イ　車両の運転者への啓発

集中的な大雪が予測される場合は、町民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップや除雪ブラシ、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

また、県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

２　電力の確保

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、積雪時における電力の供給を確保するため、次により送電線路及び配電線路等の雪害予防及び復旧体制の整備を図る。

なお、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携の拡大に努める。

(1) 施設の雪害予防措置

ア　送電線路

(ｱ) 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、送電線路の補修、整備を行う。

(ｲ) 樹木の接触や倒木による断線防止のため、基準離隔距離が保てるよう、樹木所有者と協議のうえ伐採などを行う。

(ｳ) 着雪による断線及び着雪、落雪時のはね上がりによる混触断線を防止するため、割り込み鉄塔による危険箇所の解消、腕金改造による電線間隔の拡大、がい子の吊型変更及び相間スペーサーの取り付けを実施する。

(ｴ) 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、適時パトロールを実施し、冠雪落としや支持物除雪等を行う。

イ　配電線路

(ｱ) 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、配電線路の補修、整備を行う。

(ｲ) 樹木の接触や倒木よる停電防止のため、樹木所有者と協議のうえ樹木の枝おろし、伐採及び倒木ガードワイヤーの設置等効果的措置を実施する。なお、事前伐採等の実施にあたっては、町との協力に努める。

(ｳ) 着雪による断線などの停電を防止するため、難着雪電線を使用する。

(ｴ) 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、電線の縦配列や、時期をとらえたパトロールを実施し、冠雪落としや支線除雪等を行う。

(2) 復旧体制の整備

ア　豪雪時における電線路障害の早期復旧を図るため、主要な支社に雪上車を配置し、障害地点への人員、資材の輸送手段を確保する。

イ　送電設備の巡視については、ヘリコプター・ドローンによる空中査察を行う。

３　通信の確保

(1) 電気通信事業者の雪害予防措置

電気通信事業者は、雪害のおそれのある電気通信設備等についての融雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

なお、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、町との協力に努める。

ア　設備の耐雪構造化

(ｱ) 電柱引上げ部分などの被害防止のため、凍結防止用ＰＥパイプを取り付ける。

(ｲ) 積雪、寒冷地用屋外線への取り替えを計画的に実施する。

イ　通信網の整備

(ｱ) 雪害が発生した場合、重要通信を確保し通信不能地域をなくすため、主要伝送路のループ化構成又は２ルート化構成を図る。

(ｲ) 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備、維持を図る。

ウ　迅速な復旧態勢の確保

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器、無線車等を主要場所に配備する。

(2) 孤立地区における通信確保

町及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶に備え、次により通信手段の多ルート化に努める。

ア　地域防災無線設備及び停電時における補助電源設備の整備

イ　衛星携帯電話の整備

ウ　簡易移動無線局の冬期間における臨時設置

エ　アマチュア無線の活用の整備

第２節　雪崩防止計画

１　計画の概要

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を確保するため、町、国、県、寒河江警察署、西村山消防本部・朝日分署及び施設管理者等が実施する雪崩防止対策について定める。

２　雪崩危険箇所の調査・周知

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

町、国、県及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読の他、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

ア　県は、雪崩危険箇所を周知するため、関係市町村や関係防災機関に資料及び情報を提供する。

イ　町は、雪崩危険箇所を町地域防災計画に登載するとともに、特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図る。

３　雪崩防止施設等の整備

国、県及び町は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその付属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時において積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

４　危険箇所の警戒

(1) 道路等の危険箇所の点検

道路管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

⑵ 町による監視

町は、西村山消防本部・朝日分署と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒態勢の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

⑶ 県及び警察の協力体制

県は、町から応援要請があったときは、寒河江警察署と協力のうえ危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

⑷ 住民の心構え

住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び町役場に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

５　事前回避措置の実施

⑴ 住民への雪崩情報の周知

ア　町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ　町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

ウ　町は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受け入れ体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

⑵ 道路施設等の対策

道路管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

６　雪崩発生時の応急措置

⑴ 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア　町は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、村山総合支庁へ状況を報告する。

イ　町は、住民等が被災した場合、直ちに西村山消防本部・朝日分署及び寒河江警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて知事に自衛隊の派遣要請を行う。

ウ　町は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

⑵ 道路等施設の被災時の対策

ア　道路管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める

また、避難者がいる場合は直ちに西村山消防本部・朝日分署及び寒河江警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業にあたる。

イ　町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、通行車両中に運転者等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長時間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、もしくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第３節　住民生活の安全確保計画

１　計画の概要

積雪期における住民生活の安全を確保するために、町及び県が実施する雪害予防計画について定める。

２　一般建築物の雪害対策

⑴ 住宅・建築物の安全性に対する指導

県及び町は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、住宅密集地区の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

⑵ 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなってきていることから、県及び町は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及を図る。

⑶ 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

県及び町は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組みに向けた啓発を行い、地域への支援を行う雪害ボランティアの組織化を図る。

また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。

⑷ 屋根雪等による事故防止の啓発

町は、県が提供する降雪量予測情報に基づき、雪害の未然防止を図るとともに、屋根雪下ろしなど除雪作業の集中する時期に合わせて設定される「雪害事故防止強化月間」において、命綱の使用方法など安全な雪下ろし・除雪作業について効果的な広報活動を実施する。

また、県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対する啓発に努める。

ア　こまめな雪下ろしの励行

イ　雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ　雪下ろし中の転落による事故防止

エ　家屋用除雪機のロータリーによる事故防止

オ　非常時における出入り口の確保

カ　換気口の確保

キ　ガス供給配管の点検

⑸ 空家等に対する措置

町は、空家等について、各区長と連携し、屋根の雪の状況等について危険がないか把握に努め、空家等からの落雪等により、道路、通学路、隣家への危険がある場合には、所有者や管理者に対し、適切な管理を実施するよう通知する。なお、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認め

るときは、その危険な状態を回避するため、朝日町空家等の適正管理に関する条例第７条の規定に基づき、緊急安全措置を実施する。

３　孤立集落対策

県及び町は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに指定避難所の電気、通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、指定避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努める。

４　消防水利の整備

町は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、多雪地に適した多段式消火栓や立上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

５　豪雪対策本部の設置

町長は、降雪により積雪量が増加し、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、朝日町豪雪対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 設置・廃止基準

設置基準	1　立木観測所の積雪量が150㎝又は宮宿観測所で100㎝に達したとき 2　町域に大雪特別警報、暴風雪特別警報が発表されたとき 3　町長が特に必要と認めたとき
廃止基準	1　豪雪による被害が発生する危険が解消したと認められるとき 2　豪雪対策が概ね完了したと認められるとき

(2) 設置場所

本部は役場庁舎に設置する。

(3) 指揮権限

指揮権限者は町長とし、町長に事故あるときは副町長が、町長、副町長ともに事故あるときは教育長が本部を指揮する。

(4) 本部を設置又は廃止した場合の通知等

本部を設置又は廃止した場合には、県、関係機関及び各報道機関等に通知する。

(5) 本部の組織

ア　構成

本部長　　町長

副本部長　副町長

本部員　　教育長、課長職をもってあてる

事務局　　総務課危機管理対策室

イ　各部の事務分掌

部	事　　務　　分　　掌
総務部 （総務課） （議会事務局）	1　本部の設置及び運営並びに総合調査に関すること。 2　各班の所管に属しない関係行政機関及び関係公共機関との連絡調整並びに情報収集に関すること。 3　町議会との連絡調整に関すること。 4　消防団との連絡調整に関すること。 5　被害状況の取りまとめに関すること。 6　被害時における職員の動員計画の実施に関すること。 7　豪雪対策に係る予算措置に関すること。 8　気象情報の収集伝達に関すること。 9　消防施設の除雪指導に関すること。 10　積雪期間における火災予防に関すること。 11　し尿、ごみの収集に関すること。 12　その他豪雪時における総務行政及び環境行政に関すること。
政策推進部 （政策推進課）	1　被害写真の収集及び記録等に関すること。 2　被害広報及び報道関係との連絡に関すること。 3　豪雪時における町民の足の確保に関すること。 4　その他豪雪時における政策推進行政に関すること。
税務町民部 （税務町民課）	1　被害建物の調査及び罹災証明の発行に関すること。 2　その他豪雪時における生活行政に関すること。
健康福祉部 （健康福祉課）	1　保健医療に関すること。 2　要配慮者及び要援護世帯の安全対策に関すること。 3　福祉施設等の安全対策に関すること。 4　豪雪時における福祉行政全般に関すること。
農林振興部 （農林振興課） （農業委員会）	1　農林漁業被害の調査及び応急対策に関すること。 2　その他豪雪時における農林行政に関すること。
総合産業部 （総合産業課）	1　商工業、観光施設被害の調査及び応急対策に関すること。 2　その他豪雪時における商工観光行政に関すること。
建設水道部 （建設水道課）	1　豪雪時における町内の道路の除雪に関すること。 2　国、県に対する要望、陳情等に関すること。 3　飲料水の確保に関すること。 4　水道施設の維持管理及び被害調査に関すること。 5　その他豪雪時における建設水道行政に関すること。
教育文化部 （教育文化課）	1　文教施設の安全対策に関すること。 2　児童、生徒の通学路の確保に関すること。 3　その他豪雪時における教育行政に関すること。

(6) 災害対策本部への移行

豪雪により特に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部に体制を移行する。

６　総合的雪対策

町は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消を行う。

第４章　航空機災害対策計画

１　計画の概要

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、県、町、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署、医療機関等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

２　事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集、伝達

航空機事故が発生した場合、次の伝達系統により、事故情報が伝達される。

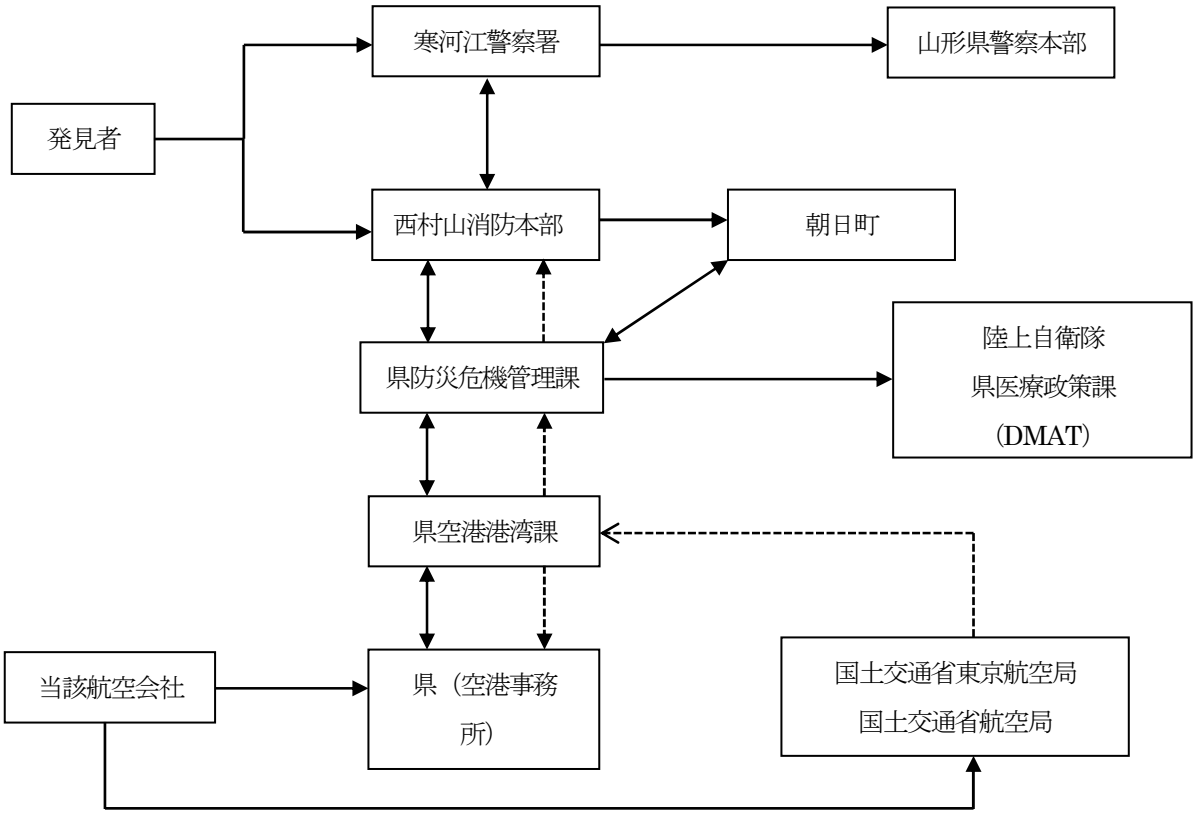

(2) 避難指示等

事故が発生した場合は、町又は寒河江警察署は、避難指示等の指示を行う。

(3) 安否情報の提供

航空会社、町、県及び寒河江警察署は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。

なお、必要により報道機関の協力を得て、広報する。

(4) 広報活動

ア　関係機関の連携

広報活動を行うにあたっては、県、町、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難指示等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

イ　乗客の家族等への情報提供

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

ウ　周辺住民、乗客等への広報

県、町、航空会社は、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う

３　応急活動の実施

町、西村山消防本部・朝日分署、県、寒河江警察署及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置する等、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。

国の現地災害対策本部が設置された場合は、相互に連携して応急活動にあたる。

第５章　道路災害対策計画

１　計画の概要

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、寒河江警察署、西村山消防本部・朝日分署等が実施する災害応急活動について定める。

２　被害情報等の伝達

(1) 大規模な道路災害が発生した場合、町は、被害状況の調査を行い、県に報告する。

(2) 道路管理者、寒河江警察署及び西村山消防本部・朝日分署のうち通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報する。

(3) 災害の発生を覚知した西村山消防本部・朝日分署は、直ちに県（防災危機管理課）及び事故発生現場を所轄する町に連絡する。

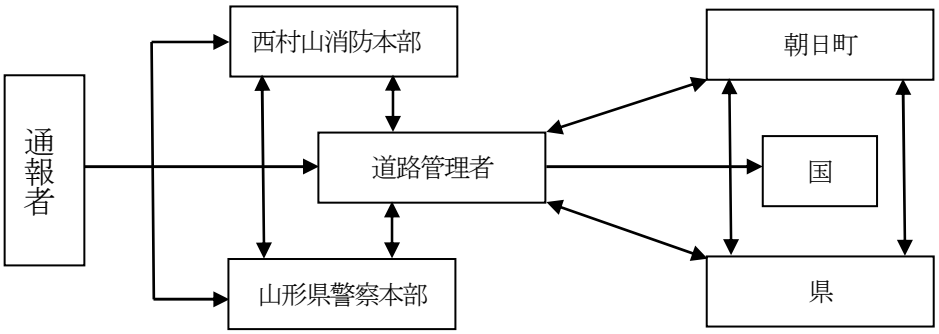

３　活動体制及び広域応援体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

道路管理者、県、町並びに関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。

(2) 広域応援要請

県及び町は、事故・災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

４　応急対策の実施

(1) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる

ア　通行禁止又は制限

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

イ　道路利用者及び一般住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに県警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用、道路情報提供システム等により広報を行う。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア　西村山消防本部・朝日分署は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ　道路管理者は、町等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときには、西村山消防本部・朝日分署、寒河江警察署及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるものとする。

ア　二次災害の防止

(ｱ) 西村山消防本部・朝日分署等は流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

(ｲ) 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(ｳ) 有害物質が河川等、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

イ　住民の安全確保

町及び寒河江警察署等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

第６章　林野火災対策計画

第１節　林野火災予防計画

１　計画の概要

自然環境と森林資源及び住民の生命財産を林野火災による被害から守るために、町、県、国及び林野関係機関が実施する災害予防対策について定める。

２　火災予防体制の整備

(1) 体制等の整備

町、県、国、西村山地方森林組合及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

ア　監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の住民等に林野の監視、事故通報等を委嘱する等、監視体制の整備に努める。

イ　防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

ウ　林道（防火道）の整備

町等は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

エ　消防水利の確保

町は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。

また、防災関係機関は、河川、湖沼、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

オ　消防施設等の整備

町は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

ア　火入れ許可

町長は、森林法第21条に基づき火入れを許可する場合には、西村山消防本部・朝日分署と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れ場所が他の市町村に近接する場合には、当該市町村に通知する。

イ　火気使用施設への指導

西村山消防本部・朝日分署は、森林内及びその周辺に所在する民家、山小屋、キャンプ場等の管理者に対して、火気の使用について適宜、査察や指導を行う。

(3) 危険気象等に対する警戒

ア　通常の警戒

林野の所有者、管理者及び西村山消防本部・朝日分署等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努める。

イ　火災警報発令と警戒

町長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、西村山消防本部・朝日分署の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

3　防火思想の普及

(1) 一般住民に対する啓発

町、県、森林管理署その他林野関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

(2) 住民、林野関係者等に対する指導

ア　山火事防止対策連絡会議等の開催

町、県、東北森林管理局山形森林管理署その他の林野関係機関は、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

イ　地域での指導の徹底

町は、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止に関する講習会を開催する等により、防火思想の徹底を図る。

ウ　職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、西村山消防本部・朝日分署の協力を得る等により、職場で林野火災防止に関する講習会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

4　消防体制等の整備

(1) 消防体制の整備

ア　消防出動計画の策定

町は、当該管轄地域の地勢、植生及び気象等を勘案し、林野火災を想定した出動計画を町地域防災計画及び町消防計画に定める。

イ　林野火災防ぎょ図の整備

西村山消防本部・朝日分署は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する消防本部と協議のうえ、所要の事項を表示する。

ウ　自衛消防体制の整備

林野管理者等は、林野火災が消防車両の進入が困難な場所で発生する場合が多いことを考慮し、自衛消防隊を組織する等により、初期消火体制の整備を図る。

エ　広域応援体制等の整備

県及び町は、県内外の消防機関との広域的な応援体制や東北森林管理局山形森林管理署、寒河江警察署、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

県、町及び林野関係機関は、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(3) 消防水利の確保

町、西村山消防本部・朝日分署は、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図る。

(4) 林野火災防ぎょ訓練の実施

県、町、その他の林野関係機関は、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

第２節　林野火災応急対策計画

１　計画の概要

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限にくいとめるために、森林所有者・管理者、地域住民、西村山消防本部・朝日分署、県その他関係機関が連携して実施する消火・救助活動について定める。

２　出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに西村山消防本部・朝日分署に通報しなければならない。

また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

(2) 西村山消防本部・朝日分署の対応

通報を受けた西村山消防本部・朝日分署は、直ちに関係隊を出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

３　消火・救助活動

(1) 火災防ぎょ活動

ア　地上での消火活動

町、西村山消防本部・朝日分署、東北森林管理局山形森林管理署及びその他の林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消火活動を行う。

イ　空中消火活動

町は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ　要救助者の救助

西村山消防本部・朝日分署等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

(2) 現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、町のほか、関係市町村、県、寒河江警察署、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、当該消防本部の消防長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じ現場近くに現地指揮本部を設置する。

４　避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町、寒河江警察署、西村山消防本部・朝日分署は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難経路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示等を行い、寒河江警察署等と協力して住民を安全に避難させる。

特に、要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成のうえ避難支援者をあらかじめ決めておくとともに、高齢者等避難を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

５　応援要請

町又は県は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

(1) 県広域消防相互応援協定

被災地消防本部の消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、次のとおり応援を要請する。

ア　被災地等同一地区内の広域応援隊を要請する場合

被災地ブロック幹事消防本部

イ　県内全地区から広域応援隊を要請する場合

被災地ブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部

(2) 緊急消防援助隊等

県は、総務省消防庁に対して、大規模特殊災害時における広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

(3) 自衛隊災害派遣出動

町長は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは、自衛隊に対して派遣要請を行うとともに空中消火資機材の手配を行う。

６　鎮火後の措置

西村山消防本部・朝日分署は、鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野の管理者等は、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講ずる。

第７章　原子力災害対策計画

第１節　総則

１　計画の目的

県内には、原子力施設がなく、また、女川原子力発電所及び福島第一原子力発電所から県境まで最短で約77キロメートル、福島第二原子力発電所からは約84キロメートル、柏崎刈羽原子力発電所からは約105キロメートル離れており、隣接県に立地する各原子力施設に関する「緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective Action Planning Zone）」にも含まれていないものの、隣接県の原子力発電所において大規模な事故等が発生した場合には、本町にも少なからぬ影響があると考えられる。

これら原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、住民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が住民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、住民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、本節は、山形県地域防災計画に基づき、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な生活を確保することを目的とする。

２　計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

３　計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

隣接県である宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 宮城県

事業者名	発電所名	所　在　地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	１号	BWR	52.4万ｋｗ	平成30年12月21日廃止
			２号	BWR	82.5万ｋｗ	
			３号	BWR	82.5万ｋｗ	

※ＢＷＲ＝沸騰水型軽水炉

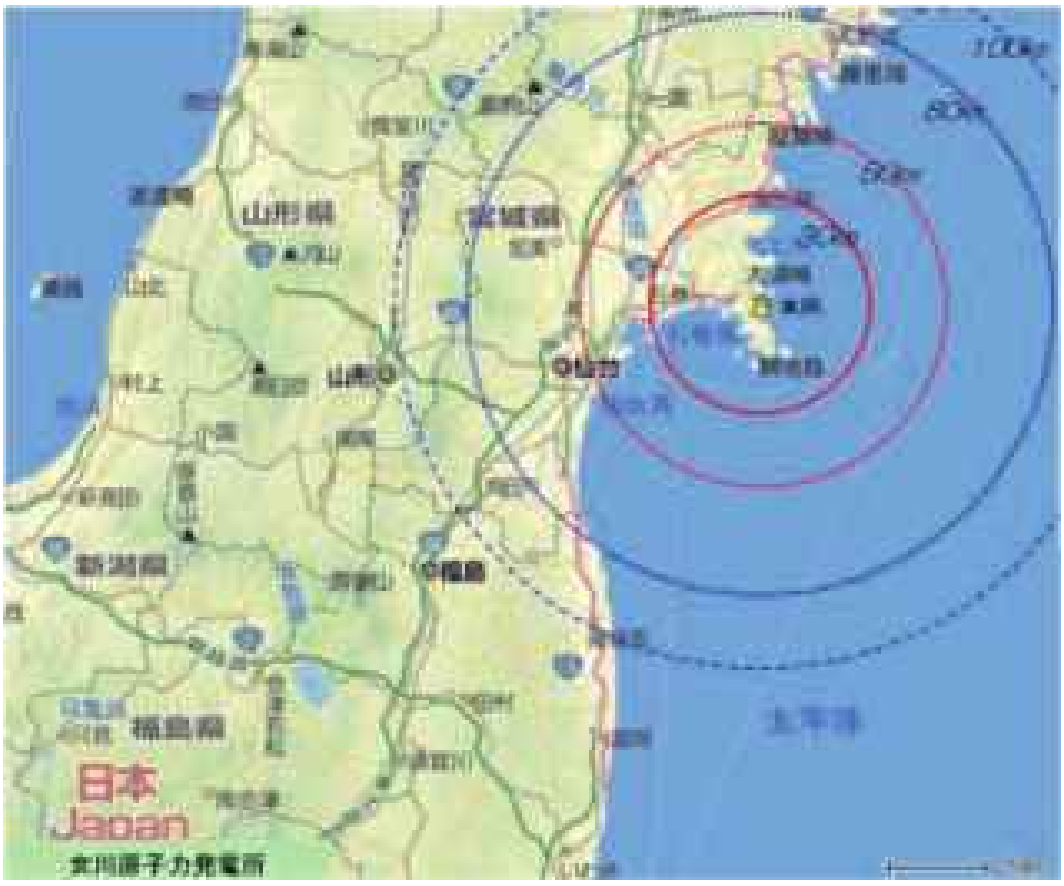

(2) 福島県

事業者名	発電所名	所　在　地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kw	平成24年4月19日廃止
			2号	BWR	78.4万kw	
			3号	BWR	78.4万kw	
			4号	BWR	78.4万kw	
			5号	BWR	78.4万kw	平成26年1月31日廃止
			6号	BWR	110.0万kw	
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楢葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kw	
			2号	BWR	110.0万kw	
			3号	BWR	110.0万kw	
			4号	BWR	110.0万kw	

※BWR＝沸騰水型軽水炉

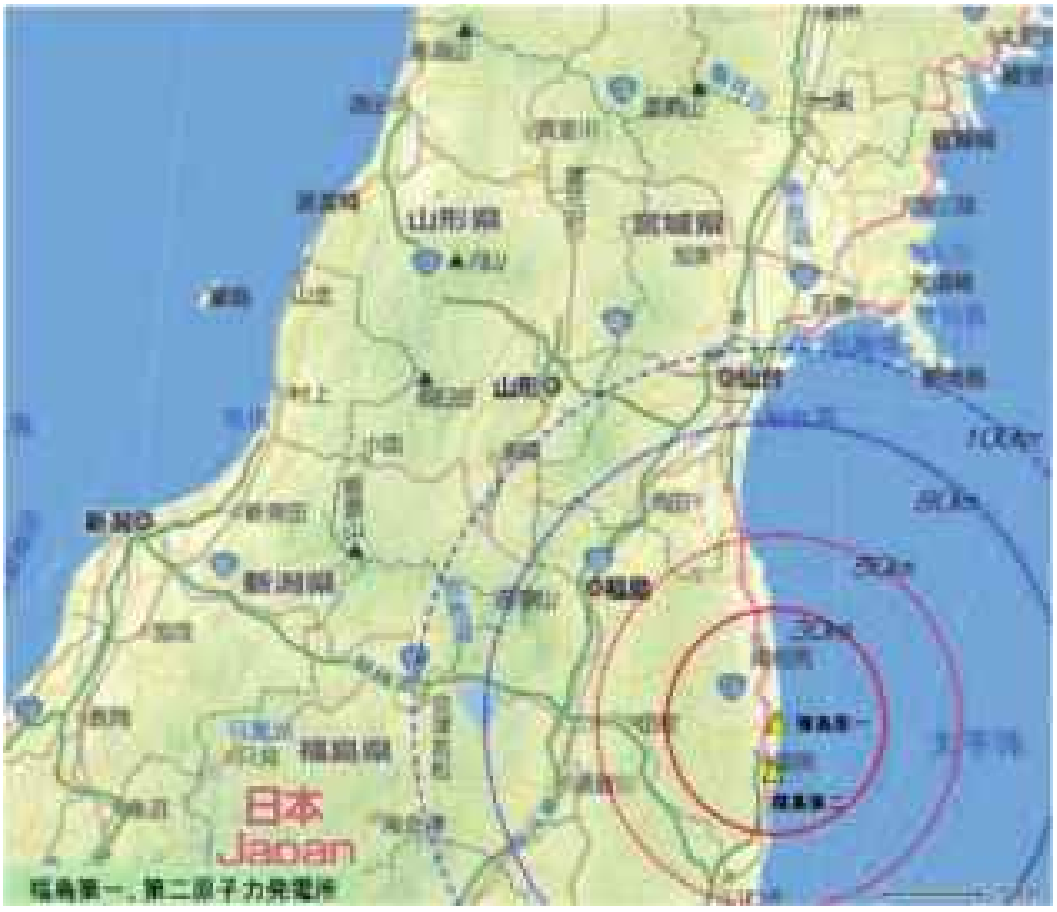

(3) 新潟県

事業者名	発電所名	所　在　地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力ホールディングス株式会社	柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村	１号	BWR	110.0万ｋｗ
			２号	BWR	110.0万ｋｗ
			３号	BWR	110.0万ｋｗ
			４号	BWR	110.0万ｋｗ
			５号	BWR	110.0万ｋｗ
			６号	ABWR	135.6万ｋｗ
			７号	ABWR	135.6万ｋｗ

※ＢＷＲ＝沸騰水型軽水炉、ＡＢＷＲ＝改良型沸騰水型軽水炉

第２節　原子力災害予防計画

１　計画の概要

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、県及び町等が実施する平時における原子力災害予防対策について定める。

２　活動体制等

県及び町は、平時から実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するなど、各々の役割に応じて活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。

なお、県が策定した「原子力発電所の事故等に係る初動対応マニュアル」に基づき、緊急時の情報連絡等を行う。

３　モニタリングの実施

(1) 平時におけるモニタリング

県は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平時から空間放射線並びに環境試料水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

ア　モニタリング体制等の整備

県は平時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行う。

なお、モニタリングの機器不足や故障を想定し、モニタリングの外部委託先やモニタリング機器の調達先をあらかじめ把握する。

また、町は、空間放射線に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

イ　モニタリングの対象とその手順

県は、平時から空間放射線量の測定や環境試料・流通食料・水道水中の放射性物質濃度の検査を行う。

モニタリング体制や実施手順等については、別に定めるマニュアルに記載するところによる。

ウ　モニタリング結果の公表

県は、平時におけるモニタリングの結果を定期的に公表する。

なお、測定結果に異常が確認された場合は、速やかに公表する。

４　防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

町は、住民等に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線、広報車等による広報を円滑に実施できるよう体制を整備する。

(2) 避難等の体制の整備

県及び町は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。

なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施する。

ア　県及び町は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた住民への注意喚起体制を整備する。

イ　県及び町は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第１項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定する。

(3) 防災訓練等の実施

県及び町は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的に実施する。

５　原子力災害医療体制等の整備

(1) 資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供を受け、放射線測定用資機材、簡易除染資機材、医療用資機材等に努める。

(2) 避難退域時検査等実施体制の整備

県は、避難退域時検査（居住者、車両、家族動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、関係機関も含め協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

また、事故発生地域からの避難者に対する健康相談を行うための体制を整備する。

６　防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

町は、県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

ア　放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

ウ　その他必要と認める事項に関すること

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア　防災広報

町は、県及び関係機関等と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

(ｱ) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること

(ｲ) 原子力災害とその特殊性に関すること

(ｳ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること

(ｴ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること

(ｵ) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関すること

(ｶ) その他必要と認める事項に関すること

イ　防災教育

県及び町の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 防災業務関係者に対する教育・研修

ア　町は応急対策の円滑な実施を図るため、国、県及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。

イ　防災関係機関は、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

(4) 住民相談体制の整備

町は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第３節　原子力災害応急計画

１　計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県等の原子力施設で大規模な事故が発生した場合に、県及び町等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

２　県の活動体制

⑴ 情報収集の開始

県は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、隣接県の原子力発電所に係る情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度５弱又は震度５強が発生した事態をいう。）の段階で対応職員を参集させ、情報収集活動等を開始する。

⑵ 対策会議の開催

県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態の段階で、複数の部局等の対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、関係課長等対策会議を開催する。

⑶ 災害対策本部の設置

隣接県の原子力施設において大規模な事故が発生した場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合であって、知事が必要と認めた場合は災害対策本部を設置する。

⑷ 専門家等の派遣要請

県は、応急対策の迅速かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、国に対し、専門家及び専門的な知識を有する職員の派遣を要請する。

３　町災害対策本部

県が災害対策本部を設置した場合で、町長が特に応急対策等の措置を必要と認めたときは、町災害対策本部を設置する。

４　モニタリングの強化及び対応

⑴ 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、ＯＩＬ（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

※〈ＯＩＬ〉

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

町は、県が行う緊急時モニタリングが円滑に実施されるよう、情報提供など必要な協力を行う。

ア　緊急時におけるモニタリング

(ｱ) 空間放射線モニタリング

県及び町は、初期段階においてはＯＩＬによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(ｲ) 放射性物質の検査

県は、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

イ　モニタリング結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページに（ポータルサイト）に掲載するとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。

また、結果については町に情報提供を行う。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア　県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

イ　県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、ＯＩＬや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び県民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

ウ　町は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

町は、水道水の放射性物質検査の結果、ＯＩＬや管理目標値を超えた場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

５　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施する。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

県及び町は、原子力災害による本県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県及び町は、本町への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行う。また、原子力緊急事態（※）が発生し、内閣総理大臣から、県及び市町村に対して、原災法第15条第３項の規定に基づき、住民等に避難や屋内退避等の指示を行うよう指示があったときには、市町村は、災対法第 60 条第１項の規定により、住民等に避難、屋内退避等の指示を行う。また、県は、市町村が、災害の発生によりその事務を行うことができなくなったときには、災対法第60条第６項の規定に基づき、市町村に代わってその事務を実施する。

※〈原子力緊急事態〉

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

ア　町は、内閣総理大臣からの指示があった場合には、住民に対する屋内退避又は避難指示を次の情報伝達の方法により行う。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。

(ｱ) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(ｲ) 同報系防災行政無線による広報

(ｳ) 広報車などによる広報

(ｴ) 学校、保育園、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避にあたり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達

(ｵ) 鉄道事業者、バス事業者の協力による広報

イ　県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。

なお、県外への広域避難が必要な場合は、県が避難先都道府県と協議し調整を行う。

調整に際しては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとし、移動が困難な者については、屋内退避も検討する。

ウ　町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

エ　県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

オ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

６　原子力災害医療活動等の実施

県は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。

なお、県は、避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

７　住民への情報伝達等

⑴ 広報及び指示伝達

町は県の指導のもと、同報系防災行政無線や広報車等を活用して、住民等に対する情報提供を行うとともに、住民等の行動に関する必要な事項の指示を行う。

また、情報提供にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

ア　事故の概要

イ　災害の現況

ウ　放射線の状況に関する今後の予測

エ　県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況

オ　屋内退避、避難など住民のとるべき行動及び注意事項

カ　その他必要と認める事項

⑵ 住民相談の実施

町は、住民等からの相談、問い合わせに対応し、積極的な提供に努める。

８　自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動

⑴ 緊急的な一時受入れ

町は、町及び県を越えて避難する者が発生した場合、避難元自治体と連携し、必要に応じて次のように対応する。

ア　町の保有する施設のうち提供可能な施設を選定し、一時的な避難場所として提供する。

イ　受入れに際しては、要配慮者及びその家族を優先する。

⑵ 短期的な避難者の受入れ

町は、県及び避難元自治体と連携し、必要に応じて次のように対応する。

ア　被災自治体より避難者受入れの要請があった場合は、まず町の施設で対応する。

イ　アによる受入れが困難な場合は、県と連携しながら、協議のうえ民間施設の借上げを検討する。

９　避難者への生活支援及び情報提供

⑴ 町は、県及び避難元自治体と連携のうえ、避難者のニーズを把握し、必要な支援に繋げる。

⑵ 町は、避難者に関する情報を活用し、避難元自治体からの情報を提供するとともに、県及び町からの避難者支援に関する情報を提供する。

第４節　原子力災害復旧計画

１　計画の概要

住民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

２　制限措置等の解除

⑴ 各種指示の解除

県は、モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民等への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、町に対し避難等の指示を解除するよう指示する。町は、住民等に対しその旨を伝達する。

⑵ 各種制限措置の解除

県は、モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民へ等の放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制等の解除を関係機関に対し指示するとともに、解除実施状況を確認する。

また、摂取及び出荷制限を指示された農林水産物等については、県が管理計画を作成するとともに、国に対して制限の解除を要請する。

３　モニタリングの継続及び汚染の除去等

⑴ モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表する。

⑵ 放射性物質による汚染の除去等

県は、モニタリングにより基準又はＯＩＬを超える空間放射線量率が確認され、住民等の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、関係市町村、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業など状況に即した適切な措置を講ずる。

⑶ 健康に関する相談への対応

県及び町は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

４　風評被害の軽減及び損害賠償請求等

⑴ 風評被害等の影響の軽減

県は、国、町及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、県産農林水産物や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等必要な対策を行う。

⑵ 損害賠償の請求等

県及び町等は、将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存する。